

Shinkin Central Bank Monthly Review

# 信金中金月報

第19巻 第9号(通巻577号) 2020.10

中小企業の事業継続計画(BCP)

コロナ禍の地域経済への影響

—外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察—

信用金庫の視点でひも解く

2020年版中小企業白書・小規模企業白書

—新たな「価値」を生み出す中小企業、地域で「価値」を生み出す小規模事業者—

信用金庫の会議改革への取組み

信用金庫の法人特化型店舗への取組み

地域・中小企業関連経済金融日誌(8月)

統計



信金中央金庫

## 「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

### 編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	小川英治	東京経済大学 経済学部教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授
委員	勝悦子	明治大学 政治経済学部教授
委員	齋藤一郎	小樽商科大学 大学院商学研究科教授
委員	家森信善	神戸大学 経済経営研究所教授

### 問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当: 安川、新井、大島)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

# 信金中金月報

2020年10月号 目次

	中小企業の事業継続計画（BCP）	2
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 松崎英一	
調 査	コロナ禍の地域経済への影響	4
	—外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察—	
	信用金庫の視点でひも解く	31
	2020年版中小企業白書・小規模企業白書	
	—新たな「価値」を生み出す中小企業、地域で「価値」を生み出す小規模事業者—	
	信用金庫の会議改革への取組み	42
	信用金庫の法人特化型店舗への取組み	49
信金中金だより	地域・中小企業関連経済金融日誌（8月）	55
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（8月）	59
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	60

# 中小企業の事業継続計画(BCP)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長  
松崎 英一

新型コロナウイルスの感染拡大によって、本年4月に「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛・休業要請などを背景に、中小企業は大きな影響を受けている。特に、人の移動や対面サービスが前提となっている宿泊業、飲食店、娯楽業などは、事業の継続に支障をきたした。5月下旬には、全国的に「緊急事態宣言」は解除されたが、ワクチンや治療薬が開発されない限り重症化の懸念は払拭されず、当面予断を許さない状況は続くだろう。

今から11年ほど前の2009年、新型インフルエンザが流行した際に、世界各国の経済活動に大きな影響があったため、我が国でも大規模災害や感染症蔓延時等の事業継続について関心が高まった。

ちょうどその頃、当研究所が全国の信用金庫の協力のもと取り組んでいる「全国中小企業景気動向調査（2009年9月調査）」において、特別調査「中小企業における災害等への取組状況（事業継続計画（BCP））について」を実施しているので、その回答状況を振り返ってみたい。なお、この調査は、全国約16,000先の中小企業を対象に、四半期毎に実施しており、業況や資金繰りなどの定例調査と、毎回異なるテーマの特別調査で構成され、回答企業の7割は、従業員20人未満の比較的小規模企業となっている。

その時の調査では、信用金庫取引先中小企業が普段最も意識している災害は、「地震」が65.7%、「火災」が55.9%、「新型インフルエンザ等伝染病」が40.3%で、次いで「水害（台風など）」が32.6%だった。近年、多発している「水害（台風など）」よりも「新型インフルエンザ等伝染病」への意識が高く出ているのは、新型インフルエンザの流行直後に調査を実施したことが影響しているからだろう。

当時、BCPを作成している企業は、わずか9.7%にとどまった。資金繰りについては、「売上の3か月分以上」の現預金を保有している企業が13.9%、「1か月以上3か月未満」が28.9%で、合計で42.8%の企業が売上の1か月以上の現預金を保有していると回答した。それに対して、「ほとんど保有していない」が16.8%、「把握していない」が8.6%、「2週間未満」が12.6%、

「2週間以上1か月未満」が19.2%で、合わせて57.2%の企業では、災害時の資金繰りに不安が残る結果となった。

その2年6か月後の2012年3月に実施した特別調査「東日本大震災から1年を経た中小企業経営」の中で、あらためてBCPの策定状況を聞いている。

BCPを作成している企業は、14.5%であった。2009年9月の調査に比べ、作成している企業の割合が上昇しており、東日本大震災以降、BCPの重要性が認識される中で、中小企業においても作成の動きが広がっている様子がうかがえた。ちなみに、BCPを作成している企業の割合は東北地域で19.3%、特に甚大な被害を受けた岩手、宮城および福島の3県で22.5%と、東日本大震災の影響度合いが大きい地域ほど、BCPを作成している企業の割合が高かった。

そして今回、2020年6月に特別調査「新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について」の中で、資金繰りの状況について聞いている。

新型コロナウイルスの影響が出る以前に保有していた現預金残高について、「売上の3か月分以上」が24.9%、「1か月以上3か月未満」が42.3%で、合計で67.2%の企業が売上の1か月以上の現預金を保有していると回答した。それに対して、「ほとんど保有していない」が6.6%、「把握していない」が4.4%、「2週間未満」が6.0%、「2週間以上1か月未満」が15.8%で、合わせて32.8%であった。2009年9月に実施した調査と比較すると、売上の1か月以上の現預金を保有している企業が24.4ポイント上昇しており、11年前と比較して現預金を保有している状況がうかがえた。

このように、近年の自然災害等の発生を受けて、中小企業のBCP策定や資金繰りへの意識は高まっている。一方、今回は地震、火災、水害といった局地的、一過性の自然災害ではなく、新型コロナウイルスの感染拡大という、グローバルな視点で継続的な対策を講じざるを得ない問題に直面している。

現在、中小企業は、様々な事業上の工夫を講じつつ、制度融資や補助金等公的支援制度や金融機関からの融資などを活用して資金繰りを行っているが、いずれも影響を一時的に緩和しているに過ぎない。

上記で紹介した特別調査結果をみると、新たな問題に直面するたびに、中小企業は課題解決に向けて取り組み、BCPを策定している企業の割合は上昇し、資金繰り面でも改善してきた。

新型コロナウイルス感染拡大という過去例をみない問題に直面しているが、これまでも数多くの困難な問題を乗り越え事業を継続してきた中小企業は、経営環境の変化に柔軟に対応し、解決の糸口を見つけ、ポストコロナ社会における新たなビジネスモデルを構築できると信じている。

## コロナ禍の地域経済への影響

－外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 新型コロナ、自粛率、第3次産業、観光、固定費、損益分岐点比率、資金繰り

(視 点)

新型コロナの感染拡大により、4月に「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛・休業要請などを背景に地域経済は甚大な影響を被った。今後も、感染拡大の長期化で外出を控える動きが定着化し、個人向けサービス産業などへの影響が持続するおそれがある。そこで本稿では、コロナ禍が個人向けサービス産業を中心に地域経済に及ぼしたダメージの深さを検証し、今後の新型コロナとの共存社会における地域経済の状況について展望する。

(要 旨)

- 「緊急事態宣言」期間中の4～5月の外出自粛率は、全国で平日30%前後、休日40%超に達した。感染拡大が著しい東京圏や近畿圏で高く、特に平日は在宅勤務を実施した企業が多い大都市圏の自粛率が地方圏を大幅に上回った。感染拡大が続いていることから、7月も東京圏の休日は20%台で推移するなど、都市部では外出自粛傾向が長期化するおそれがある。
- 個人消費は4～5月にコロナ禍前の1月に比べて18%前後減少した。総じて教養娯楽サービス、外食、被服・履物、交通、交際費の落込みが顕著だった。小売業販売額は、百貨店・スーパーは東京・京都・大阪・福岡等の都市部での減少が著しく、インバウンド需要の蒸発も影響した。一方、地方圏ではドラッグストア、ホームセンター、家電が堅調だった。
- 休業要請などで遊園地、映画館、興行、旅行、ジム、ボウリング、パチンコ、結婚式場、居酒屋、宿泊等で営業活動が激減した。4～5月にサービス産業の売上は前年比2割程度減少し、2～5月累計の売上は娯楽が同3.5兆円、飲食が2.8兆円減少した。観光・娯楽産業は、沖縄・千葉・長野・山梨・静岡・京都・奈良等でシェアが高く、地域経済への影響が大きい。
- コロナ禍前のインバウンド消費は4.7兆円でGDP比1%弱である。ただ、宿泊・飲食の売上高に占める外国人客の割合は、京都・沖縄で2割前後、東京・大阪で1割超、北海道・福岡・大分・山梨・奈良等も高い。また、福井・群馬・鳥取・滋賀・徳島・三重等は国内県外客の宿泊者が多いため、県間移動の慎重化で、宿泊稼働率の低迷が長期化するおそれがある。
- 都道府県別の個人向けサービス産業活動指数を試算すると、東京が4～5月にコロナ禍前の水準の5割程度に低下しており、東京圏・近畿圏や沖縄の落込みが著しかった。自粛率が高い大都市圏や観光地で個人向けサービス産業への影響が甚大であった。
- 中小企業が手元資金で固定費・短期債務の支払いを続けられる月数は、飲食業が3.2か月、宿泊・娯楽・小売等が5か月前後で全産業の8.7か月を下回る。コロナ禍は手元資金が薄い業種に直撃したという点でも日本経済へ大きなダメージを及ぼした。

(注) 本稿は原則、2020年8月14日時点の情報に基づき執筆している。

## 1. 問題意識

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」 という。）の感染拡大に伴い、世界的に経済活動が停滞している。日本では、20年1月16日に新型コロナの国内初の感染が公表され（15日に陽性判定）、30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。2月に入ると大型クルーズ船での集団感染が報告されるなど、2月以降、新型コロナの感染が徐々に拡大した。感染拡大に伴い、政府は2月下旬に全国的な大型イベント等の自粛を要請、3月2日からは全国の小中高校等で臨時休校、3月下旬には東京都が不要不急の外出自粛を要請、4月7日には政府が7都府県に対する「緊急事態宣言」を発出するなど（16日に全国へ拡大）、外出・移動の自粛や休業要請などが本格的に行われるようになった。このような日常生活における行動制約に伴い、各地域で様々な財・サービスの需要が消失するとともに、休業・時短営業によって財・サービスの販売や提供が制限されるなど、地域経済に多大な影響が及んだ。また、外出自粛・休業要請や県間移動の制限などが解除された後も、新型コロナの感染拡大防止に対応するために、外出・移動を自主的に控える動きや、出入国の制限、企業の営業活動の制約などが当面続く公算が高く、個人消費等の需要の低迷や企業による財・サービスの供給体制の足かせとなって、地域における経済活動を抑制することになるだろう。

そこで本稿では、コロナ禍による外出自

粛・休業要請がどのような産業や地域に影響を及ぼしたのかを個人向けサービス産業を中心に概観し、コロナ禍が地域経済に与えたダメージの深さを検証するとともに、今後の新型コロナとの共存社会における地域経済の状況について展望する。

## 2. 新型コロナ感染拡大の経緯と各都道府県の外出自粛の動向

### (1) 新型コロナ感染拡大の経緯と行政の対応

日本で新型コロナの感染が公表されたのは20年1月16日であるが（**図表1**）、当初、感染拡大は中国武漢で起きている対岸の火事のように捉えられていた。しかし、1月30日に世界保健機関（WHO）が「緊急事態」を宣言、日本でも「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、2月に入ると大型クルーズ船での集団感染や屋形船・ライブハウスでのクラスター（感染者集団）発生が報道されるなど、感染拡大に対する危機意識が徐々に高まった。

2月20日、政府はイベント開催の必要性の検討や感染拡大防止対策等の協力を要請しており、25日には『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』を決定した。26日に今後2週間の全国的なスポーツ、文化イベント等の自粛を呼びかけ（3月10日に10日間程度延長）、27日には全国の小中高校等の臨時休校を決定している（3月2日～春休み）。28日には感染者数が増えていた北海道が独自の「緊急事態宣言」を発出（**図表2**）、29日には東京ディズニーリゾート（TDR）やユニ

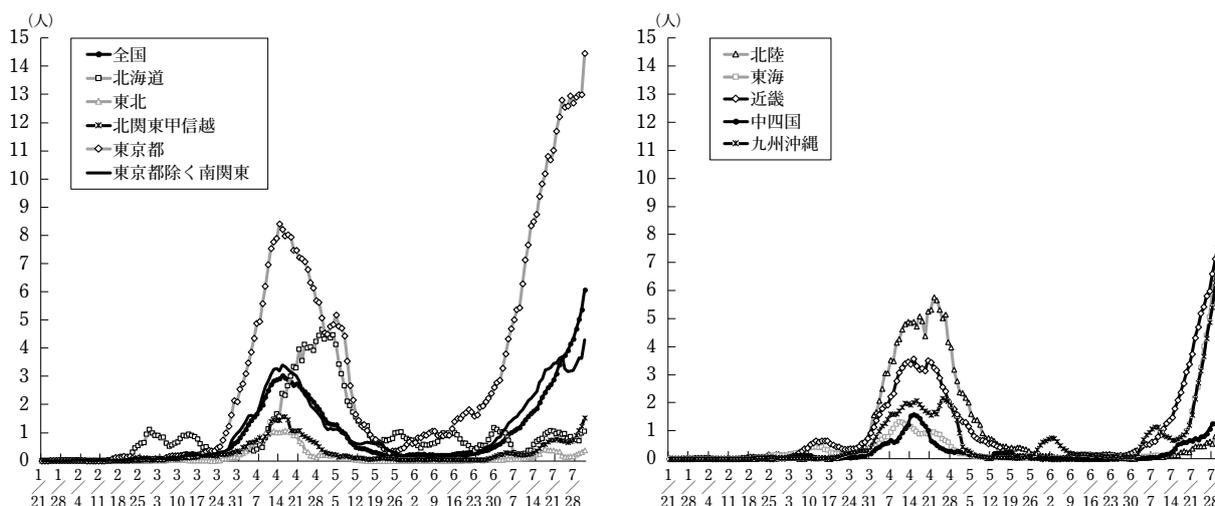
図表1 新型コロナ感染拡大の経緯と政府・地公体等の主な対応

日付	〈新型コロナ感染拡大の経緯と政府・地公体等の主な対応〉	〈主体〉	〈対象区域・業種・概要など〉
1月16日	新型コロナウイルス感染症、国内初の感染を公表（1/15に陽性判明）	厚生労働省	
1月30日	WHO、新型コロナウイルス感染症「緊急事態」を宣言 「新型コロナウイルス感染症対策本部」、設置（閣議決定）	世界保健機関 内閣	
2月1日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗船者の感染が判明 新型コロナウイルス感染症、「感染症法」に基づく「指定感染症」に政令で指定 中国湖北省に滞在歴がある外国人、入国を拒否（1/31決定、中国浙江省は2/13追加）	政府 政府	
2月3日	大型クルーズ船、横浜港入港。厚労省、検疫開始（2/5集団感染確認）	厚生労働省	
2月14日	東京の屋形船で集団感染（国内初のクラスター発生）と報道（1/18の新年会）		
2月19日	大型クルーズ船の陰性の乗員乗客、下船開始（～3/1）		
2月20日	イベント開催の必要性の検討や感染拡大防止対策等の協力を要請	政府	
2月24日	専門家会議、「（今後）1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」との見解を表明	感染症対策本部	
2月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、決定	政府	
2月26日	全国的なスポーツ、文化イベント等の自粛要請（今後2週間）	政府	
2月27日	全国の小中高校等の臨時休校要請（3/2～春休み） 入国拒否対象地域、拡大（韓国の大邱広域市・慶尚北道清道郡を追加）2/26決定	政府 政府	
2月28日	北海道、独自の「緊急事態宣言」を発出（～3/19）	北海道	
2月29日	主要テーマパーク、臨時休園。東京ディズニーリゾート（～6/30）、USJ（～6/7） 大阪府、ライブハウスでの集団感染の疑いで当該ライブハウス名を公表（2/15、2/16開催）		USJは6/8に大阪在住年間パスポート保持者を対象にプレオープン、以降、段階的に緩和
3月10日	全国的な大規模イベント自粛要請、10日間程度延長	政府	
3月11日	WHO、「パンデミック」を宣言 入国拒否対象地域、拡大（イタリア北部5州、イラン8州、サンマリノ全域を追加）3/10決定	世界保健機関 政府	
3月13日	「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」、成立（3/14施行）	国会	
3月19日	入国拒否対象地域、拡大（イタリア・スペイン・スイスの一部、アイスランド追加）3/18決定	政府	
3月20日	全国の小中高校等の一斉休校要請、延長せず。全国的な大規模イベント、慎重な対応を要請	政府	
3月23日	東京都、イベント等の自粛要請（今後3週間）。“ロックダウン”の可能性に言及	東京都	
3月24日	東京オリンピック、2021年夏までの延期を決定（3/30延期日程決定）	IOC、政府等	
3月25日	東京都、週末・夜間の不要不急の外出自粛、平日の在宅勤務を要請（～4/12）“感染爆発の重大局面”、“ノーマスク”に言及 海外渡航の危険情報、世界全体をレベル2に引上げ。不要不急の渡航自粛要請を発出	東京都 外務省	
3月26日	「新型コロナウイルス感染症対策本部」を特措法上の「政府対策本部」に指定	政府	都道府県対策本部を設置し、特措法24条に基づく外出自粛・休業の協力を要請できる
3月27日	入国拒否対象地域、拡大（欧州21か国・イラン全域を新たに追加）3/26決定	政府	イタリア・スペイン・ドイツなど
3月28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、決定	政府	4/7改正、順次変更
3月31日	外務省の感染症危険情報、49か国・地域をレベル3に引上げ。渡航中止勧告を発出	外務省	米英中韓台豪など引上げ、レベル3は計73か国・地域
4月3日	入国拒否対象地域、拡大（米英中韓台豪など49か国追加で73か国・地域）4/1決定	政府	
4月7日	7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出（～5/6）	政府	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
4月10日	愛知県、岐阜県、三重県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発出	愛知県、岐阜県、三重県	
4月11日	東京都、休業要請・協力依頼「ステップ0」（4/10対象施設公表）	東京都	カラオケ・パチンコ等の遊興・遊技施設、劇場・映画館・ライブハウス、ジム等の屋内運動施設、学校・学習塾、展示施設、生活必需品売場除く商業施設、接待を伴う飲食店、20時以降の飲食店営業・19時以降の酒類提供、イベントなど
4月12日	北海道・札幌市、「緊急共同宣言」を発表	北海道、札幌市	
4月13日	石川県、広島県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発出	石川県、広島県	
4月14日	大阪府、休業要請・協力依頼 福井県、香川県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発出	大阪府 福井県、香川県	
4月16日	「緊急事態宣言」、対象区域を全国に拡大	政府	全都道府県。特定警戒都道府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府

日付	〈新型コロナ感染拡大の経緯と政府・地公体等の主な対応〉	〈主体〉	〈対象区域・業種・概要など〉
4月20日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、閣議決定（4/7閣議決定を変更）	内閣	事業規模：95.2兆円程度、財政支出：38.1兆円程度（新たな追加分）
	沖縄県、独自の「緊急事態宣言」を发出	沖縄県	政府に沖縄県の特設警戒都道府県への追加指定を要請
4月29日	入国拒否対象地域、拡大（ロシア等の14か国追加で87か国・地域）4/27決定	政府	
4月30日	「20年度補正予算」、成立	国会	一律1人10万円の特別定額給付金、持続化給付金、実質無利子・無担保融資など
5月4日	「緊急事態宣言」、期間延長（～5/31）	政府	全都道府県
5月8日	大阪府、休業要請の基準となる「大阪モデル」の運用開始	大阪府	
5月14日	「緊急事態宣言」、区域縮小（北海道・東京圏・近畿3府県を除く39県で解除）	政府	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県を除く39県で解除
5月16日	大阪府、「大阪モデル」基準達成で休業要請段階的解除（5/14決定）	大阪府	1,000㎡以下のパチンコ等遊技・遊興・運動施設、劇場・映画館、大学、図書館、商業施設、22時までの飲食店営業、21時までの酒類提供など
	入国拒否対象地域、拡大（メキシコ等13か国追加で100か国・地域）5/14決定	政府	
5月21日	「緊急事態宣言」、区域縮小（近畿3府県を解除）	政府	京都府、大阪府、兵庫県で解除
5月23日	近畿3府県、休業要請大幅解除	京都府、大阪府、兵庫県	テーマパーク、大型遊興施設、22時以降の飲食店営業、21時以降の酒類提供など
5月25日	「緊急事態宣言」、全国的に解除（5都道県を解除）	政府	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	屋内100人・屋外200人までのイベント等の開催制限、解除（ステップ1）	政府	屋内は収容率50%か100人の小さい方まで可能
5月26日	東京都、「ステップ1」に休業要請緩和	東京都	22時までの飲食店営業、学校、美術館等の展示施設、無観客の屋内運動施設、屋内100人・屋外200人までのイベントなど
5月27日	入国拒否対象地域、拡大（インド等11か国追加で111か国・地域）5/25決定	政府	
6月1日	東京都、「ステップ2」に休業要請緩和	東京都	劇場・映画館、スポーツジム、学習塾、百貨店等の商業施設など
	近畿3府県、北海道、愛知県など、休業要請全面解除（休業要請継続は7都県：茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、岐阜県、福岡県北九州市）		ライブハウス、スポーツジム、カラオケ、接待を伴う飲食店など
	東京圏・北海道との間の不要不急の移動を除く県間移動自粛要請、解除	政府	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を除く県間移動。観光振興は県内
6月2日	東京都、「東京アラート」発令	東京都	
6月11日	東京都、「東京アラート」解除決定（6/30廃止）	東京都	
6月12日	東京都、「ステップ3」に休業要請緩和	東京都	カラオケ・パチンコ等の遊興・遊技施設、深夜0時までの飲食店営業、1,000人までのイベントなど
	「20年度第2次補正予算」、成立	国会	雇用調整助成金の助成額上限引上げ、家賃支援給付金、資金繰り支援策拡充など
6月19日	都道府県間移動自粛要請や1,000人までのイベント等の開催制限、解除（ステップ2）	政府	観光振興は県外も含めて徐々に緩和。プロスポーツは無観客で開催
	東京都、休業要請全面解除。（休業要請継続は2県：山梨県、岐阜県）	東京都	接待を伴う飲食店、ライブハウスなど
6月30日	東京都、外出自粛協力等の注意喚起に関する新たなモニタリング指標を公表（7/1試行）	東京都	数値基準を撤廃し、感染状況3項目と医療提供体制4項目などで総合判断
7月1日	東京ディズニーリゾート、営業再開	オリエンタルランド	事前予約制で入園者数制限
7月2日	東京都、「感染拡大警戒」と注意喚起	東京都	
7月4日	東京都、不要不急の都外への移動自粛を要請	東京都	
7月8日	鹿児島県、接待を伴う飲食店に休業要請（～7/21）	鹿児島県	接待を伴うキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ
7月10日	5,000人までのイベント等の開催制限、解除（ステップ3）	政府	屋内は収容率50%か5,000人の少ない方まで可能。プロスポーツも5,000人まで観客動員可能
7月13日	埼玉県、感染対策が不十分な接待を伴う飲食店に休業要請	埼玉県	接待を伴う飲食店で業界ガイドラインに従った感染対策が徹底されていない施設を使用停止
7月15日	東京都、感染状況を4段階のうち最も高い警戒レベルに引上げ。「感染拡大警戒」と注意喚起 特措法24条に基づく外出などの自粛協力を要請	東京都	感染状況は最も深刻な「感染が拡大していると思われる」。医療提供体制は2番目に深刻なレベル
7月22日	「GoToトラベル」（国内旅行に対する代金補助政策）、東京都を除外して前倒しで開始	政府、国土交通省	目的地が東京都・都民は除外。補助額は最大1人当たり1泊2万円（日帰り1万円）。補助の7割：旅行代金割引、3割：地域共通クーポン（9月から）
	8/1に予定していたイベント等の人数制限緩和を8月末まで見送ることを表明（再延期の見込み）	政府	当初の予定は、全国的な祭・野外フェス等の開催や屋内・プロスポーツ等は観客5,000人以内という上限を解除して、収容率50%以内なら可能
7月29日	岩手県で初めて新規感染者が判明。全都道府県に感染拡大	岩手県	
7月30日	東京都、「感染拡大特別警戒」として、酒類提供の飲食店・カラオケ店の時短営業を要請	東京都	8/3～8/31の期間、5時～22時の営業。協力金20万円支給
7月31日	沖縄県、岐阜県など、独自の「緊急事態宣言」などを发出		
8月	各地で独自の「緊急事態宣言」の发出、接待を伴う飲食店等への休業・時短営業、外出自粛を要請		東京都、大阪府ミナミ、愛知県栄・錦地区、沖縄県那覇市・松山地区等、宮崎県など

（備考）内閣官房等の各省庁・地方公共団体などの資料、各種報道から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表2 地域別の新型コロナ新規感染者数（人口10万人当たり直近1週間合計）の推移



(備考) 1. 地域別の新規感染者数は受診機関の所在地であり、感染者の居住地ではない。日付は感染確定日であり、公表日ではないので、報道等の数値と異なる点に留意を要する。人口は19年10月1日時点  
 2. ジャグジャパン(株)『都道府県別新型コロナウイルス感染者数マップ』、総務省統計局『人口推計』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

バーサル・スタジオ・ジャパン (USJ) 等の主要テーマパークが臨時休園に踏み切るなど、外出・営業自粛が徐々に広がった。

3月11日にWHOが「パンデミック」を宣言し、13日には『改正新型インフルエンザ等対策特別措置法』（以下「特措法」という。）が成立した（14日に施行）。全国では、3月1日からの3週間の新規感染者数は1日平均40人程度だったが、3月最終週（25～31日）は同140人程度に増加するなど、感染拡大傾向が強まった。23日には東京都が今後3週間のイベント等の自粛を要請し、都知事が会見で“ロックダウン”の可能性に言及した。24日には東京オリンピックの1年延期が決定し、25日に東京都は“感染爆発の重大局面”にあるとして週末・夜間の不要不急の外出自粛、平日の在宅勤務を要請（～4月12日）、“ノーマスク”を守るよう注意喚起した。この要請に伴い、主要デパートが週末休業・時短

営業を実施するなど、外出・営業自粛の動きが強まった。一方、企業がテレワーク等による在宅勤務などにシフトする動きは3月時点ではまだ鈍く、平日昼間の外出自粛は限定的だった。26日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が特措法に基づく「政府対策本部」に指定されたことで、各都道府県も対策本部を設置して特措法24条に基づく外出自粛・休業の協力を要請できるようになった。28日に政府は『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を決定し、4月7日に7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出した（16日に全国へ拡大）。11日に東京都が「休業要請・協力依頼」を行うなど、外出自粛や対象業種の休業などが本格化した。例えば、東京都では、カラオケ・パチンコ等の遊興・遊技施設、劇場・映画館・ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設、学校・学習塾、展示施設、生活必需品売場以外の商

業施設、接待を伴う飲食店、20時以降の飲食店営業・19時以降の酒類提供、イベント開催などに対する休業・時短営業の要請や協力依頼などがなされた。「緊急事態宣言」の対象区域では、特措法45条に基づく外出自粛の要請、休業要請・指示<sup>(注1)</sup>ができるようになる。「緊急事態宣言」を反映し、企業もテレワーク等による在宅勤務を一段と推し進めるようになり、外出自粛が平日昼間にも浸透するようになった。4月には新規感染者数が全国で1日に600人台に乗せる日もあり、感染爆発に対する危機意識が非常に強まった(図表2参照)。

5月4日に「緊急事態宣言」が31日まで延長されたが、5月の大型連休(1~6日)を過ぎると、新規感染者数が1日100人を下回るようになり、感染拡大が沈静化へ向かった。14日に「緊急事態宣言」の対象区域が北海道・東京圏4都県・近畿3府県、21日に北海道・東京圏へ段階的に縮小し、25日には全国的に「緊急事態宣言」が解除された。5月半ばから「緊急事態宣言」が解除された地域を中心に休業要請が漸次緩和され、徐々に外出・営業自粛の動きが弱まった<sup>(注2)</sup>。政府による施設使用・催物開催の制限に対する段階的緩和の目安では、「緊急事態宣言」が全国で解除された5月25日に屋内100人(収容率50%)以内、屋外200人以内のイベント等の開催制限を解除、6月1日に北海道・東京圏との不要不急の移動を除く県間移動自粛要請

を解除、19日に都道府県間移動の自粛要請、接待を伴う飲食業・ライブハウス等の休業要請、1,000人までのイベント等や無観客でのプロスポーツの開催制限などを解除、7月10日に5,000人までのイベント・プロスポーツ等の開催制限を解除するなど、約3週間ごとに制限を段階的に緩和した。

7月には外出自粛・休業要請等はおおむね解除されたが、新規感染者数は6月から東京都を中心に再び増加し、7月は拡大ペースが加速して全国的に感染が広がっている(図表2参照)。重症者・死亡者数の増加が比較的抑制されていることもあり、新規感染者数が増加しても4月の感染拡大時ほどの危機意識は醸成されていない。社会・経済活動が再び動き始めていることもあり、外出自粛の傾向は以前ほど強くない。政府は「緊急事態宣言」を再び発出することに慎重であり、7月22日には国内の旅行代金等を補助する「GoToトラベル」を、東京都内や都民の旅行を除外して前倒しで実施するなど、地域経済の再活性化を促している。8月に入って、感染再拡大を背景に飲食店等に時短営業・休業などを要請する地域が散見されるが、各都道府県も幅広い業種やエリアに休業を要請することには消極的である。医療提供体制が維持されている状況下では、社会的距離の確保、店内等の換気・消毒、対面サービスでの飛沫対策、在宅勤務の普及、不要不急の外出の抑制などの感染拡大防止策を講じながら、社会・経済活

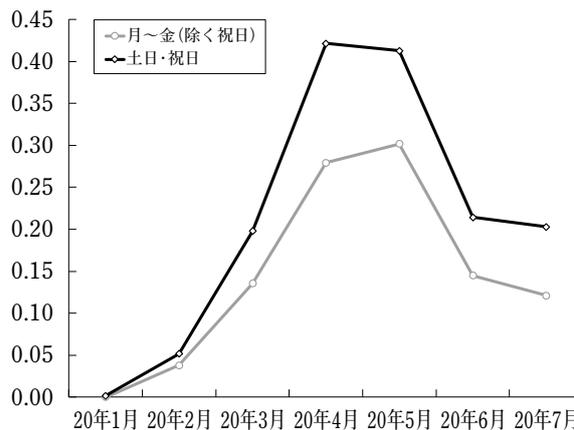
(注)1. 特措法45条に基づいて休業を要請(同2項)、指示(同3項)した時は、遅滞なく、その旨を公表しなければならない(同4項)。  
2. 「緊急事態宣言」の対象区域から解除された後は、各都道府県は特措法24条9項に基づく外出自粛・休業の協力要請や特措法に基づかない休業の協力依頼をすることになる。

動に過度な制限をかけずに新型コロナとの共生を図る社会・経済構造へシフトしていくものと考えられる。

## (2) 各都道府県の外出自粛の動向とその特徴

新型コロナによる外出自粛や休業要請などで地域経済は大きな影響を被ったが、各都道府県で外出がどの程度自粛されているのかをみることにする<sup>(注3)</sup>。まず、20年1月を基準とした外出の自粛率の推移（月次平均）を全国平均でみると、2月は土日・祝日で5.2%、平日（除く祝日）で3.8%にとどまっていたが、3月は各々19.8%、13.5%に上昇した（図表3）。2月下旬には全国的なイベント等の自粛要請や大型テーマパークの臨時休園、3月2日からは全国の小中高校等が臨時休校、3月下旬には東京都の週末・平日夜間の外出自粛要請などがなされたことを反映し、自粛率が高まった。4月は「緊急事態宣言」が発出され、土日・祝日は42.1%、平日（除く祝日）も27.9%まで上昇した。5月も自粛率は高水準を維持したが、全国的に「緊急事態宣言」が解除されたこともあり、土日・祝日は41.3%と若干低下した。一方、平日（除く祝日）は30.2%と4月から上昇している。「緊急事態宣言」発出前の段階ではテレワーク等の在宅勤務に踏み切る企業が限られたり、在宅勤務の態勢が整っていなかったりする企業も多く、4月上旬は自粛率が低かった。また、

図表3 外出の自粛率の全国平均値（月次平均）



(備考) 1. 外出の自粛率はコロナ禍前の1月を基準にしている。但し、5月4～6日の連休は1月の日曜平均と比較している。自粛率=1-（当該日の“外出者数×平均外出時間”）÷（平常時の“外出者数×平均外出時間”）。各都道府県の日次データを全国・月次で平均した値。全国平均は各都道府県の総人口（19年）で加重平均した数値とした。  
2. 国立情報学研究所水野研究室<http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>の外出の自粛率と総務省統計局『人口推計』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

5月の「緊急事態宣言」解除以降も在宅勤務を継続していた企業がみられたことから、平日は5月の自粛率が4月を上回ったものと考えられる。6月は、19日に都道府県間の移動自粛や東京都の休業要請が全面的に解除されるなど、制限が段階的に解除されたことで、土日・祝日は21.4%、平日（除く祝日）は14.5%に低下した。7月の自粛率は、土日・祝日が20.3%でほぼ横ばい、平日（除く祝日）は12.1%と小幅な低下にとどまった。感染拡大の長期化で休日の自粛率は20%前後で推移し、平日は働き方改革もあって企業が在宅勤務を原則化させるケースが散見されるなど、自粛率は10%台の定着ないし上昇する可能性がある。

(注)3. 外出の自粛率はコロナ禍前の1月を基準にしている。自粛率=1-（当該日の“外出者数×平均外出時間”）÷（平常時の“外出者数×平均外出時間”）。外出の自粛率は、国立情報学研究所水野研究室<http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>による数値。外出の自粛率の詳しい定義などは、水野貴之、大西立顕、渡辺努（2020）『流動人口ビッグデータによる地域住民の自粛率の見える化—感染者数と自粛の関係—』キャノングローバル戦略研究所を参照

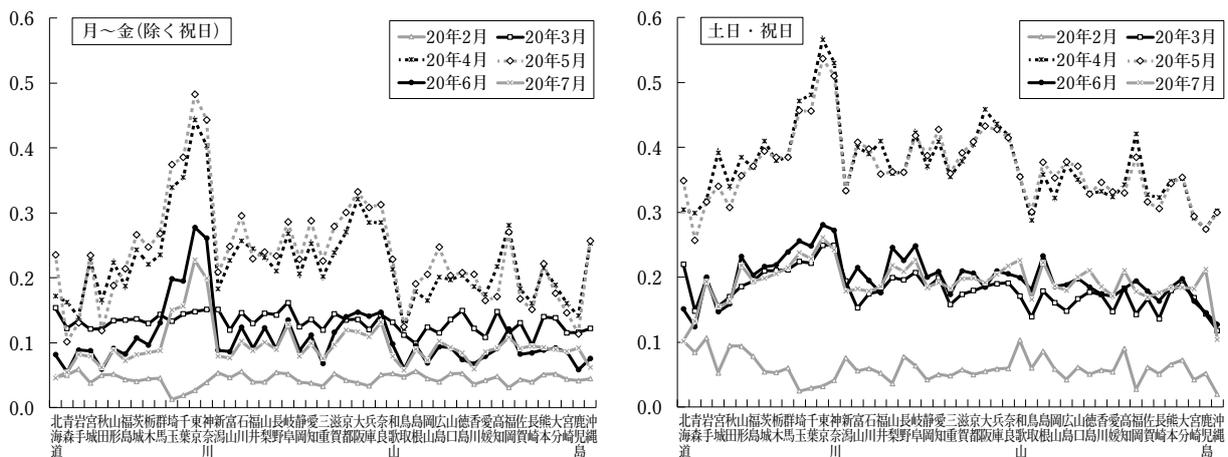
都道府県別に外出の自粛率をみると、2～3月は都道府県間で大幅な乖離は生じていないが、4～5月は特に東京圏・近畿圏や地方中枢都市などの大都市圏で自粛率が大幅に高まった（図表4）。感染が大都市圏で拡大したうえ、テレワーク等の在宅勤務に対応できる業種・職種や本社機能・管理部門などが大都市圏に集積している一方、地方では工場等の現業部門<sup>(注4)</sup>が多いことが影響した可能性がある。平日と休日の自粛率を比較すると、大都市圏では格差が小さい半面、地方では平日の自粛率が比較的低く、平日と休日の格差が大きい。地方では平日に在宅で勤務しにくい業務に就いている労働者が比較的多いことが一因と見込まれる。

6月は、自粛率が全国的に低下したが、平日は東京圏の自粛率が依然として高い。通勤時の混雑状況は徐々にコロナ禍前の水準に戻っているが、平日（除く祝日）は東京都が

27.8%、神奈川県が26.1%、埼玉県が19.8%、千葉県が19.5%と、全国平均の14.5%を上回っている。7月は、大都市圏で自粛率が比較的低下したものの、おおむね横ばい圏の変動にとどまった。休日は、22日の東京都を除く「GoToトラベル」の実施や23～26日の4連休などがあったが、豪雨・長雨等の悪天候や新型コロナの新規感染者数の増加などで外出が抑制され、自粛傾向が大幅に緩和しなかった。一方、平日は、特に東京圏や近畿圏などの大都市圏で6月よりも自粛率が低下しており、通常的生活行動に戻りつつあるが、東京都・神奈川県等の自粛率は他地域よりも依然として高い。

主要エリア別に人出の動向をみると、東京都ではオフィス街の人出がコロナ禍前の水準と比べて5月に4割超減少していたが（図表5）、「緊急事態宣言」解除後、在宅勤務などから通常の勤務形態に徐々に戻している企業も多

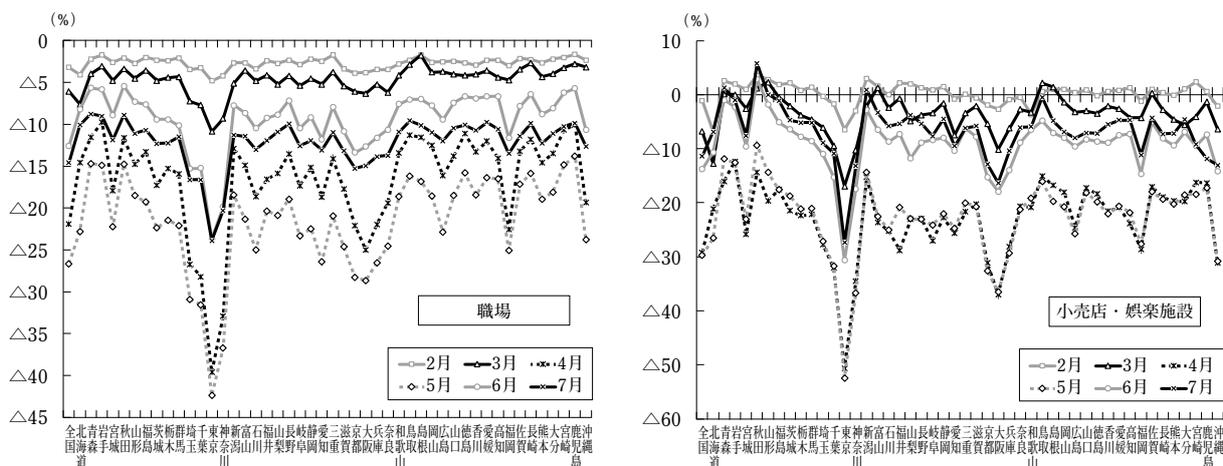
図表4 都道府県別の外出の自粛率（月次平均、平日・休日別）



(備考) 1. 外出の自粛率の定義などについては図表3を参照。日次データを月～金（除く祝日）と土日・祝日別に月次で単純平均した数値  
2. 国立情報学研究所水野研究室<http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>の外出の自粛率から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)4. 事務・技術部門以外の部門のことで、生産作業、販売又はセールスの作業を行う部門など

図表5 都道府県別の主要エリア（職場、小売店・娯楽施設）の訪問者数増減率（月次平均）



(備考) 1. 基準値（20年1月3日～2月6日の5週間における該当曜日の中央値）に対する訪問者数増減率（日次データ）の月次平均。2月は15～29日の平均  
 2. 小売店・娯楽施設の対象は、レストラン、カフェ、ショッピングセンター、テーマパーク、博物館、図書館、映画館など  
 3. Google Community Mobility Reportから信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

く、6～7月は減少率が25%弱に縮小した。東京都のオフィス街の人出は、コロナ禍前の人出の8割程度の水準が定着化する可能性がある。全国では7月に約15%減と、平日の祝日が2日間あったことも寄与して6月より減少率が拡大した。また、小売店・娯楽施設のエリアでは、東京都で7月は30%近い減少率となっており、4～5月の50%超に比べると減少率は縮小しているが、「緊急事態宣言」解除から2か月程度経った7月下旬も訪問者数の低迷が続いている。東京都隣接県や近畿圏でも1～2割減で推移しており、都市部のショッピングセンター等の商業施設、レストラン・カフェ等の飲食店、映画館・テーマパーク等の娯楽施設の客足は依然として厳しい状況がうかがえる。

### 3. コロナ禍における地域別の個人消費の動向

#### (1) コロナ禍における全国と地域別の個人消費の動向

前章のとおり、外出自粛は2月下旬から徐々に強まり、4～5月は「緊急事態宣言」に伴う外出自粛・休業要請や企業による在宅勤務の推進などで自粛率が大幅に上昇し、各世帯は巣ごもり状態となって消費活動は抑制された。「緊急事態宣言」下でも生活必需品は提供されており、通信販売や飲食等のデリバリーサービスなどは活発に利用されたものの、旅行・娯楽・飲食などのサービスを中心に個人消費は大幅に落ち込んだ。日本銀行『消費活動指数』で全国の個人消費の動向をみると、コロナ禍前の20年1月との比較では、インバウンド消費（訪日外国人による購入）を含む実質消費活動指数は20年2月に

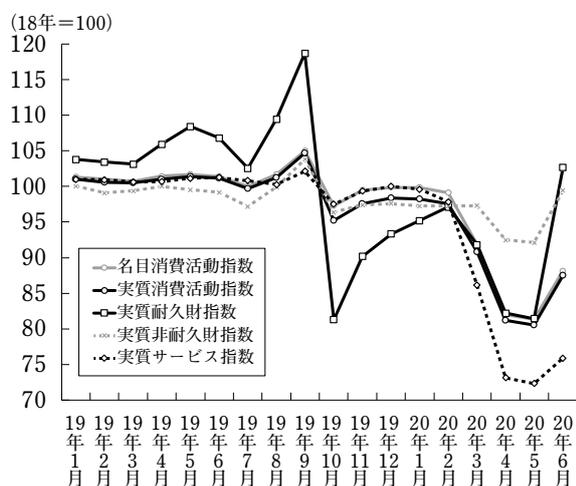
0.7%減（名目は0.7%減）、3月に7.6%減（同8.0%減）、4月に17.4%減（同17.9%減）、5月に18.0%減（同18.5%減）と著しく悪化した（図表6）。個人消費関連の事業者は、全体でみると4～5月にコロナ禍前よりも売上高が18%前後減少したものと見込まれる。特にサービス（実質）は4～5月に減少率が約27%、耐久財（同）も約14%に達した。非耐久財（同）は、衣料品などの販売不振で4～5月に約5%減少したが、飲食料品等の生活必需品などが含まれるので比較的底堅い。6月は、キャッシュレス・ポイント還元終了（6月末）の駆け込み需要、特別定額給付金や気温の上昇などが奏効して耐久財が大幅に改善し、非耐久財もコロナ禍前の水準を上回っ

たため、全体で11.0%減（同11.7%減）まで回復した。サービス消費の回復は緩やかだが、経済活動の再開を反映して、個人消費は持ち直しつつある。

また、日本人の消費動向を示す旅行収支調整後<sup>(注5)</sup>の実質消費活動指数をみると、4月は1月比で16.3%、5月は17.0%、6月は9.8%減少した。調整後の消費の方が調整前より減少率は若干小さく、訪日外国人客（インバウンド）の需要が蒸発したことなどによって、調整前は1.1%ポイント減少率が拡大している<sup>(注6)</sup>。

地域別に世帯の消費支出額（二人以上の世帯）をみると、「緊急事態宣言」期間中の4～5月平均（除く住居等<sup>(注7)</sup>）は、沖縄が前年比19.4%減、北陸が同17.7%減、関東が同16.7%減、近畿が同16.1%減と全国の減少率（13.8%減）を上回り、落込みが顕著だった（図表7）。一方、四国は同4.3%減、北海道は同4.5%減、東北は同5.9%減、九州は同6.7%減と1桁台にとどまっている。観光産業に支えられている沖縄県の落込みが大きいがおおむね大都市圏から距離が遠い北日本や本州以外の地域で個人消費の減少は比較的緩やかだった。用途分類別の寄与度をみると、総じて、外出自粛で外出に対する支出のマイナス寄与度が大きい半面（全国で△2.9%ポイント）、巣ごもりで家庭での食事が増えたことから外出以外の食料への支出が押し上げに寄与

図表6 消費活動指数（全国）の推移



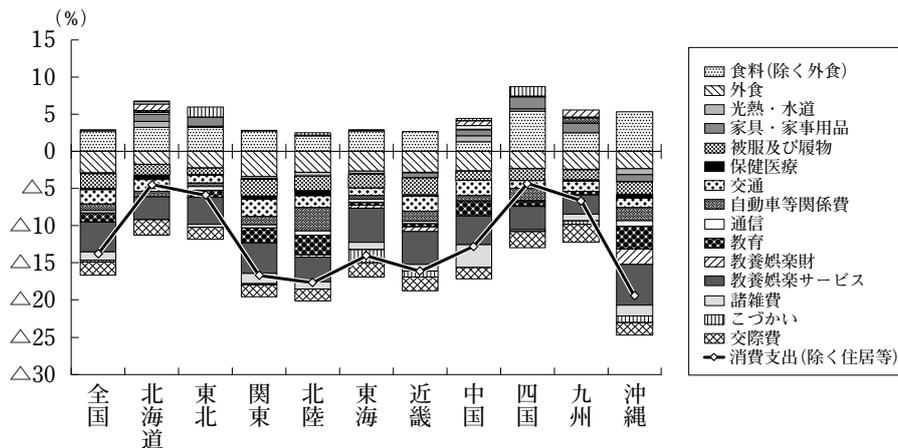
(備考) 1. 季節調整値。基準年は11年であるが、コロナ禍前および消費税率引上げ（19年10月）前である18年の平均値を100として図示した。消費活動指数は訪日外国人による消費（インバウンド消費）を含む。  
2. 日本銀行『消費活動指数』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)5. インバウンド消費（訪日外国人の日本での直接購入）を除き、アウトバウンド消費（日本人の海外旅行での直接購入）を含むベース

6. 出国制限によるアウトバウンド消費の蒸発は、旅行収支調整前後の減少率格差の縮小に寄与する。

7. 住居、自動車等購入（自動車等関係費）、贈与金（交際費）、仕送り金を除いている。

図表7 地域別の消費支出の前年比増減率（4～5月平均）



(備考) 1. 二人以上の世帯における消費支出額(名目)の20年4～5月平均の前年同期比増減率および用途分類別寄与度。消費支出額は住居、自動車等購入(自動車等関係費)、贈与金(交際費)、仕送り金を除いている。  
 2. 山梨県・長野県は関東、新潟県は北陸に含まれる。  
 3. 総務省統計局『家計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

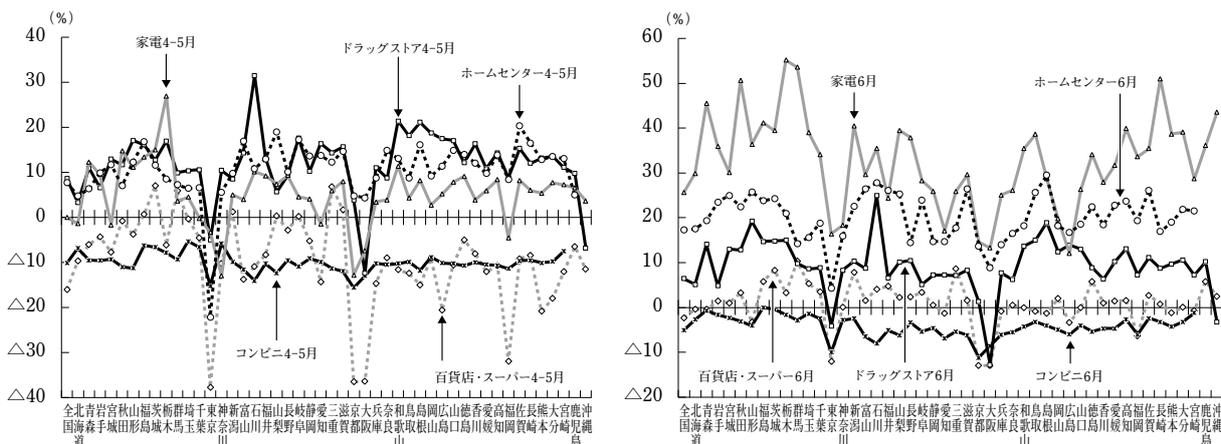
している(全国で2.7%ポイント)。また、教養娯楽サービスは全国で4%ポイント程度の押下げに寄与しており、全国的に支出が抑制された。他には、外出・移動や飲み会などが自粛されたので、被服・履物、交通、交際費(除く贈与金)などの減少が大きかった。地域別でみると、レジャー施設や百貨店・アパレルショップ等が集積し、公共交通機関が整備されている都市部では、教養娯楽サービス、被服・履物、交通の押下げ寄与が比較的大きい。一方、地方圏では、北陸など、移動の自粛でガソリン等を含む自動車等関係費(除く自動車等購入)の押下げ幅が大きい地域も散見される。

## (2) 各都道府県における主要業態別小売業の販売額

3月下旬、東京都などが週末等の外出自粛を要請したことを受けて、百貨店などは臨時休業や時短営業に踏み切り、4月には「緊急

事態宣言」を反映して食料品等の生活必需品売場を除く小売業への休業要請・協力依頼がなされるなど、小売店の臨時休業の動きが進んだ。百貨店・スーパーの販売額の動向をみると、4月は東京都・京都府・大阪府や福岡県などの都市部で前年より約4割減少し、「緊急事態宣言」が解除された5月も東京都・京都府・大阪府で減少率が30%を越すなど、落込みが顕著であった(図表8)。特に免税店等はインバウンド需要の消失で多大な影響が及んでいる。コンビニエンスストアも、4～5月に外出自粛や在宅勤務などで前年の売上高に比べて10%前後落ち込んでいる。特に東京都や京都府は15%程度の減少率で悪化が著しい。一方、休業要請の対象外となるドラッグストアは、マスク・除菌剤等のコロナ関連商品、ホームセンターは巣ごもりで日曜大工・園芸用品などが貢献して、底堅く推移した。ただ、ドラッグストアは大阪府・東京都や沖縄県などで前年の水準を下回るな

図表8 都道府県別の小売業の主要業態別販売額の前年比増減率（4～5月：左、6月：右）



(備考) 1. コンビニエンスストアは鹿児島県・沖縄県、ホームセンターは鹿児島県(6月)・沖縄県の数値が公表されていない。  
 家電は家電大型専門店を指す。  
 2. 4～5月はギャップ調整した前年同月増減率から逆算した前年同月の販売額を用いて算出した。  
 3. 経済産業省『商業動態統計』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

ど、外出自粛やインバウンド需要の消失などで振るわなかった。ホームセンターは「緊急事態宣言」期間中も全国的に前年の水準を上回っていたが、東京都のみ4月は24.0%減、5月は20.4%減と大幅なマイナスを記録している。家電大型専門店は、休業要請に伴って、東京圏・近畿圏などの大都市圏で臨時休業になった店舗が多かったが、在宅勤務へのシフトでパソコン等の情報家電の販売が堅調であり、5月にはおおむね全国的に前年の売上高を上回る水準に回復した。6月には気温の上昇でエアコン、外食の手控えで電子レンジ・ジャー炊飯器等の調理家電、空気清浄機・電気掃除機・洗濯機等の家庭での生活衛生向上に役立つ商品などが押し上げに寄与した。キャッシュレス・ポイント還元終了の駆け込み需要や特別定額給付金の支給、外出自粛で抑制されていた需要である“ペントアップ・デMAND”の顕在化や消費抑制の反動に伴う購買意欲の高まりである“リベンジ消費”

などが販売額の増加に寄与しており、一過性の側面が強い。4～5月は自粛率が高く、百貨店等の大型店舗やインバウンド需要への依存度が高い小売店が集積している大都市圏で小売業販売が不振であったことから、今後、感染拡大によって自粛率が再び高まれば、回復途上にある個人消費が再度悪化に転じる可能性がある。

#### 4. 外出自粛・休業要請に伴う各都道府県の個人向けサービス産業への影響

##### (1) コロナ禍における全国の第3次産業の活動動向

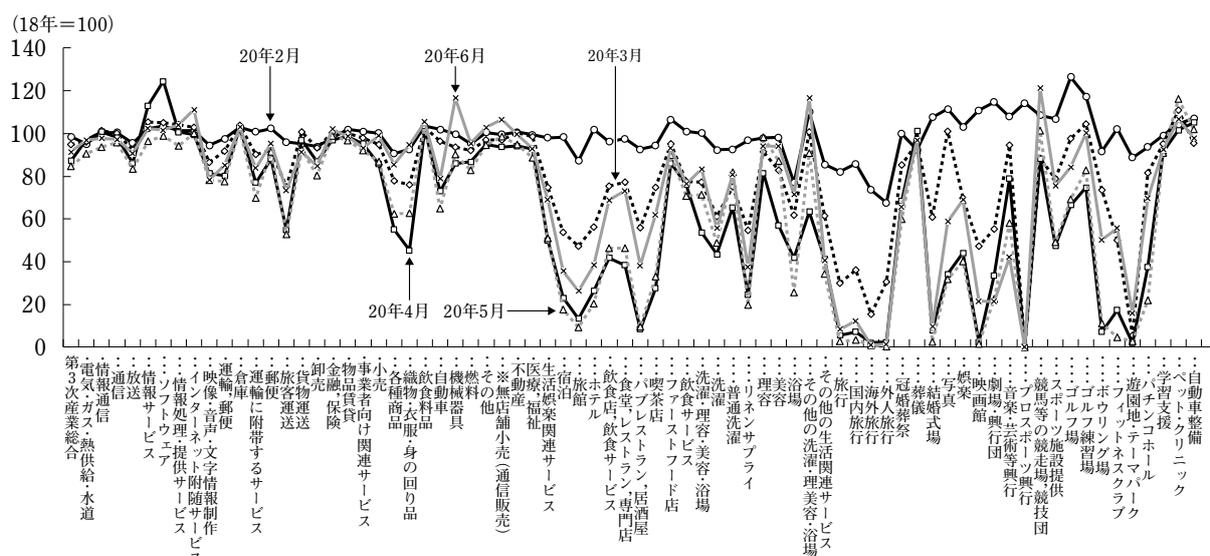
前章で「緊急事態宣言」下における個人消費の動向をみたが、教養娯楽サービス・外食・交通の落込みが大きく、サービス消費の押し下げ効果が大きかった。本節では、外出自粛や休業要請に伴って、サービス産業はどの程度の影響を被ったのかを、経済産業省『第3次産業活動指数』でみることにする。休

業・時短営業要請や外出・移動の自粛などで4～5月にほとんど営業活動ができなかった業種は、遊園地・テーマパーク、映画館、プロスポーツ興行、旅行であり、フィットネスクラブ、ボウリング場、パチンコホール、結婚式場、パブレストラン・居酒屋、喫茶店、旅館・ホテル、リネンサプライ、浴場なども営業活動が激減した（図表9）。宿泊施設や飲食店の休業・時短営業でリネンサプライなどの取引先にも影響が波及している。また、国内外の移動の自粛・制限で旅客運送や運輸に付随するサービスへの影響も大きい。一方、飲食店でも持帰りや一人客が多いファーストフード店の減少は比較的小幅である。休業・移動自粛の要請などが徐々に解除された6月は持ち直している業種が多いものの、旅行、宿泊、映画館・興行、テーマパーク等の観光・レジャー関連産業は依然として厳しい

状況である。

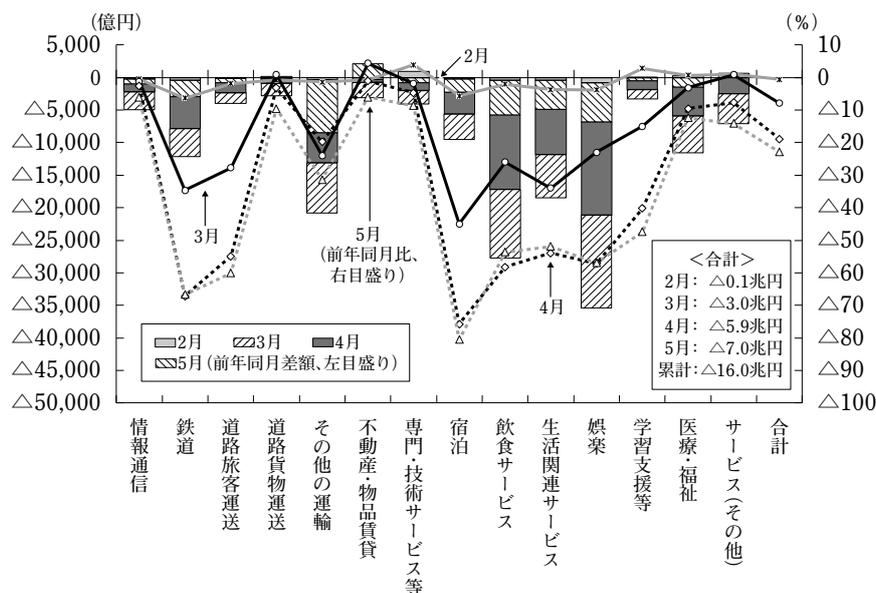
総務省統計局『サービス産業動向調査』でサービス産業の売上高をみると、2～5月累計は前年同期に比べて娯楽業で3.5兆円、飲食サービス業で2.8兆円、航空運輸等のその他の運輸業で2.1兆円、生活関連サービス業で1.8兆円減少した（図表10）。宿泊業は1.0兆円の減少だが、4～5月は前年の20～25%程度の水準にとどまり、減少率は大きい。サービス業全体でみると、情報通信、貨物運送、企業向けサービスなどは底堅いが、娯楽・飲食サービスなどの個人向けサービス産業の落込みで4～5月は前年比2割程度減少しており、2～5月の累計で16兆円の売上高が消失した。サービス産業の売上高が、6月以降は平均的に3月並みの水準（前年比△3兆円/月）に回復すると仮定すれば、20年の1年間で前年比37兆円の減少となる。GDP統

図表9 第3次産業活動指数の業種分類別推移（20年2～6月、全国）



(備考) 1. 基準年は15年だが、コロナ禍や消費税率引上げ前の18年平均を100とした季節調整値  
2. 経済産業省『第3次産業活動指数』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表10 サービス産業の売上高の前年同月との比較（2～5月）



(備考) 1. 事業活動の産業（事業所ベース）別の売上高。コロナ禍が顕在化した2月から「緊急事態宣言」が解除された5月の前年同月差額・同増減率。3～5月は速報  
 2. 総務省統計局『サービス産業動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

計で国内全産業の売上高に相当する産出額は年間1,045兆円（18年）であるので、全産業の産出額の3.5%分の売上高が喪失することになる。

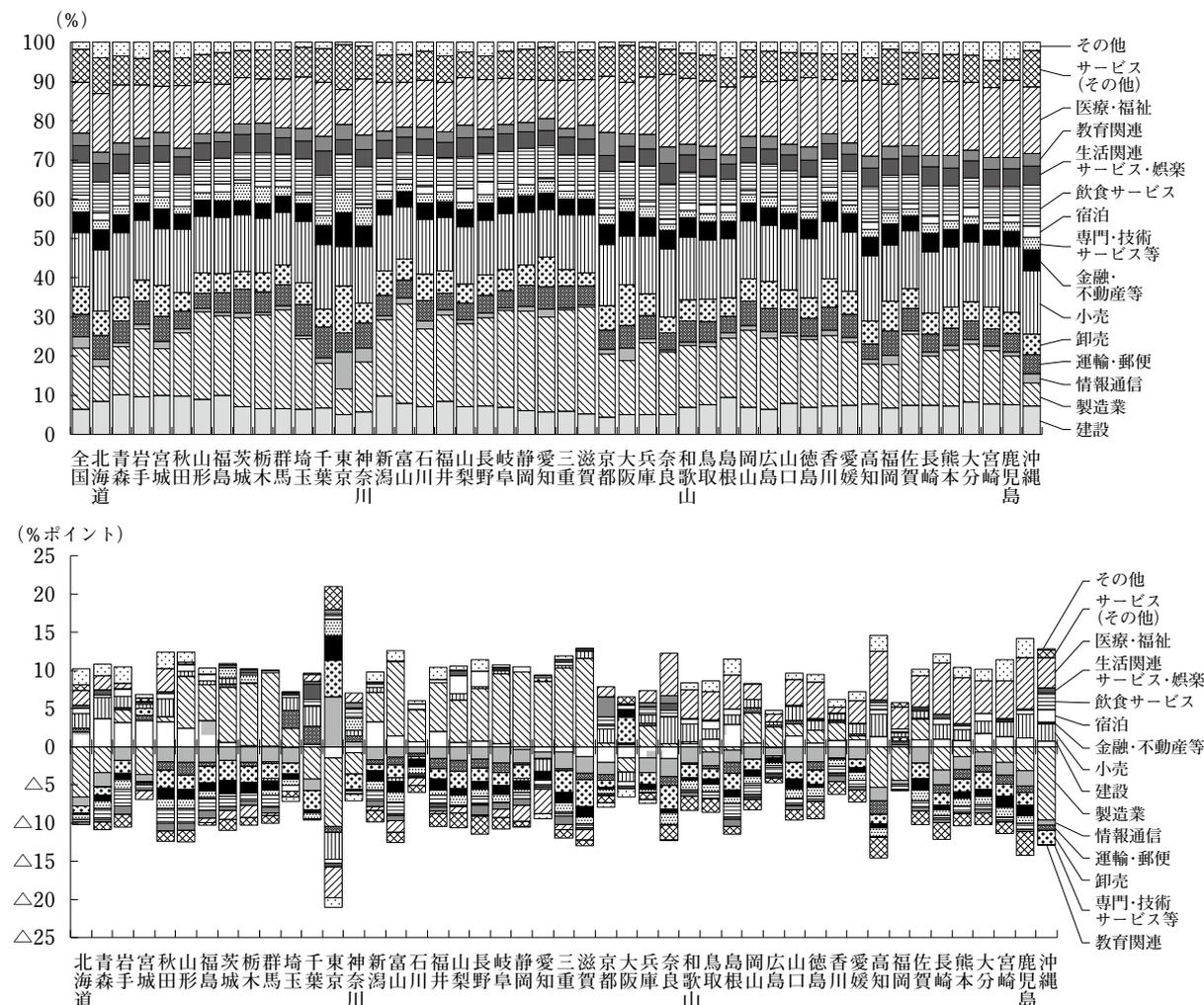
(2) コロナ禍の影響が大きい個人向けサービス産業の各都道府県の集積状況

全国でみると、コロナ禍で旅行、宿泊、飲食店、娯楽などの個人向けサービス産業への影響が大きかったが、本節では、各都道府県でこれらの産業がどの程度集積しているのかをみることで、地域経済におけるコロナ禍の影響をみることにする。

図表11は、総務省・経済産業省『経済センサス活動調査』における民営事業所の従業者数の産業別構成比（16年）である。生活関連サービス・娯楽の従業者数の割合が高いのは、TDRなどが立地する千葉県であり

（6.2%、全国は4.3%）、宿泊は避暑地・別荘地が多い山梨県・長野県が3.0%超と高い（全国は1.2%）。飲食サービスは観光地の沖縄県が10.4%（全国は8.2%）に達し、飲食店などで働く従業者が1割強を占めている。ベッドタウン等の住宅街が多い都市部周辺地域では、小売業の従業者の割合が高くなる傾向があるが、公共交通機関を利用しない範囲に住む地元住民のために飲食料品・日用品等の商品を扱う店舗が多いため、このような地域の商圈が狭い小売店は、コロナ禍の影響が比較的小さいものと見込まれる。一方、インバウンド消費やブランド品・宝飾品などの奢侈品・高級品等の依存度が高い百貨店等の商業施設や飲食店などが集積し、商圈が広範囲に及ぶ大都市圏や地方中枢都市では、休業要請や外出・移動の自粛、入国制限などの影響が大きく、当該業種へのダメージは甚大であ

図表11 各都道府県の民営事業所従業者数の産業別構成比（上）とその特化度（下）



(備考) 1. 16年時点。民営事業所が対象であり、国・地方公共団体や農林水産業の個人経営の事業所などは含んでいない。  
 2. 右図の特化度は、(当該都道府県の当該産業の構成比) - (全国の当該産業の構成比)とした。  
 3. 総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

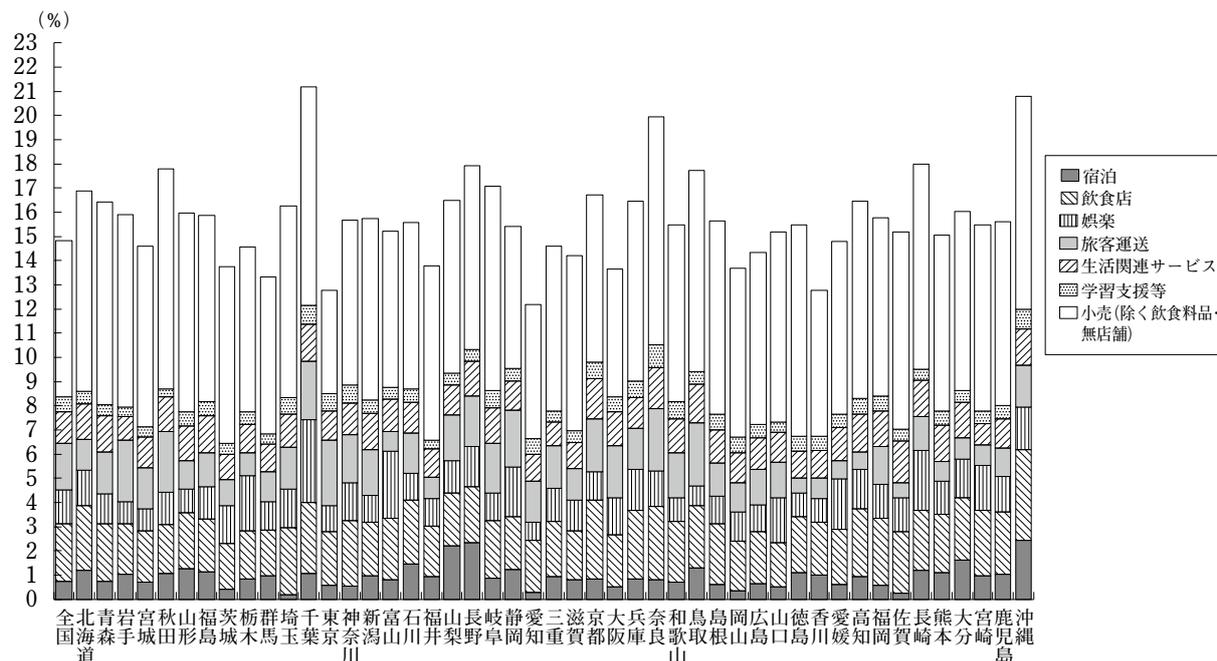
る。ただ、都市部は情報通信・卸売・金融等の企業向けサービスなどを提供する産業が集積しているため、都市部の産業全体としてはコロナ禍の直接的な影響は限定的であると考えられる。

コロナ禍による売上減少で人件費等の固定費の支払いが重荷になった企業や個人事業者は多い。この固定費は、売上高から変動費

(中間投入) を引いた限界利益を原資として支払われ、この原資はおおむね付加価値や所得に相当する。この付加価値額(営業利益+給与総額+租税公課)について、全産業のうちコロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業(コロナ禍のサービス産業)<sup>(注8)</sup>が占める割合を都道府県別にみること、コロナ禍による地域経済へのダメージを推測して

(注)8. コロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業(コロナ禍のサービス産業)は、図表9~10を参考に、宿泊業、飲食店、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業(除く学校教育)、旅客運送業、小売業(除く飲食料点小売業・無店舗小売業)とした。但し、旅客運送業は、統計の制約上、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業とした(一部貨物等を含む)。

図表12 各都道府県のコロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業の付加価値額のシェア（15年）



(備考) 1. 15年。全産業（民営事業所）の付加価値額に占めるコロナ禍のサービス産業の割合。付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課。コロナ禍のサービス産業は、宿泊業、飲食店、娯楽業、旅客運送業、生活関連サービス業、教育・学習支援業（除く学校教育）、小売業（除く飲食料品小売業・無店舗小売業）とした。但し、旅客運送業は鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業とした（一部貨物等を含む）。全産業は農林水産業の個人経営の事業所などを含んでいない。秘匿されている業種は当研究所の推計値  
 2. 総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

みる(図表12)。平時(15年)におけるコロナ禍のサービス産業の付加価値額の割合は、観光が主力産業の沖縄県とTDR・成田空港などが立地する千葉県が2割を超える高水準であった。特に、観光・レジャー関連産業<sup>(注9)</sup>は、沖縄県や千葉県の他に、宿泊施設が多い長野県・山梨県、温泉地・ゴルフ場などが多い静岡県、飲食店が多い京都府・奈良県、山陰海岸ジオパーク等がある鳥取県、ハウステンボス・世界文化遺産等がある長崎県なども高い。東京都などの都市部や愛知県などの製造業集積地などを除くと、おおむねコロナ禍のサービス産業の付加価値額のシェアは、16%前後に達している。これらの地域では、個人

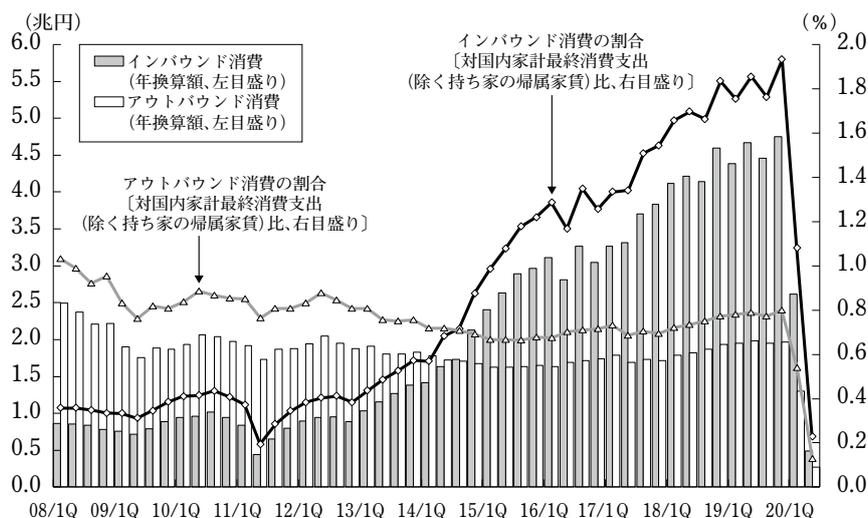
向けサービス産業が地域経済を支えている傾向が強く、今回のコロナ禍による売上高の大幅な減少は、従業員の給料削減や雇用調整、廃業・倒産の増加などの形で地域内外に波及していく度合いが強いものと推測される。

### (3) コロナ禍における観光産業の動向～移動自粛・出入国制限の地域経済への影響

本節では、外出・移動の自粛・制限の影響が大きかった、宿泊業や飲食店などの観光関連産業の動向についてみることにする。特に、20年は東京五輪の開催が予定されていたため、政府は訪日外国人客の目標を年間4,000万人に定めていただけに(19年は3,188

(注)9. 観光・レジャー関連産業は、宿泊業、飲食店、娯楽業、旅客運送業とした。

図表13 インバウンド消費の規模（四半期）



(備考) 1. 名目季節調整値の四半期データの年換算額。20年4-6月期は1次速報  
 2. 内閣府『四半期別GDP速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

万人)、コロナ禍によるインバウンドの消失(4~6月は前年比99.9%減)は観光関連産業に著しいインパクトを与えた。

コロナ禍前の訪日外国人による国内での直接購入(インバウンド消費)は、19年10-12月期は年換算額で4.8兆円であった(図表13)。これは国内で個人が消費した総額である国内家計最終消費支出の1.9%分<sup>(注10)</sup>に相当し、コロナ禍でほぼ蒸発してしまった。ただ、国内総生産(GDP)の規模と比べると0.9%で1%にも満たない水準であり、日本経済におけるインバウンド消費の直接的な寄与は大きくない。また、19年10-12月期の出国日本人による海外での直接購入(アウトバウンド消費)は年換算額で2.0兆円であり、海外渡航制限でこの規模の消費が国内の観光関連産業に向けられれば、GDPを0.4%分押し上げられる直接的な効果がある。出入国の落込みが1

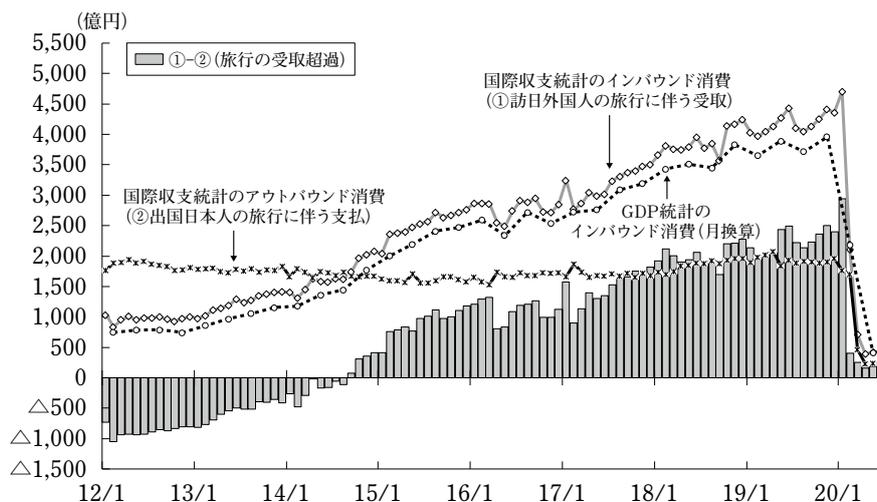
年間続き、アウトバウンド消費が国内観光産業に回るという仮定の下では、世界的な海外旅行の消失に伴う国内需要の減少は、年間2.8兆円、GDP比で0.5%程度に減殺されるものと見込まれる。

日本銀行『国際収支統計』でインバウンド消費の月次の推移をみると、20年1月は4,706億円に達していたが、2月に55%減少して2,105億円、3月は1月比85%減の710億円、4~6月は同9割減となった(図表14)。国内経済全体におけるインバウンド消費のインパクトは小さいものの、訪日外国人客に依存している観光関連の事業者にとってはダメージが大きい様子がうかがえる。

19年の国内の旅行消費額は、日本人客が21.7兆円、外国人客が4.7兆円、合計26.4兆円であり、外国人客の割合は18%、観光・レクリエーション目的に限っても21%であっ

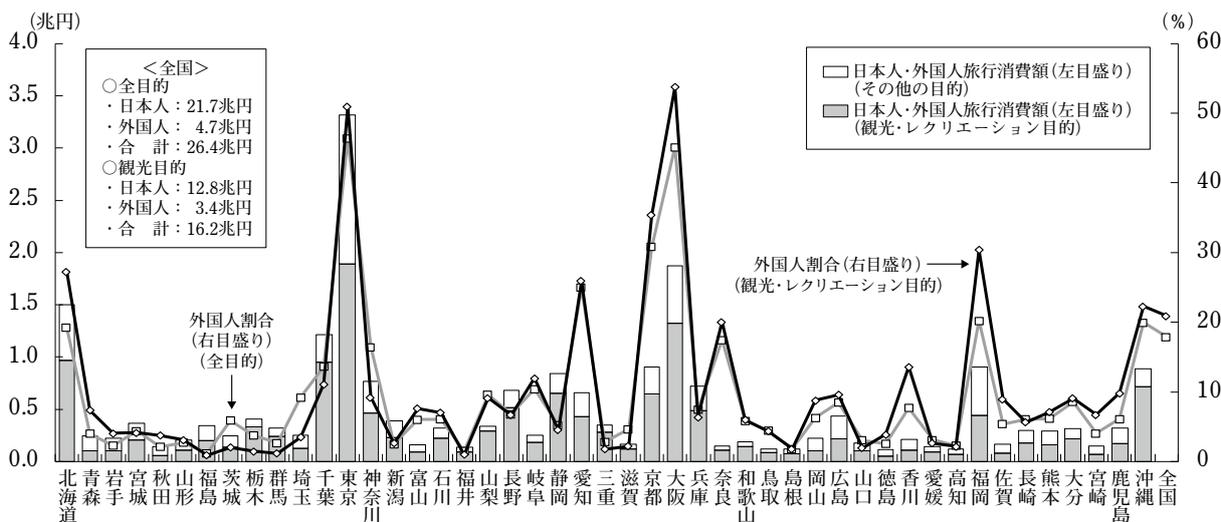
(注)10. 国内家計最終消費支出=家計最終消費支出+インバウンド消費-アウトバウンド消費。1.9%は実際の支払いを伴わない「持ち家の帰属家賃」を除いて算出している。

図表14 インバウンド消費の規模（月次）



(備考) 1. インバウンド消費はサービス収支の旅行受取、アウトバウンド消費はサービス収支の旅行支払とした。飲食費、娯楽費、現地交通費、土産物代など。旅客輸送は含まない。季節調整値の月次データ。GDP統計は月換算した名目額  
2. 日本銀行『国際収支統計』、内閣府『四半期別GDP速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表15 日本人と外国人の訪問先別旅行消費額



(備考) 1. 19年。旅行消費額は宿泊費、飲食費、買物代、団体・バック参加費など  
2. 観光庁『旅行・観光消費動向調査』、『訪日外国人消費動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

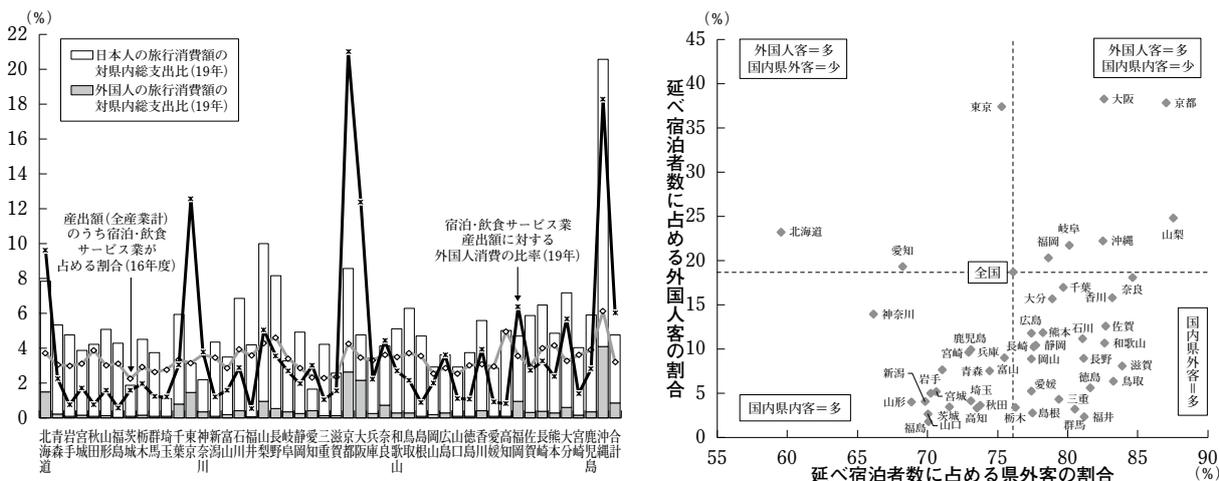
た(図表15)。旅行消費の約8割は日本人客に依存している。旅行消費額を訪問先別にみると、東京都が3.3兆円、うち外国人客が46%を占めており、大阪府は1.9兆円(同45%)、北海道は1.5兆円(同19%)と多かった。他に、京都府・愛知県・福岡県・沖縄県

なども外国人客の割合が高い。都市部は観光・レクリエーション以外のビジネス等を目的とした旅行者の消費も多く、企業の出張自粛の影響が比較的大きいと推測される。

旅行消費は、県外客は移輸出、県内客は個人消費の需要項目に該当するので<sup>(注11)</sup>、各都

(注)11. 県内の業務(ビジネス目的)での出張費等の旅行消費は、生産活動に必要となる経費として内生部門(中間消費・中間投入)に格付される。但し、都道府県等の産業連関表では家計外消費支出(企業消費)として最終需要・粗付加価値部門に該当する。

図表16 訪問先別の旅行消費額の規模（左）と延べ宿泊者数の県外客・外国人客の割合（右）



(備考) 1. 旅行消費額は宿泊費、飲食費、買物代、団体・パック参加費など。県内総支出は19年の国内総支出(全国)の名目額を16年度の各都道府県の県内総支出の割合で按分した数値。宿泊・飲食サービス業産出額に対する外国人消費の比率は、旅行消費額のうち宿泊費・飲食費を対象とした。旅行消費額と延べ宿泊者数は19年、産出額は16年度の数値を用いて算出している点に留意を要する。  
 2. 観光庁『旅行・観光消費動向調査』、『訪日外国人消費動向調査』、『宿泊旅行統計調査』、内閣府『県民経済計算』、『四半期別GDP速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

道府県の地域経済の旅行消費への依存度を県内総支出に対する旅行消費額の比率からみることとする(図表16左)。沖縄県は2割超、山梨県は1割、京都府・長野県・北海道は約8%、大分県・石川県は7%前後、長崎県・鳥取県は6%台で依存度が大きい。外国人客に限ると、沖縄県が4%、京都府や大阪府は2%台、北海道・東京都は1.5%程度で相対的に高かった。次に、観光産業の主力業種である宿泊・飲食サービス業についてみると、各都道府県の売上高におおむね相当する産出額<sup>(注12)</sup>(全産業計)に占める宿泊・飲食サービス業のシェアは、沖縄県が6%超、高知県が約5%、長野県・山梨県・京都府・熊本県・長崎県が4%超と高く、地域経済を宿泊・飲食産業が支えている度合いが比較的強い。特に、宿泊・飲食サービス業の売上高(産出

額)に対する外国人客の宿泊・飲食への支出額が大きい地域をみると、京都府・沖縄県が2割前後、東京都・大阪府も1割超と高く、北海道・福岡県・大分県・山梨県・奈良県などもインバウンド消費の宿泊・飲食産業の売上高に対する貢献度合いが比較的大きい。

延べ宿泊者数のうち外国人客が占める割合は、東京都・大阪府・京都府が際立って高く、山梨県・北海道・沖縄県・岐阜県・福岡県などが全国平均を上回るなど、入国制限の影響が著しい地域と見込まれる(図表16右)。また、6月19日に都道府県間移動の自粛が解除され、7月22日にはGoToトラベルが東京都を除いて前倒しで開始されたが、新規感染者数の増加などを反映して、県をまたぐ観光は引き続き慎重である。福井県・群馬県・鳥取県・滋賀県・徳島県・三重県などは国内の

(注)12. 卸小売業の会計上の売上高には商品の仕入額が含まれるが、産出額は仕入額を除いたマージンが計上されるなどの違いがある。

県外客の割合が高いため、県間移動の抑制が続くと、宿泊稼働率の低迷が長引くおそれがある。特に、施設別にみると、老朽化した施設が多い旅館や新規参入も増えた簡易宿所などはコロナ禍以前から稼働率が低迷していたため、閉店や廃業・倒産が進んで淘汰されるおそれがある。近場の魅力を再認識させる県内観光の推進や一人客の利用促進、感染防止対策の徹底などを講じ、安全性の高い観光の促進を図る必要がある。

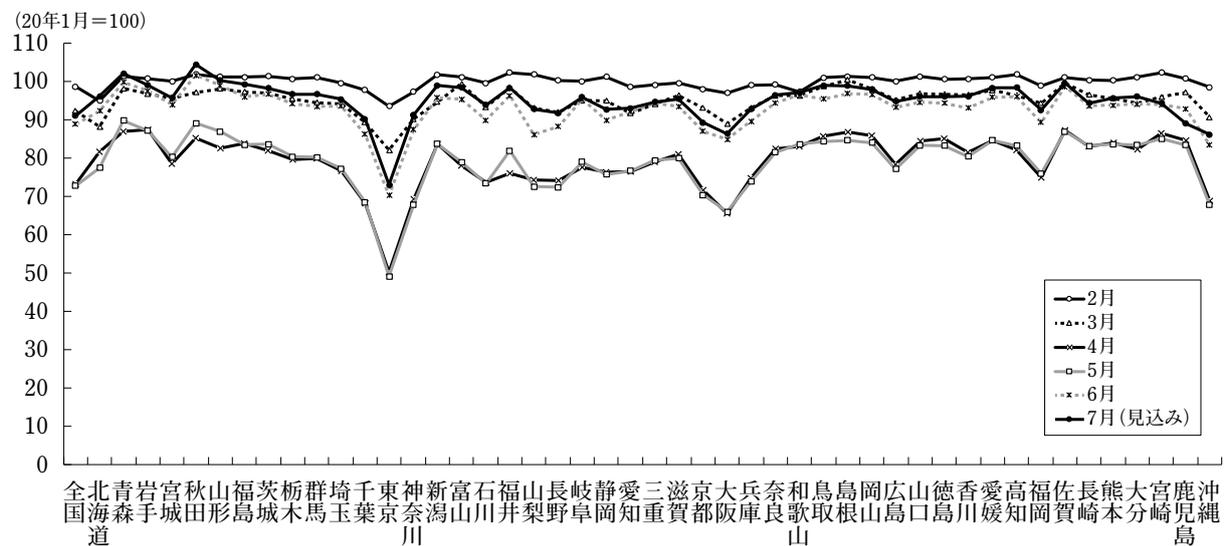
#### (4) コロナ禍の地域経済への影響～都道府県別個人向けサービス産業活動指数を試算

前節まで、主にコロナ禍の影響が大きかった小売業や宿泊・飲食サービス業などの動向を業種別にみてきたが、各都道府県の個人向

けサービス産業は全体としてコロナ禍の影響をどの程度受けたのであろうか。

図表17は、各都道府県の個人向けサービス産業の活動状況を指数化した試算値である。算出方法は、①全国のサービス産業の活動状況を示す経済産業省『第3次産業活動指数』の個人向けサービス産業に該当する業種の指数と全国の小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数増減率（Google）との関係性（推計式）を求め、②その推計式に各都道府県の訪問者数増減率を代入して各都道府県の業種別指数を算出し、③各都道府県の業種別指数を付加価値額（経済センサス）で加重平均して「個人向けサービス産業活動指数」を試算した。つまり、小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数の増減が個人向けサービス産業の各業

図表17 各都道府県の個人向けサービス産業活動指数<信金中央金庫による試算値>



(備考) 1. 個人向けサービス産業は、鉄道業・道路旅客運送業・航空運輸業（一部貨物等を含む）、小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学習支援業とした。第3次産業活動指数の対個人サービス業や広義対個人サービス業と構成業種が異なる点に留意を要する。  
 2. 算出方法は、①第3次産業活動指数（全国）の個人向けサービス産業に該当する業種の指数と全国の小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数増減率との関係性（推計式）を求め、②その推計式に各都道府県の訪問者数増減率を代入して各都道府県の業種別指数を算出し、③各都道府県の業種別指数を付加価値額（経済センサス）で加重平均することで試算した。無店舗小売業などの指数と訪問者数の関係性が低い業種は全国の指数を代用した。20年1月を100として指数化（季節調整値）  
 3. 経済産業省『第3次産業活動指数』、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』、Google Community Mobility Reportより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

種の活動状況に及ぼす影響度を求め、各都道府県の訪問者数の増減から各業種の活動状況を推計し、各都道府県の個人向けサービスの産業構造（付加価値額の業種別構成比）の特徴が反映されるように各業種の指数を集約した数値である。

4～5月はコロナ禍前の1月を100とした指数が東京都で50程度、大阪府は60台半ば、神奈川県・千葉県は70弱に落ち込むなど、コロナ禍は大都市圏を直撃した様子が見える。大都市圏は、感染者数が多いので自粛意識が強く、在宅勤務に対応しやすい企業の管理部門が集積し、インバウンド需要への依存度が高いなど、商圏が広い商業施設や飲食店が密集していることなどが要因と考えられる。京都府・沖縄県などの観光地も70前後に落ち込んでおり、政府は東京都を除外してGoToトラベルを前倒しで実施するなど、地方経済の回復に躍起になっているが、個人向けサービス産業へのダメージは東京都が最も甚大であったと推測される。

「緊急事態宣言」解除後に経済活動が再開し、徐々に個人向けサービス産業の活動も持ち直しているが、7月はコロナ禍に加えて豪雨・長雨などの天候不順も外出を抑制し、東京都でコロナ禍前より3割、他の都市部でも1割程度低い水準にとどまった可能性がある。8月に入ってからは、新型コロナの新規感染者数が再拡大しており、飲食店などの時

短営業・休業要請に踏み切った地域が相次いだことも反映して、個人向けサービス産業の回復傾向は足踏みするおそれがある。

## 5. コロナ禍における中小企業の人件費等の固定費支払い能力と地域別雇用状況

新型コロナ関連の倒産は、7月末までの累計で405件に達した<sup>(注13)</sup>。休業要請や外出自粛などによる売上高の激減で飲食店や宿泊業などの閉店・廃業・倒産が相次いでいるが、企業における財務の安全性はコロナ禍前ほどの程度あったのだろうか。

売上高の大幅な減少で、人件費や店舗賃借料などの固定費の支払い負担が高まり、政府は、雇用調整助成金の特例・拡充、持続化給付金、家賃支援給付金などの固定費支援策や実質無利子・無担保融資等による資金繰り支援策などを講じている（図表22参照）。休業すると仕入れなどの変動費の負担は軽減されるものの、固定費は支払わなければならない。前述のとおり、売上高から仕入れ等の変動費を除いた部分は限界利益と呼ばれ、おおむね粗付加価値に相当し、固定費の支払いに充当される。固定費を限界利益で割った値は、損益分岐点比率<sup>(注14)</sup>に相当し、企業経営の安全性の目安になる。中小企業の粗付加価値に占める固定費<sup>(注15)</sup>の比率をみると、コロナ禍前の18年度は全産業で83%であった

(注)13. 帝国データバンク資料より。法人および個人事業主の倒産件数

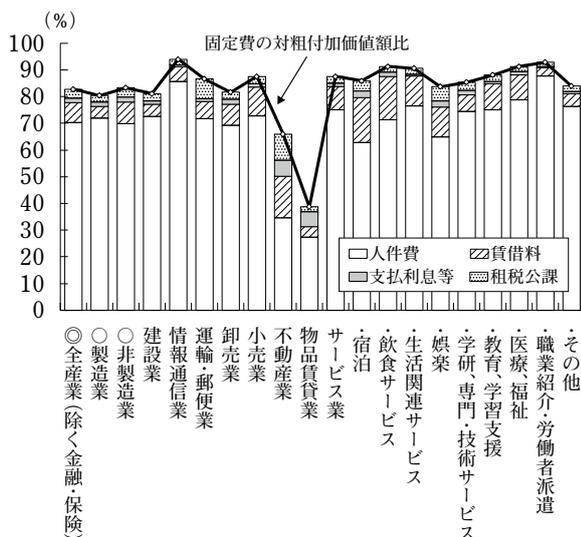
14. 損益分岐点比率＝損益分岐点売上高÷実際の売上高＝(固定費÷(1－変動費率))÷実際の売上高＝固定費÷(実際の売上高－変動費)＝固定費÷限界利益＝固定費÷粗付加価値

15. 固定費は人件費、賃借料、支払利息等、租税公課とした。減価償却費は実際の支払いを伴わないので含めていない。

(図表18)。粗付加価値の7割は人件費が占めており、動産・不動産賃借料は7.5%程度である。業種別にみると、情報通信業、職業紹介・労働者派遣業、医療・福祉、飲食サービス業、生活関連サービス業では固定費が9割を超えている。安全余裕度が低いことから、売上高が減るとキャッシュフローの面では固定費の支払いが滞りやすい財務体質であるといえる。宿泊業や飲食サービス業は、空間を提供するサービス業でもあり、立地条件や施設・装備が重要であることから、賃借料が16%台と高く、店舗の存続に賃借料の負担も重荷になっている。

次に、休業等で売上高がゼロに陥った場合、どれだけの期間、固定費の支払いや短期債務の返済を滞りなく手元資金から捻出することができるのかをストック面からみること

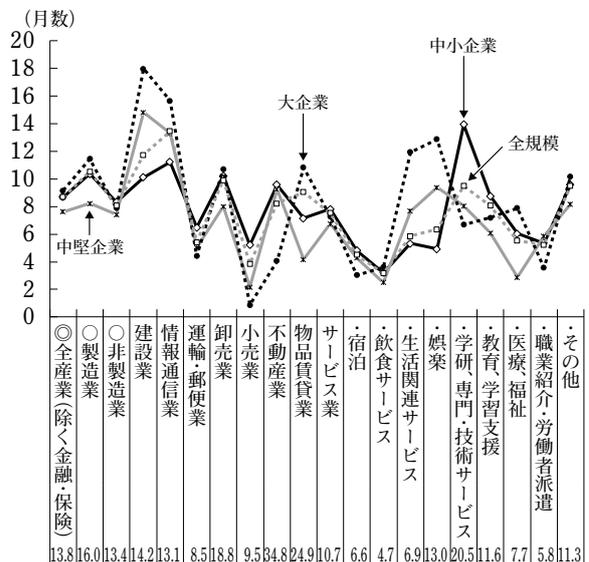
図表18 中小企業の固定費の対粗付加価値比



(備考) 1. 18年度。中小企業は資本金1億円未満。粗付加価値は付加価値(人件費+動産・不動産賃借料+支払利息等+租税公課+営業純益)に減価償却費を加えた額であるが、減価償却費は実際の支払いを伴わないので固定費に含めていない。  
2. 財務省『法人企業統計調査(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

にする。図表19は、手元資金で固定費の支払いや短期債務の返済を続けられる月数を“企業存続月数”として企業規模別・業種別にみたグラフである。全産業では、中小企業は8.7か月分の手元資金を貯えており、大企業の9.2か月を半月程度下回る。中小企業は、経済・金融危機等による資金繰り難に備えて設備投資や人件費などを抑制してきたため、流動性の高い資産の保有残高は少ない。業種別にみると、建設業、情報通信業、生活関連サービス業、娯楽業などは、中小企業の“企業存続月数”が大企業に比べて大幅に短く、企業規模間の格差が大きい。中小企業では、コロナ禍の影響が大きい飲食サービス業

図表19 企業規模別・業種別の“企業存続月数”



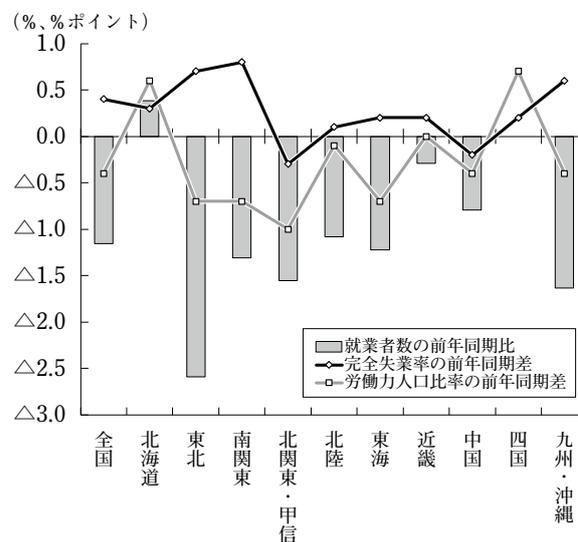
(備考) 1. 18年度。中小企業は資本金1億円未満、中堅企業は同1億円～10億円、大企業は同10億円以上。企業存続月数=手元資金÷(固定費(月換算)+短期借入金÷12)とした。手元資金=手元流動性(現金・預金・有価証券)+企業間信用差額(受取手形・売掛金-支払手形・買掛金)、固定費=人件費+動産・不動産賃借料+支払利息等+租税公課  
2. 横軸の業種名の下の数値は、中小企業の短期借入金の元本返済、利息の支払い、納税が猶予された場合の月数  
3. 財務省『法人企業統計調査(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

が3.2か月と最も短く、宿泊業、娯楽業、小売業、生活関連サービス業は5か月前後で全産業を下回る水準である。コロナ禍は“企業存続月数”が短い業種を直撃したという点でも日本経済へのダメージが大きい。ただ、新型コロナ特法の施行や地方税法改正で売上高が前年同期比20%以上減少すれば納税が1年間猶予されるうえ、短期借入金の継続融資や元利支払猶予などで債務返済が先送りされれば<sup>(注16)</sup>、中小企業の“企業存続月数”は、飲食サービス業で5か月弱、宿泊業・生活関連サービス業で6~7か月、小売業で9か月半、娯楽業で13か月に延長できる<sup>(注17)</sup>。実質無利子・無担保・保証料減免の貸付、既往債務の条件変更や借換えなどは、資金繰り支援や債務返済負担の先送りに寄与して企業の事業継続に一定の効果があったと考えられる。また、持続化給付金や休業者の人件費は雇用調整助成金の特例・拡充、店舗等の賃借料は家賃支援給付金（8月4日給付開始）などの支援策があり（図表22参照）、これらの制度が迅速かつ機動的に対応していれば、企業の事業継続を円滑に支えることができたと見込まれる。

店舗などを賃借して事業を営む零細企業や個人事業者は、固定費の支払いで手元資金が直ぐに枯渇し、特に後継者がいない高齢の経営者などは、資金繰り支援策などの措置を取

らず、廃業などで事業の継続を断念するケースが増加しているおそれがある。雇用調整や廃業などに伴う就業機会の喪失が増えれば、就業者数や労働力人口の押下げ要因や完全失業率の押上げ要因になろう。そこで、「緊急事態宣言」が発出された20年4月から6月の地域別の雇用状況をみると、就業者数は北海道が前年同期比で0.4%のプラス、四国が横ばいであったが、東北、九州・沖縄、北関東・甲信、南関東、東海、北陸は1%を上回る減少率となった（図表20）。国内景気は18年10月をピークに後退局面にあり、米中貿易摩擦の深刻化や消費税率の引上げで製造業などの業況が悪化していたので、コロナ禍による影響とは限らないものの、外出自粛や休

図表20 20年4~6月期の地域別の雇用状況

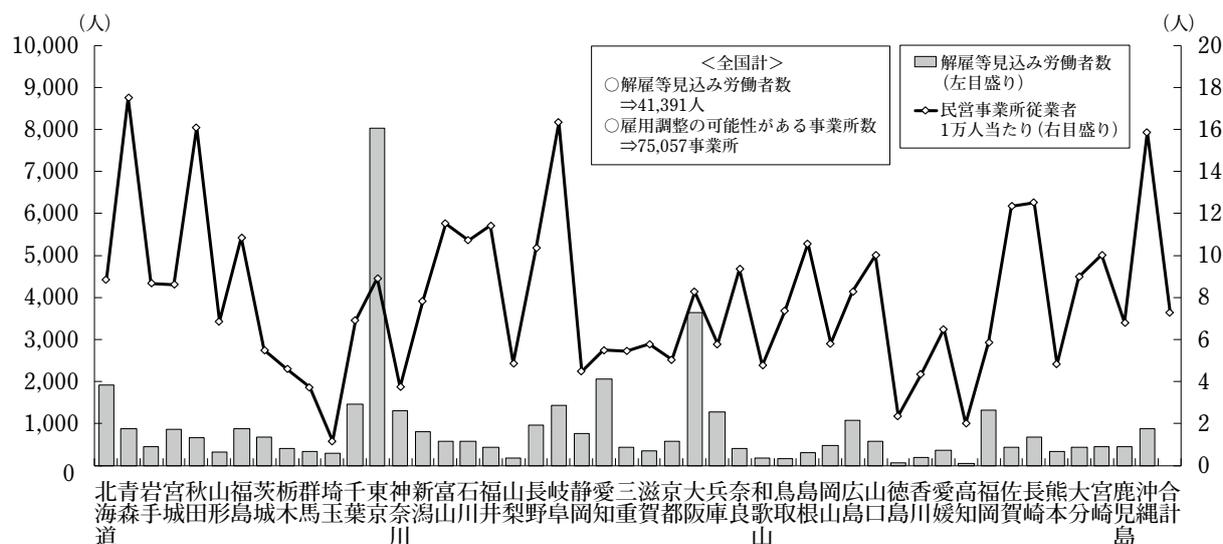


(備考) 1. 新潟県は北陸に含まれる。四半期結果の原数値  
2. 総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が作成

(注)16. 金融庁は3月6日に金融機関に対して、既往債務の元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更や、新規融資について各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施、セーフティネット貸付・保証等の活用など、迅速かつ適切に対応することを要請した。

17. 中小企業（全産業）は、手元流動性132兆円、企業間信用差額21兆円で手元資金154兆円を保有している（18年度末）。一方、人件費は年間120兆円、動産・不動産賃借料は同13兆円、支払利息等は同3兆円、租税公課は同6兆円で固定費は年間142兆円（月換算12兆円）、返済期限が1年以内の金融機関借入金などの短期借入金は71兆円（月換算6兆円）である。154兆円÷18兆円/月=8.7か月から短期借入金の元本返済、利息の支払い、納税が猶予されると154兆円÷11兆円/月=13.8か月へ長期化する。

図表21 新型コロナに伴う解雇等見込み労働者数



(備考) 1. 7月31日現在集計。民営事業所従業員数は16年  
 2. 解雇等見込み労働者は、解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。  
 3. 厚生労働省『新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について』、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

業要請による影響が就業者数の減少として顕在化している。リーマン・ショックから脱した後の約10年間、低下基調が続いていた完全失業率は、20年4～6月に南関東（3.2%）、東北（2.9%）、九州・沖縄（3.1%）で前年同期より0.5%ポイントを超すペースで上昇し、悪化に転じた。また、労働力人口比率は北関東・甲信、東北、南関東、東海で前年同期より0.5%ポイントを上回る低下幅となり、コロナ禍で就業や事業継続を断念し、労働市場から退出して求職活動をしなかったケースも増えたものと見込まれる。7月末時点の「新型コロナに起因する解雇等見込み労働者数」は、全国で41,391人であり、業種別では製造業が7,003人、宿泊業が6,830人、飲食業が5,595人、小売業が4,103人と多い。都道府県別にみると、東京都が8,025人で最も多く、大阪府は3,635人であり、この2都府で3割弱

を占める（図表21）。民営事業所従業員1万人当たりでみると、青森県、岐阜県、秋田県、沖縄県は15人を上回っており、長崎県、佐賀県は12人超、北陸3県や福島県、長野県、島根県、山口県、宮崎県も10人超と、解雇や雇止めが見込まれる労働者数が相対的に多い。「緊急事態宣言」が発出された4月の休業者数は全国で前年比420万人増加した。5月は前年に比べて274万人、6月は90万人多い水準へ減少しているが、雇用調整助成金などを活用して休業状態に置かれている就業者はなお多い。当面は休業で対応しているが、経済情勢次第で解雇等を検討する意向がある事業所も含む「雇用調整の可能性がある事業所」は、全国で75,057事業所にのぼる。今後、新規感染者数の拡大や高止まりで外出の慎重化が続き、売上高の回復が遅れて事業規模の縮小や閉店などが増えれば、雇用環境

が一段と悪化するものと見込まれる。

## 6. まとめ

コロナ禍は外出・移動の自粛や休業要請などで特に小売、運輸、宿泊、飲食、娯楽業などへのダメージが大きく、これらの産業への影響は自粛傾向が強い都市部や観光地で著しかった。都市部は、これらの産業のシェアが小さく、地域経済全体でみればコロナ禍の影響は減殺されるものの、新規感染者数が高止まりする中、都市部の自粛率は「緊急事態宣言」が解除された後も2割程度が定着しており、コロナ禍前と比べて消費などの経済活動が抑制された状態が当面続く可能性がある。都市部は、インバウンド需要への依存度が高い商業施設や酒類を提供する飲食店が多い繁華街だけでなく、在宅勤務が普及しているオ

フィス街なども、飲食・小売業の客足が長期的に低迷するおそれがある。

一方、宿泊・飲食などのウエイトが大きい観光地では、当該産業に加え、その産業の取引先や従業者の需要に依存する産業も地域経済の中ではウエイトが高いため、状況はより深刻である。宿泊業はインバウンド需要よりも国内客への依存度が高い地域が多いので、入国制限が続く中、観光産業は、国内客のリピーター・長期滞在者の取込みやサービスの向上・安全性の強化などによる価格の適正化などに踏み切る必要が生じよう。

感染拡大防止策を徹底し、安心・安全を“見える化”することで差別化や高付加価値化を図るなど、経済活動を正常化させるよう個々の事業者が地道に取り組むことが、地域経済の回復には必要である。

図表22 コロナ禍に伴う主要な支援策

＜コロナ禍による売上減少や営業自粛等に伴う国の事業継続・雇用維持・生活支援策＞

<b>『特別定額給付金』</b>
・概要：一律1人10万円給付
・給付対象：4月27日に住民基本台帳に記録されている者
・事業規模：12兆8,803億円（うち給付事業費 12兆7,344億円、事務費 1,459億円）
・閣議決定：4月20日、補正予算成立：4月30日
<b>『子育て世帯への臨時特別給付金』</b>
・概要：児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に、児童1人に対して1万円の一時金を支給
・対象児童：児童手当（本則給付）の対象で、04年4月2日～20年3月31日に生まれた者
・閣議決定：4月20日、補正予算成立：4月30日
<b>『持続化給付金』</b>
・概要：営業自粛等で大きな影響を受けた中堅・中小事業者等に対し、事業全般に広く使える資金を上限200万円（フリーランス含む個人事業者は上限100万円）給付
・給付対象：月間事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者（除く資本金10億円以上の大企業等）
・給付額：前年度の事業収入－前年同月比50%以上減少した任意の月間事業収入×12（1年分）
・補正予算成立：4月30日、申請期間：20年5月1日～21年1月15日 6月29日：雑所得・給与所得のフリーランスや1～3月の創業者にも拡充

図表22 コロナ禍に伴う主要な支援策の続き

<p><b>『住居確保給付金』の支給対象拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：休業等に伴う収入減少により、離職・廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれがある者の家賃相当額を一定期間支給</li> <li>・給付対象：離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者</li> <li>・支給期間：原則3か月（3か月延長可能で最長9か月）</li> <li>・給付額（東京都特別区の目安）：単身世帯53,700円、2人世帯64,000円、3人世帯69,800円</li> <li>・支給対象拡大の申請開始：4月20日（施行）</li> </ul>
<p><b>『家賃支援給付金』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：自粛要請等で売上が急減した事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的として支給</li> <li>・給付対象：中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等で、5～12月に、売上高が前年同月比で50%以上減少した月があったか、連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した期間があった事業者</li> <li>・給付額：法人⇒月額支払家賃の75万円までは2/3、75万円超過分は1/3を支給、個人⇒法人の半額</li> <li>・給付上限額：法人⇒月額100万円×6か月分＝600万円、個人事業者⇒月額50万円×6か月分＝300万円</li> <li>・第2次補正予算成立：6月12日、申請期間：20年7月14日～21年1月15日、8月4日給付開始</li> </ul>
<p><b>『雇用調整助成金』の新型コロナ特例・拡充、緊急雇用安定助成金（助成率・助成額上限引上げ、未加入者も対象）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：新型コロナの影響により事業活動が縮小し、最近1か月間の売上高などが前年同月比5%以上減少（特例以外は3か月で10%以上減少）した事業者などに休業手当に要した費用を助成</li> <li>・助成額の上限引上げ（拡充）：1日8,330円→15,000円（月額上限33万円）</li> <li>・助成率：中小企業：2/3（特例以外）→4/5、大企業：1/2（特例以外）→2/3 ※解雇等がない場合（特例）中小企業：9/10→10/10（拡充）、大企業：3/4</li> <li>・対象従業員：雇用保険に6か月以上加入→加入6か月未満やパート等の未加入者も含む（緊急雇用安定助成金）</li> <li>・対象期間（緊急対応期間）：20年4月1日～9月30日（当初の6月末から期間延長。再延長が検討されている）</li> <li>・支給限度日数：1年100日、3年150日→緊急対応期間の支給は算入しない（別枠）</li> <li>・新型コロナ特例実施：2月14日→段階的に拡充→臨時特例法成立：6月12日（助成額上限引上げ等）</li> </ul>
<p><b>『新型コロナ対応休業支援金・給付金』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：事業主の指示で休業したが、休業手当を支給されていない中小事業者の労働者（パート等も含む）に対して、休業前賃金の80%（上限1日1.1万円、月額33万円）を休業実績に応じて支給</li> <li>・休業対象期間：20年4月1日～9月30日、申請開始：7月10日</li> </ul>
<p><b>『納税・徴収猶予の特例制度』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：新型コロナの影響で20年2月以降の任意の期間(1か月以上)において収入が前年同期比おおむね20%以上減少し、税金を一時に納付することが困難な場合、納期限から1年間、納税の猶予が認められる（猶予期間中の延滞税は全額免除）</li> <li>・納期限対象期間：20年2月1日から1年間</li> <li>・新型コロナ特例法・改正地方税法、4月30日に成立・施行</li> </ul>
<p><b>『固定資産税等の減免措置』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：中小事業者等の税負担を軽減するため、建物・設備の21年度の固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じて免除または半額</li> <li>・対象：資本金1億円以下や従業員1,000人以下の中小事業者等で、20年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の前年同期比減少率が、50%以上→免除、30%～50%→半額</li> </ul>

図表22 コロナ禍に伴う主要な支援策の続き

＜資金繰り支援策＞

『民間金融機関の実質無利子・無担保融資』
・概要：信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じた、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資。5月1日より順次開始
・金利・保証料：小規模個人事業主は売上高5%以上減少→保証料・金利ゼロ。小中規模企業等は売上高5～15%減少→保証料半額、15%以上減少→保証料・金利ゼロ
・補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
・融資期間：10年、うち据置5年以内
・融資上限額：4,000万円（3,000万円から拡充）
『政府系金融機関の新型コロナ特別貸付・特別利子補給制度による実質無利子・無担保融資』
『信用保証（セーフティーネット4号、5号、危機対応保証）』

（備考）1. 各種支援策は拡充・期間延長等、変更されることがあるので留意を要する。  
 2. 各省庁資料などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

＜参考文献＞

- ・水野貴之、大西立顕、渡辺努（2020）『流動人口ビッグデータによる地域住民の自粛率の見える化－感染者数と自粛の関係－』 キヤノングローバル戦略研究所

# 信用金庫の視点でひも解く 2020年版中小企業白書・小規模企業白書

— 新たな「価値」を生み出す中小企業、地域で「価値」を生み出す小規模事業者 —

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鉢嶺 実

(キーワード) 中小企業白書、小規模企業白書、付加価値増大、労働生産性、地域、  
支援機関

(視 点)

中小企業庁では、中小企業基本法第11条の規定に基づき、1963年以降、中小企業の動向および中小企業に関して講じた施策や講じようとする施策を明らかにするため、中小企業白書を国会に提出している。また、小規模企業振興基本法第12条の規定に基づき、小規模企業の動向および小規模企業に関して講じた施策や講じようとする施策を明らかにするため、2015年以降は、小規模企業白書も国会に提出している。信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、2004年度から中小企業白書の利活用促進を目的に、信用金庫役職員や信用金庫取引先の中小企業・小規模事業者を主たる対象読者として、その概要や読みどころをまとめている。

2020年度版の中小企業白書と小規模企業白書については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言（4月7日～5月25日）さなかの4月24日の閣議決定を経て、中小企業庁ホームページ等で公表された。中小企業白書と小規模企業白書は、中小企業・小規模事業者の支援に携わる関係者にとって、ぜひ押さえておきたい重要な資料の一つである。

本稿では、2020年版中小企業白書および小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁 調査室の関口訓央室長からのヒアリング内容も盛り込みつつ、中小企業白書および小規模企業白書のポイントを概説する。

(要 旨)

- 2020年版の中小企業白書・小規模企業白書では、中小企業や小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」にあらためて着目し、経済的な付加価値増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組みなどを調査分析し、新型コロナウイルス感染症の影響なども含め、経営者の参考となるデータや、具体的な取組事例を豊富に交えて解説している。
- 白書の編さんにあたった中小企業庁の関口調査室長からは、客先に直接出向くという信用金庫のビジネスモデルが従来から顧客起点のソリューション提案型であり、伴走型の支援機能を有しているという認識の下、今後もそのビジネスモデルに自信をもって、中小企業・小規模事業者の最も身近な伴走者として、その強みに磨きをかけていっていただきたい、とのコメントをいただいた。
- 本書は、中小企業・小規模事業者のニーズを体系的に把握する上で大きな助けとなる。中小企業・小規模事業者に身近に接する信用金庫役職員にとって、一読に値する良書といえよう。

## はじめに

2020年版中小企業白書および小規模企業白書は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言（4月7日～5月25日）さなかの4月24日に閣議決定され、中小企業庁のホームページ上で公開された<sup>(注1)</sup>。

信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、04年度以降、年度ごとに信用金庫の視点から中小企業白書のポイントを取りまとめるとともに、2015年度から新しく発刊された小規模企業白書についても情報発信を行ってきた。本年度においても、中小企業白書および小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁調査室長にインタビューを実施し、各白書の論点を整理した。

2020年版中小企業白書の副題は「新たな『価値』を生み出す中小企業」、小規模企業白書の副題は「地域で『価値』を生み出す小規模事業者」と、前年度に引き続き統一感のある副題が掲げられた。中小企業や小規模事業者に期待される「役割・機能」やそれぞれが生み出す「価値」にあらためて着目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組みなどに焦点を当て、豊富な事例を交えながら解説している。また、本年4月1日時点の情報として、新型コロナウイルス感染症の影響や、中小企業、小規模事業者における具体的な対応事例等についてもタイムリーに掲載するなど、速報性も併せ持った内容となっている。

なお、すでに本年6月に書店等で発売されている書籍版の名称は「中小企業白書 小規模企業白書」に統一され、水色の表紙の「上巻」が中小企業白書、クリーム色の表紙の「下巻」が小規模企業白書と、こちらも例年以上に一体感のあるものとなっている。

ちなみに、1963年以降発刊の中小企業白書の副題には、その年の中小企業白書の調査分析の視点が色濃く反映される。そこで、**図表1**では、90年以降の中小企業白書副題の変遷（15年からは小規模企業白書副題も）と、本中金が実施する「全国中小企業景気動向調査」の主要指標である業況判断D.I.（全業種）を比較対照できる形で示した。

## 1. 中小企業白書・小規模企業白書の編さん者へのインタビュー

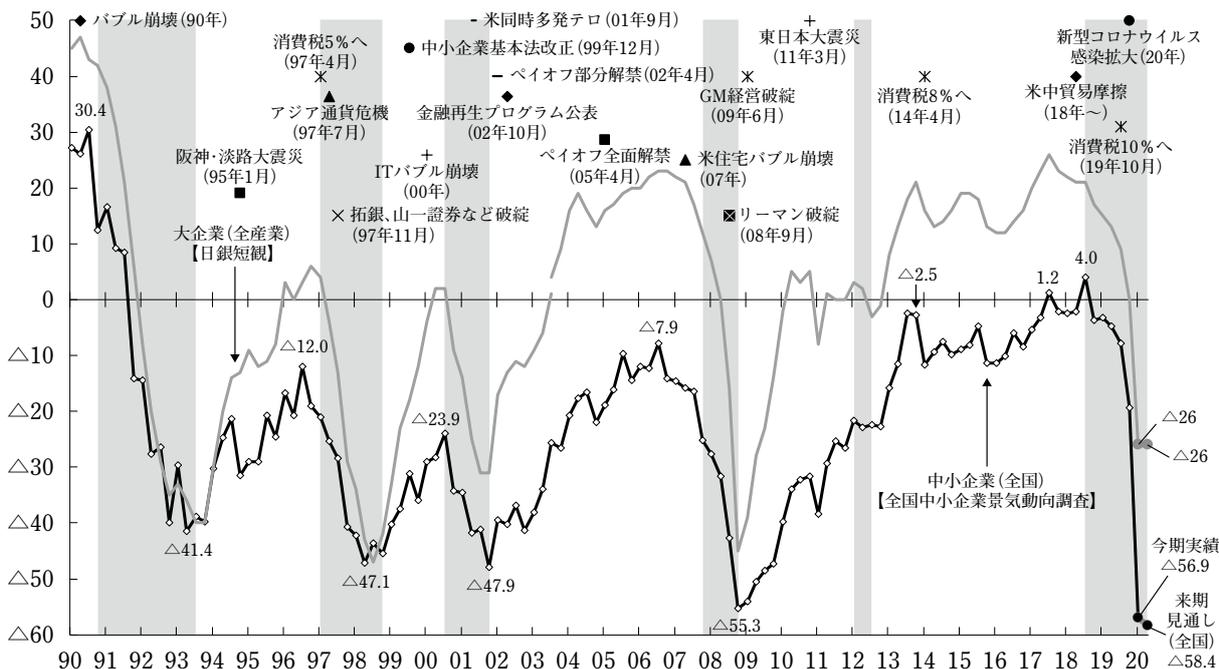
まず、2020年版中小企業白書と小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁 事業環境部 企画課 調査室長の関口訓央氏<sup>くにおう</sup>（**図表2**）へのインタビューの内容を掲載する。

### (1) 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の読みどころ

2020年版の中小企業白書および小規模企業白書では（**図表3**）、中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」にあらためて着目し、経済的な付加価値増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組みなどを調査分析し、経営者等の参考となるデータや、具体的な取組事

(注)1. 中小企業庁ホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>) より全文をダウンロード可能

図表1 中小企業白書・小規模企業白書の副題と信用金庫取引先中小企業の業況判断D.I.の推移



発行年	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
副題	景気拡大下で進行する中小企業の構造変化と新たな発展への経路	21世紀に向けて挑戦を続ける中小企業	新中小企業像、多様化し増大する中小企業の役割	中小企業の課題と進路 〈新しい経済社会への構造変化の中で〉	構造変化の中の「変革」と「創造」	新たな可能性へのチャレンジ	中小企業の時代、日本経済再建の担い手として	中小企業、その本領の発揮	変革を迫られる中小企業と企業家精神の発揮	経営革新と新規創業の時代へ	IT革命・資金戦略・創業環境	目覚めよ！自立した企業へ	「まっちゃんの起業家」の時代へ 〈誕生、成長発展と国民経済の活性化〉	再生と「企業家社会」への道	多様性が織りなす中小企業の無限の可能性	日本社会の構造変化と中小企業者の活力	「時代の節目」に立つ中小企業 〈海外経済との関係深化・国内における人口減少〉	地域の強みを活かし変化に挑戦する中小企業	生産性向上と地域活性化への挑戦	イノベーションと人材で活路を開く	ピンチを乗り越えて	震災からの復興と成長制約の克服	試練を乗り越えて躍進する中小企業・小規模事業者	自己変革を遂げて躍進する中小企業・小規模事業者	小規模事業者への応援歌	地域発、中小企業イノベーション宣言！ 「はばたけ！小規模事業者」	未来を拓く、稼ぐ力、継続と挑戦！	中小企業の芽を次世代へ繋ぐ 〈成長の芽を次世代へ繋ぐ〉	人手不足を乗り越える力、生産性向上のカギ 〈小さな工夫、大きな成果！創意工夫で生産性は上がる！！〉	令和時代の小規模事業者の活躍に向けて	新たな「価値」を生み出す中小企業 〈地域で「価値」を生み出す小規模事業者〉

(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁『中小企業白書（各年版）』ならびに『小規模企業白書（各年版）』、信金中央金庫「全国中小企業景気動向調査」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成  
 2. シャドウは内閣府による景気後退期を示している。  
 3. 2015年からは小規模企業白書副題も掲載している。

図表2 取材に応じていただいた関口訓央調査室長（左）および取材風景（右）



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表3 中小企業白書・小規模企業白書の表紙



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

例も豊富に交えながら解説した(図表4)。

両白書に共通する総論部分では、最近の中小企業・小規模事業者の動向として、企業の新陳代謝が進む一方で、生産性の高い企業の廃業もみられる実態を示し、貴重な経営資源を次世代の意欲ある経営者に引き継いでいくことが重要であることなどを指摘した。また、中小企業や小規模事業者の目指す姿には

多様性があることをふまえれば、信用金庫を含む支援機関等においては、各企業に期待される役割や機能を意識することにより、より効果的な支援が可能になることなどについて解説した。

また、前述の総論に引き続き、両白書ではそれぞれが生み出す「価値」に着目したテーマ別の分析も行った。サブタイトルで「新たな『価値』を生み出す中小企業」と題した中小企業白書では、貸上げと利益拡大の両立を図るためには付加価値の増大が不可欠であることを踏まえ、適正な価格設定や取引関係構築の重要性と、それを実現していくうえでのポイントなどについて解説した。一方、サブタイトルで「地域で『価値』を生み出す小規模事業者」と題した小規模企業白書では、地域の生活やコミュニティを支えている小規模事業者が、住民と地域との接点になっている

図表4 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」に着目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組を調査・分析。</li> <li>・ 経営者の参考になるデータや、具体的な取組事例を豊富に紹介。</li> </ul>	
<b>総論部分：中小企業・小規模事業者の動向</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業の新陳代謝が進む一方で、生産性の高い企業の廃業も。</li> <li>② 中小企業を目指す姿は多様であり、期待される役割や機能を意識した支援が重要に。</li> </ul>	
<b>テーマ別分析：「価値」を生み出す中小企業・小規模事業者</b>	
<b>1. 新たな価値を生み出す中小企業</b>	<b>2. 地域で価値を生み出す小規模事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸上げと利益拡大の両立を図るためには、付加価値の増大が不可欠。</li> <li>② 製品・サービスの差別化や新事業展開により、新たな価値を生み出すことが重要。</li> <li>③ 異業種企業や大学との連携、人材への投資が、中小企業の可能性を拡大。</li> <li>④ 製品・サービスの優位性を顧客に伝える取組や、取引条件の見直しが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の生活やコミュニティを支える小規模事業者が、住民と地域との接点に。</li> <li>② 小規模事業者は、経営者自身を含む多様な人材の活躍の場を提供。</li> </ul>
<b>3. 中小企業・小規模事業者と支援機関</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営者側：外部支援を有効に活用し、経営改善のPDCAサイクルを回していくことが重要。</li> <li>② 支援機関側：様々な支援機関が連携することで、より効果的な支援が可能に。</li> </ul>	

(備考) 中小企業庁調査室の資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

実態や、経営者自身を含む多様な人材の活躍の場を提供していることなどについて、豊富な事例も紹介しながら解説した。

さらに、小規模企業白書の最終章では、中小企業・小規模事業者と支援機関についても、詳細な分析を行った。経営者側においては、外部支援を有効に活用し、経営改善のPDCAサイクル<sup>(注2)</sup>を回していくことが重要であることを示す一方で、支援機関側においても、それぞれが連携することで、より効果的な支援が可能になることなどを事例も交えて紹介した。

なお、2020年に入り急速な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症の中小企業経営に与える影響や対応についても、4月1日時点の情報として、急遽、盛り込むこととした。いうまでもなく、新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模事業者の経営にも深刻な影響を及ぼしており、資金繰り対策や事業継続に向けた体制整備が喫緊の課題になっていることなどを指摘した。また、こうしたなかで、感染症に特化した事業継続計画（BCP）を策定していたことにより、テレワークなどの対策を速やかに実行できた中小企業の事例なども紹介したので、ぜひご覧いただきたい。

## (2) 信用金庫へのメッセージ

小生（関口室長）は、昨夏までの4年間愛媛県庁に身を置き、当地で活躍する経営者との対話の中で、信用金庫が「苦しい時にも寄

り添い続けてくれた」ことに今でも感謝する声を多数耳にしている。中小企業・小規模事業者にとって常に身近な存在である信用金庫は、日々の渉外活動のなかで、客先に直接出向くことで、本来の用件のみにとどまらず、それ以外のさまざまな困りごとの相談にも応じていけるポジションにあり、実際にそうした活動を丁寧実践していただいているからこそその声であると認識している。信用金庫のビジネスモデルは、従来から顧客起点のソリューション提案型であり、伴走型の支援機能を有していると考える。今般の白書においても、「金融機関」を支援機関の一つとして捉えながら詳細な分析等を行い、特にニーズの多い人材確保や育成支援に関する信用金庫による支援事例なども盛り込んでいる。この機会にあらためて中小企業白書・小規模企業白書に対してもご関心をお寄せいただければ幸いである。

新型コロナウイルスの感染拡大で、中小企業・小規模事業者にとっての事業環境はますます不透明感を増しつつあるが、今後も信用金庫はそのビジネスモデルに自信を持ち、中小企業・小規模事業者の最も身近な伴走者として、引き続きその強みに磨きをかけていただきたい。

## 2. 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の概要

2020年版の中小企業白書と小規模企業白書は、それぞれ2部構成、3部構成となっ

(注)2. Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善する経営手法

いるが（図表5）、業況全般や労働生産性、新陳代謝の動向、直近の新型コロナウイルス感染症の影響などをとりまとめた第1部（総論部分）については、共通の内容となっている。なお、それぞれの白書の巻末では、例年通り、昨年度施行分と今年度施行予定の中小企業・小規模企業施策が掲載されている。以下では、今年度の両白書の概要を整理する。

図表5 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の骨子

[中小企業白書]

<b>第1部</b>	<b>令和元年度（2019年度）の中小企業の動向</b>
第1章	中小企業・小規模事業者の動向
第2章	中小企業・小規模事業者の労働生産性
第3章	中小企業・小規模事業者の新陳代謝
第4章	中小企業・小規模事業者の多様性と役割・機能
<b>第2部</b>	<b>新たな価値を生み出す中小企業</b>
第1章	付加価値の創出に向けた取組
第2章	付加価値の獲得に向けた適正な価格設定
第3章	付加価値の獲得に向けた取引関係の構築

[小規模企業白書]

<b>第1部</b>	<b>令和元年度（2019年度）の小規模事業者の動向</b>
第1章	中小企業・小規模事業者の動向
第2章	中小企業・小規模事業者の労働生産性
第3章	中小企業・小規模事業者の新陳代謝
第4章	中小企業・小規模事業者の多様性と役割・機能
<b>第2部</b>	<b>地域で価値を生み出す小規模事業者</b>
第1章	地域の課題と小規模事業者の存在感
第2章	地域の生活を支える小規模事業者
第3章	地域における雇用と小規模事業者
第4章	付加価値の創出に向けた取組と地域活性化
<b>第3部</b>	<b>中小企業・小規模事業者と支援機関</b>
第1章	中小企業政策の変遷
第2章	中小企業・小規模事業者における経営課題への取組
第3章	中小企業支援機関の役割

（備考）中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(1) 2019年度（令和元年度）の中小企業・小規模事業者の動向

両白書に共通する総論部分（第1部）では、足元で新型コロナウイルス感染症の影響で急速に事業環境の厳しさが増すなかで、近年の中小企業の構造問題として取り上げられることの多い労働生産性（従業員一人当たり付加価値額）<sup>(注3)</sup>や新陳代謝（開廃業）などについて、詳細な分析を行っている。

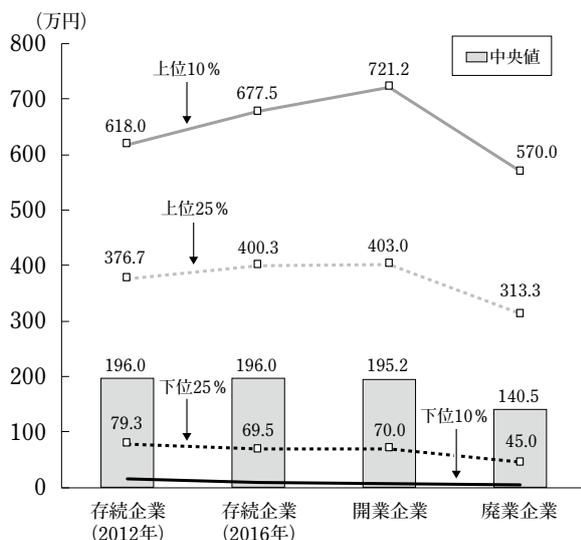
企業規模ごとの格差が指摘されることの多い中小企業の労働生産性については、長らく横ばい傾向で推移するなか、足元では大企業との差が徐々に拡大していることを、法人企業統計のデータからあらためて示している。

また、新陳代謝の観点からは、生産性の高い企業の新規参入（開業など）を通して、全体の生産性向上に資する新陳代謝が実際に起こっている一方で、廃業した企業の労働生産性は全体的に低いなか、一部で生産性の高い企業の廃業も起こっているという実態も指摘している。実際に休廃業・解散した企業のうち約6割が黒字企業であることも示しながら、休廃業・解散企業の貴重な経営資源（培ってきた技術や従業員など）を、次世代の意欲ある経営者へ引き継いでいくことも重要であることを指摘している（図表6）。

さらに、今年度の両白書では、中小企業・小規模事業者を役割や機能に着目した4つの類型（①グローバル型、②サプライチェーン型、③地域資源型、④生活インフラ関連型）

(注)3. 労働生産性の算出にあたっては、厳密には分母を「労働投入量」（従業員数×労働時間）とする必要があるが、今般の白書では、データ取得の制約等から、分母に「従業員数」を用いている。

図表6 存続企業・開業企業・廃業企業の労働生産性（従業員一人当たり付加価値額）



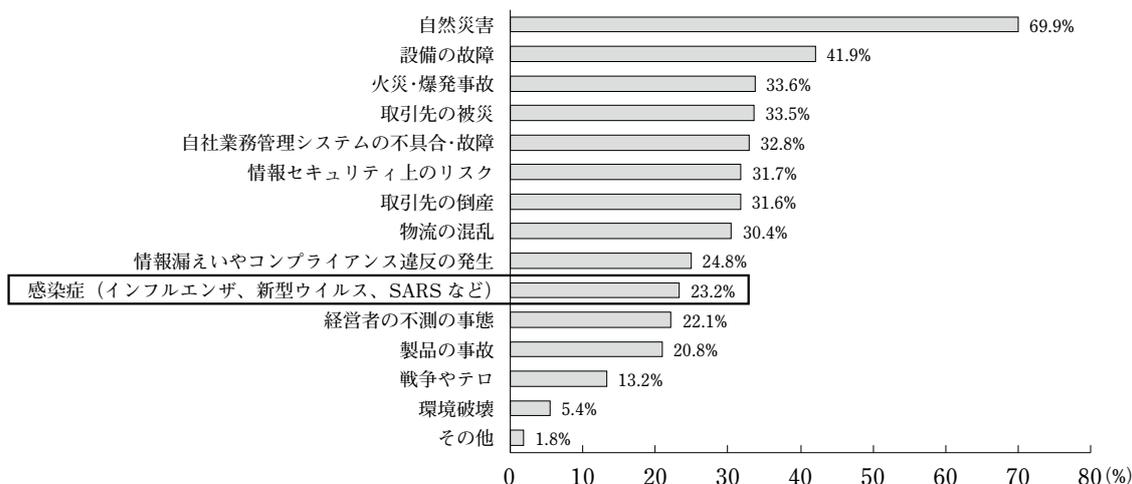
(備考)『中小企業白書 小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

に分類したうえで、さまざまな角度からの比較・分析を行っている。ちなみに、企業規模別の類型別の分布状況をみると、中規模企業の場合は、製造業では②サプライチェーン型、非製造業では④生活インフラ関連型が相対的に多い一方で、小規模企業の場合は、製

造業では③地域資源型、非製造業では④生活インフラ関連型が相対的に多いという分布状況となっている。

なお、第1部第1章（中小企業・小規模事業者の動向）の第5節では、「中小企業・小規模事業者を取り巻くリスク」と題して、近年、台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症など、わが国の中小企業に大きな影響を与える事象（リスク）が相次いで顕在化していることを踏まえ、不測の事態が生じた際の影響を可能な限り小さくしていくためにも、事前の備えが重要であることをあらためて指摘している。そうしたなかで、今般のような感染症を経営上のリスクとして想定していた企業は、自然災害のリスクを想定していた企業よりも相対的に少なかったことを指摘しつつ（図表7）、感染症リスクに備えていた中小企業の事例も紹介するなど、タイムリーかつ興味深い内容となっている。

図表7 事業の継続が困難になると想定しているリスク（中小企業、2019年5月）



(備考)『中小企業白書 小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## (2) 新たな価値を生み出す中小企業

中小企業白書の第2部では、賃金引上げなどを実現していくうえで不可欠とされる付加価値の創出・獲得へ向けて、とりわけ、適正な価格設定や取引関係構築などに焦点を当てて、詳細な分析を行っている。

冒頭の付加価値の創出にかかる競争戦略の分析では、マイケル・ポーター<sup>(注4)</sup>の競争戦略の類型化を参考に、企業としての競争戦略を、対象とする市場と優位性の2つの軸で4つの類型(①コストリーダーシップ戦略、②差別化戦略、③コスト集中戦略、④差別化集中戦略)に分けながら分析を行っている。

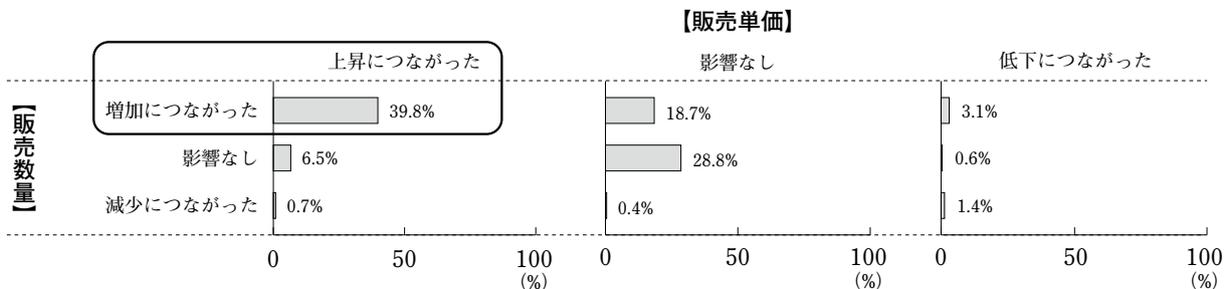
そうしたなかで、新事業展開による「新たな価値」の創出に着目した分析では、一般に

販売数量と販売単価はトレードオフの関係と考えられているなかで、実際には、新たに新事業領域に進出した企業の約4割で数量・単価が共に向上しているという調査結果を示し、数量増と単価上昇は両立し得ることを指摘している(図表8)。

また、適正な価格設定にかかる分析では、「顧客への優位性の発信」「価格競争に参加しない意識」「個々の製品・サービスごとのコスト把握」ができていない企業では、優位性が価格に十分に反映されている割合が高いことを示し、こうした企業の取組みが労働生産性の上昇につながる可能性を指摘した(図表9)。

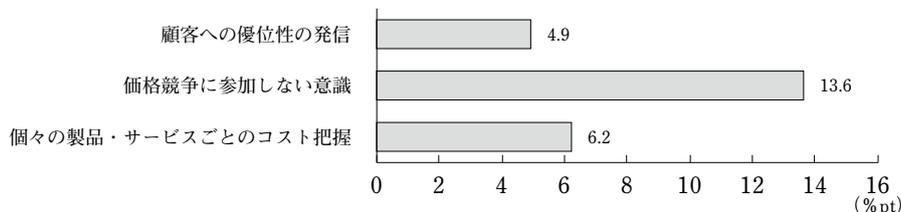
さらに、取引適正化に向けた取組みにかかる分析では、中小製造業の実質労働生産性<sup>(注5)</sup>

図表8 新事業領域進出の業績への影響



(備考) 『中小企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表9 企業の価格競争意向別、優位性の価格反映状況



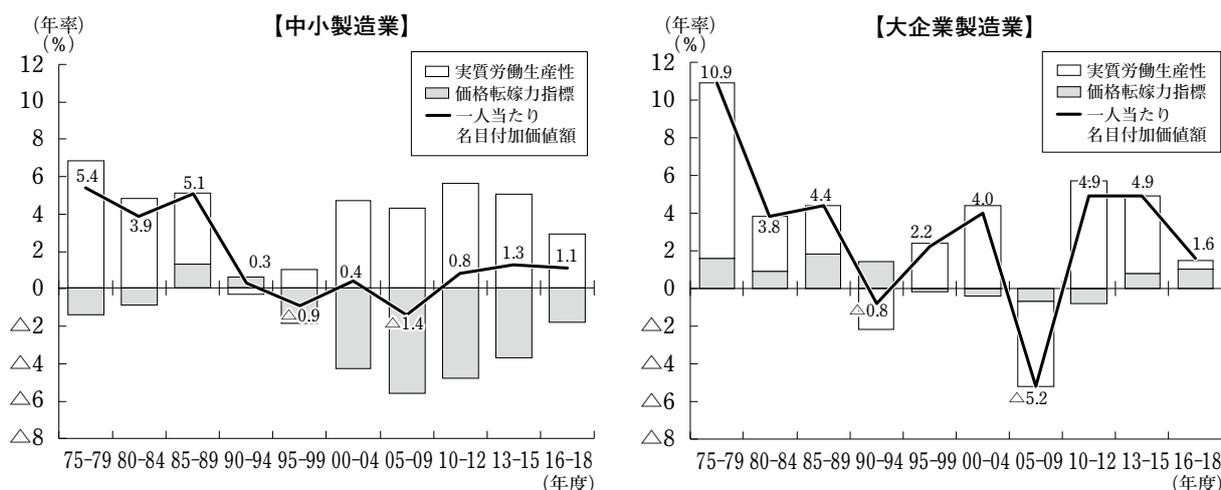
(備考) 1. 企業の意識・取組みごとに優位性を価格に十分に反映できている企業とできていない企業の割合について比較している。

2. 『中小企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)4. マイケル・ポーター (1947~) は、アメリカの経営学者。代表的著書「競争の戦略」(1980年)は、経営戦略論の古典的な存在で、今日でも多くの学問や実践の場面で幅広く活用されている。

5. 「一人当たり名目付加価値額」から価格変動の影響を取り除いたもので、従業員一人当たりの生産数量に相当する指標

図表10 1人当たり名目付加価値額上昇率とその変動要因



(備考)『中小企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

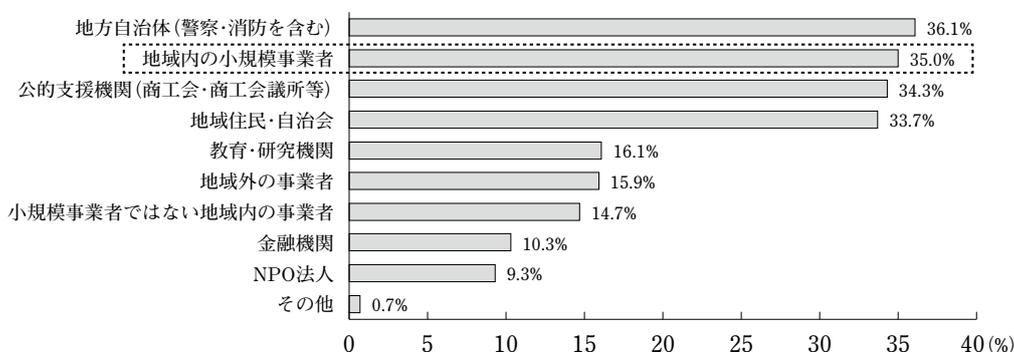
の伸び率が大企業製造業と比較しても遜色ないにもかかわらず、価格転嫁力指標<sup>(注6)</sup>の伸び率がマイナスであるために、結果、名目でみた中小製造業の労働生産性の伸び率が低くなっているというデータを示している(図表10)。協議の申入れなどを通じた発注者側事業者との取引条件の改善(価格の引上げ等)が重要であることを、あらためてデータから裏付けた形となっている。

### (3) 地域で価値を生み出す小規模事業者

一方の小規模企業白書の第2部では、「地域で『価値』を生み出す小規模事業者」と題し、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在として小規模事業者への期待が大きい(とりわけ人口密度の低い地域での期待が大きい)ことをあらためて示している(図表11)。

また、小規模事業者は、女性や高齢者などの雇用機会創出などを通じて地域住民の生活

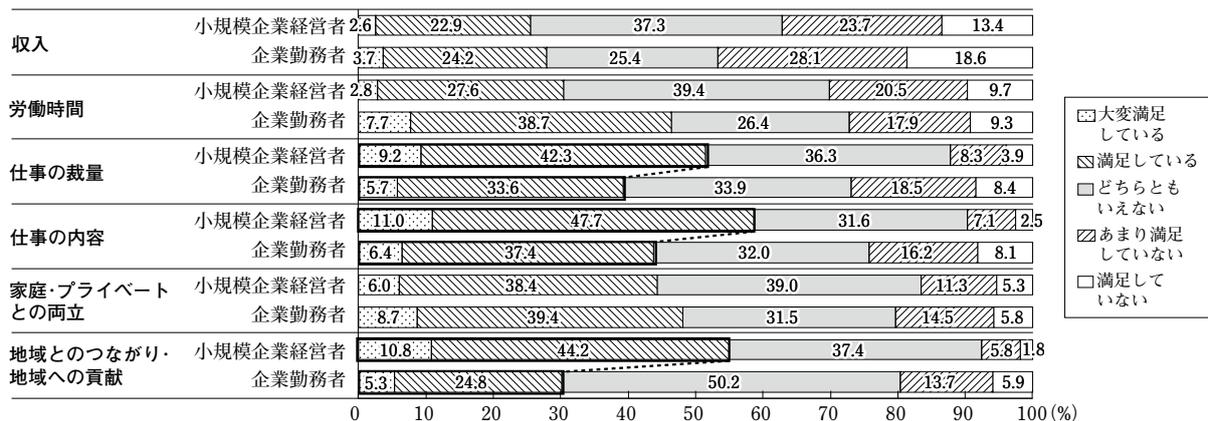
図表11 地域の課題解決に中心的な役割を担うことが期待される者



(備考)『小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)6. 販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか(=価格転嫁力)を数値化したもの。なお、価格転嫁力の詳細については、2014年版中小企業白書(p34~)を参照のこと。

図表12 小規模企業経営者と企業勤務者の仕事や生活への満足度



(備考) 『小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

を支えているとともに、経営者自身にとっても、仕事の裁量や仕事の内容、地域とのつながり・地域への貢献などの面で、企業勤務者の場合に比べて自己実現の場としての機能を果たす存在となっていることを指摘している(図表12)。

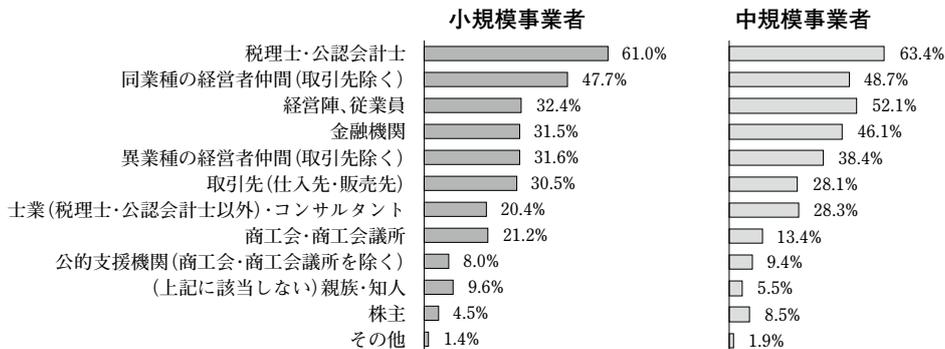
(4) 中小企業・小規模事業者と支援機関

小規模企業白書の第3部では、中小企業・小規模事業者が外部支援を有効活用することの重要性と併せて、地域金融機関を含めた支援機関ごとの特徴などについて、詳細な分析を行っている。特に支援機関に対しては、そ

の強みや弱みを踏まえたうえで、支援機関同士が連携して取り組んでいくことなどに対する期待を寄せている。

なお、ざっくりばらんな企業経営や事業運営に関する話題を持ちかけることができる「日常の相談相手」として「金融機関」と回答した企業の割合は、小規模事業者で31.5% (第5位)、中規模事業者で46.1% (第4位) となっている(図表13)。ここでいう金融機関とは、信用金庫のみならず銀行なども含んでいるとみられるが、地域に根差す中小企業・小規模事業者との関係性なども勘案すれば、相談相手としての信用金庫への期待は、調査結果以上に大

図表13 企業規模別、日常的な経営に関する相談相手の属性



(備考) 『小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表14 2020年版小規模企業白書に掲載されている信用金庫の取組み事例

掲載されている信用金庫等	事例のタイトル	掲載ページ等
ななお創業応援カルテット (のと共栄信用金庫ほか)	四重奏のように協調し合う地域の支援機関が、創業・移住に関する伴走型支援を展開	事例2-3-9 II-97
国立大学法人東北大学 花巻信用金庫	経営人材と支援人材の共同学習・共同実践により、地域イノベーション人材育成に取り組む大学と信用金庫	事例3-3-5 III-113
島田掛川信用金庫	地域のハローワークと連携した、人材確保支援の取組み「島田掛川モデル」で成果を上げる信用金庫	事例3-3-9 III-133

(備考)『小規模企業白書 2020年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

きなものがあるのではないかと推察されよう。

### 【参考】

2020年版の小規模企業白書では、中小企業・小規模事業者の支援者としての信用金庫にかかる事例として、図表14に示す3件が紹介されている。中小企業・小規模事業者の動向にかかる調査・分析の結果を示していくうえで、信用金庫による支援事例は過去の両白書にもたびたび取り上げられており、信用金庫の果たすべき役割の大きさがうかがえよう。

### おわりに

中小企業白書・小規模企業白書は、“情報の宝庫”である。一見すると、そのボリュームに圧倒されがちではあるが、とりわけ近年の白書は、目的の事例を探したい読者のためのインデックスの充実など、読みやすさ・使いやすさにも格段の配慮がなされている。さらに、2020年版白書では新型コロナウイルス感染症の影響についても、急遽にもかかわらず、相応のボリュームをもって追加掲載す

るなど、事業環境の急激な変化にも連動したものとなっている。ここはひとつ、そのページをめくってみることによって、それが近年の中小企業・小規模事業者の課題解決の方向性を見出すための“情報の宝庫”であることに容易に気付いていただけるものと確信している。

本稿の冒頭でも述べてきたとおり、当研究所では、2004年度より毎年、白書編さんにあたった中小企業庁の調査室長へのインタビューを敢行し、「白書の読みどころ」と併せて「信用金庫へのメッセージ」を頂戴してきた。それらのメッセージに共通しているのは、中小企業・小規模事業者にとっての身近な金融機関という、信用金庫の“ビジネスモデル”や“ポジション”に対する大いなる期待である。これが信用金庫にとっての“強み”であることはいうまでもないが、その“強み”を活かすためのツールのひとつとして、毎年の中企業白書・小規模企業白書は、まだまだ活用の余地もあるのではないかとと思われる。本稿があらためてそのきっかけとなれば幸いである。

### 〈参考文献〉

・中小企業庁編『中小企業白書 小規模企業白書』④⑤ (2020年版) 日経印刷

## 信用金庫の会議改革への取り組み

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席調査役

とね かずゆき  
刀襦 和之

(キーワード) 会議改革、ペーパーレス会議、トップダウンによる実施、実態把握

(視 点)

信用金庫が生産性の高い本部組織を実現するための施策の一つに会議改革が挙げられる。多くの本部役職員が会議等の準備・出席・報告などに時間を割かれ、これが大きな業務負荷となっている。そこで近年、ペーパーレス会議を導入し会議改革に乗り出す信用金庫が増えてきた。会議資料の印刷や準備の効率化、活発な意見交換などが期待される。並行して個々の会議そのものの必要性の検討、開催頻度・開催時間・出席者・議事進行の手順などを見直す信用金庫がある。重要性などで会議等を仕分け、本部業務の生産性向上を目指していく。

そこで本稿では、当研究所が2019年度に開催した「経営戦略プランニング研修」の受講者および個別信用金庫との意見交換などで得た情報をもとに「会議改革への取り組み」を紹介する。

(要 旨)

- 信用金庫の常勤役職員数が減少するなか、本部業務の効率化と、それに伴う人員の適正配置が求められている。
- 本部組織の生産性向上策として会議改革に注目が集まる。現状、多くの本部役職員が会議等に業務時間を割かれており、負担軽減は急務とされる。
- 主な取組事例を挙げると、ペーパーレス会議の導入に加え、会議そのものの必要性の検討、出席者や会議時間の限定などがある。
- 会議改革に向けた検討課題には、①トップダウンによる実施、②会議等の実態把握、③位置付け・ゴールの共有などがある。

---

(注) 本稿は2019年度中に得た情報で作成している。

---

## はじめに

信用金庫が生産性の高い本部組織を実現するための施策の一つに会議改革が挙げられる。多くの本部役職員が会議等の準備・出席・報告などに時間を割かれ、これが大きな業務負荷となっている。そこで近年、ペーパーレス会議を導入し会議改革に乗り出す信用金庫が増えてきた。会議資料の印刷や準備の効率化、活発な意見交換などが期待される。並行して個々の会議そのものの必要性の検討、開催頻度・開催時間・出席者・議事進行の手順などを見直す信用金庫がある。重要性などで会議等を仕分け、本部業務の生産性向上を目指していく。

そこで本稿では、当研究所が2019年度に開催した「経営戦略プランニング研修」の受講者および個別信用金庫との意見交換などで得た情報をもとに「会議改革への取り組み」を紹介する（図表1）。

### 図表1 経営戦略プランニング研修の概要

信用金庫の経営戦略の策定等を支援するため、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が2017年度に開始した信用金庫役職員向けのディスカッション形式の研修である。2019年度は6回開催し、合計46金庫、50人の参加を得た。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## 1. 会議等の業務負荷

本部業務改革による生産性向上が信用金庫の間で叫ばれるなか、会議等の改革に着手する事例が増えてきた。本部役職員の多くが会

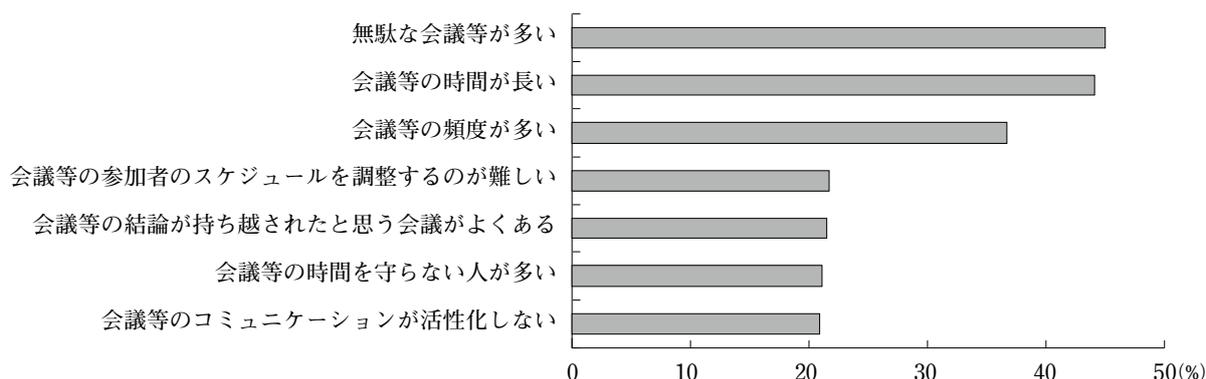
議等の準備・出席・報告などに日常業務を割かれており、これが本部業務の生産性向上を妨げる要因の一つとされる。研修受講金庫からは、「会議等に多くの業務時間を割かれ、それが負担となっている。」や「経営会議や役員会の日は、1日の大半を費やされる。」「念のため・了知のためとの理由で担当外の会議等にも同席を求められる。」などの意見があった。特に企画部門や総務部門の役職者の業務負荷が重いようである。

会議等の業務負荷の例では、株式会社NTTデータ経営研究所の『「会議の革新とワークスタイル」に関する調査』が参考となる（図表2）。同調査によると、「会議等の全体業務に占める割合」は、全業種合計で15.4%、金融・保険業で13.5%となった。また、同調査で「現在の会議等について、感じている問題・課題」の上位項目には「無駄な会議等が多い」（45.0%）、「会議等の時間が長い」（44.1%）、「会議等の頻度が多い」（36.7%）が高い割合を示した。

また、株式会社パーソル総合研究所の報告（2018年9月6日リリース）では、企業の部長級が社内会議・打ち合わせに費やす時間は、年間平均434.5時間で、1週間平均だと8.6時間であった（図表3）。役職の高い社員ほど会議出席頻度も増え、結果として会議等の業務負荷が重いと考えられる。

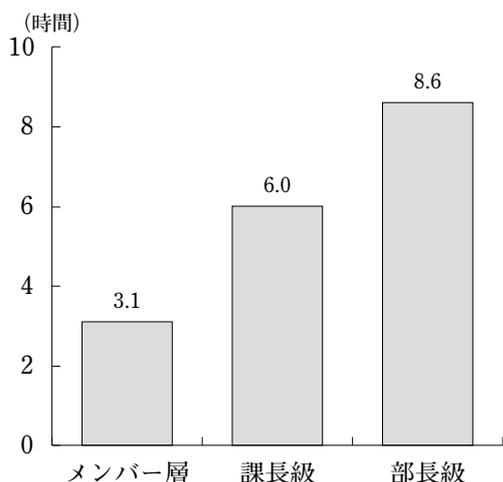
信用金庫に対する直接の調査ではないものの、会議等の負担の重さが窺える一端と言える。特に企画や資金運用、審査などの非定型業務に携わる本部役職員が、会議等に多くの

図表2 現在の会議等について、感じている問題・課題（上位項目）



（備考）株式会社NTTデータ経営研究所「『会議の革新とワークスタイル』に関する調査」（2012年10月5日）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 社内会議・打ち合わせに費やす時間（1週間）



（備考）『パーソル総合研究所・中原敦 長時間労働に関する実態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

時間を割かれていると想像される。そのため、新しい施策の企画やスピード感のある意思決定が阻害されている恐れもあろう。だからこそ、非効率な会議等を洗い出し、生産性向上に向けた改革を実施していく必要がある。

## 2. ペーパーレス会議の導入

### (1) 導入目的

近年、ペーパーレス会議システムを導入

し、経営会議などをペーパーレス化する信用金庫が増えている。ペーパーレス会議の導入目的は、①コストの削減、②業務の効率化、③情報の共有、④会議等の質的向上などである（図表4）。また、電子稟議・電子決裁システムの導入、契約書の電子保存の実施などにより、業務全般のペーパーレス化に取り組む信用金庫もみられる。

図表4 ペーパーレス会議の導入目的

コストの削減	経営会議等で使用する紙資料の印刷代を削減する。印刷や保管などに要する人件費の抑制も期待される。
業務の効率化	紙資料の印刷や資料配付、開催後の資料の綴り込みなどの効率化に加え、資料の事前配付・個別説明などの手間が効率化される。
情報の共有	電子化することで、過去分を含めた経営会議等の資料管理や閲覧、引継ぎが容易となる。
会議等の質的向上	経営会議等の効率的な運営が可能となる。また、資料説明に要する時間の削減を通じ議論中心の会議運営を実現できる。
紙文化からの転換	信用金庫を含む金融機関の特性である紙文化を見直すきっかけとなり得る。業務の進め方そのものが見直される可能性もある。
環境対策の強化	紙資料を減らすことで地球環境の保全に貢献する。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表5 ペーパーレス会議の導入例（運用面での工夫など）

- ・タブレット端末を使用するため、会議資料はA4版横に統一した。文章を詰め込み過ぎないように、文字の大きさなども指示した。
- ・会議資料は3枚までとし、しかも1枚目の要約で説明を完結するよう徹底している。会議資料に統一感を持たせるため、様式のひな型を決めた。
- ・適宜、プロジェクターに会議資料を投影することで、A3版のような俯瞰しにくい詳細な会議資料も確認しやすくする。
- ・会議資料の提出期日を徹底する。通常の報告事項は2日前、協議事項は1週間前までの提出とするなど内容で期限を変えている。
- ・紙の会議資料を使用して会議等に出席することを認める。ただし、タブレット端末を使用する出席者の方が多くなると、紙の会議資料の使用者は減っていく。

(備考) 1. 信用金庫の取組事例は、信用金庫が特定されないよう記載している。  
2. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## (2) 導入効果など

ペーパーレス会議を導入済の信用金庫では、システム導入はもとより、会議資料の様式統一や期日までの資料提出（電子情報の共有）を徹底している。ただし、人事情報のような事前提出が難しい会議資料に限り、当日の提出を認める信用金庫が多い。

導入効果を挙げると、①資料の印刷や配付に要する時間が削減された、②過去の会議資料が一元管理され情報の共有や検索が容易になった、③印刷代の削減効果でシステム導入費などを早期に回収できるなどがある。半面、会議の質的向上に課題を指摘する声が聞かれた。ペーパーレス会議を導入したものの、実際の会議は報告中心、長時間の開催などの課題が残るようである。経営会議などにペーパーレス会議を活用している信用金庫の取組みは図表5のとおりである。

## 3. 会議運営の見直し

経営会議などのペーパーレス化と並行し

て、会議運営そのものを見直す信用金庫がある。なぜならペーパーレス会議により会議資料の印刷などの事務効率化は進んだが、会議時間の短縮や会議内容の質的向上に課題がみられるためである。

会議改革で先行する地域銀行や他業界では、会議等の整理統合や出席者の限定などの見直しが広がりつつある（図表6）。会議等を一律で見直すのではなく、それぞれの位置付けや内容によって時間設定や出席者、議事録の作成レベルを変えていく。過剰な事前調整なども簡素化し、活発な議論を行う会議を目指している。

会議内容の見直しを推し進める信用金庫でも、重複する会議等を洗い出し、整理統合するなどの動きがみられる（図表7）。検討中の信用金庫からは、特に長時間に亘る会議時間に歯止めをかけるべく会議時間の設定、早朝・夕方からの会議開催の制限などを打ち出したいとの意見があった。事務局を担当する職員からは報告書の作成を効率化したいとの

図表6 会議等の運営の見直し（住友生命保険相互会社の事例）

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 会議手段の見直し（ペーパーレス会議（Web会議）の利用）</li> <li>② 会議回数の削減と参加人数の最少化</li> <li>③ 会議運営のルール化 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資料は原則ペーパーレスとし、作成様式を「A4横」に統一する。</li> <li>✓ 意思決定を行う会議は、必ず事前に参加者に会議資料を送付する。</li> <li>✓ 通常会議は1時間以内の開催とする。</li> <li>✓ 会議の開催時間は、原則10時から16時の間とする。</li> <li>✓ 議事録は必要な場合のみの作成とする。</li> </ul> </li> </ul>
---

（備考）住友生命保険相互会社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表7 会議等の運営見直しの例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つひとつの会議等を一覧表にし、重複する会議等を集約した。また、会議等によって出席者や開催時間などを変えている。重要度によって強弱を付ける方向にある。</li> <li>・会議等の数および開催頻度を減らしており、今後は終了時間を決める（現状は終了時間の取り決めがなくエンドレスで実施）。</li> <li>・会議等で報告者は最低限の時間・内容に留め、質疑応答や議論中心になるよう議事進行を見直した。現状は報告者、出席する経営陣ともに試行錯誤している。</li> <li>・内部の経営会議などの場合、議論を異なる方向に誘導するような誤字や誤変換でなければ出席者は細かい資料の誤りについて指摘・質問しない。</li> <li>・必要な会議と不必要な会議等の仕分けを実施のうえ、会議開始は13時以降、時間は1時間まで、出席者は部門長のみなどのルール化を行った。従前の会議は、部門長に同行する担当者が報告することも多かったが、それなら部門長は会議に出る必要はないとのことになり、部門長が自ら報告し質問にも応じる形にした。</li> <li>・常務会などを含め会議等で議論する案件がなければ速やかに終了する。事務局を置くと形式に拘るので設置せず、出席する役員（または部門長）自らが事務局を務める。</li> <li>・部門間の無駄な根回しなどを効率化するため、毎朝、本部課長以上からなるミーティングを行い、情報を共有する。議事録も決定事項のみ記載かつA4版1枚以下としている。</li> <li>・経営会議などの議事録の作成に多大な時間を要するので、音声データをテキスト化するソフトを導入した。</li> </ul>
---

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

意見もみられた。

また、研修受講金庫との意見交換のなかで、組織横断のプロジェクトチーム（以下「PT」という。）や各種委員会のあり方を見直す動きがみられた。各部門からメンバーを募り施策を検討するPTの課題として、①同じ職員が複数のPTに選ばれることが多く、自部門の業務執行と合わせ大きな負担であ

る、②PTで各部門の了解を得ているにもかかわらず、経営会議などに付議すると否決されることがある、③PTを通じ各部門は情報共有されているはずなのに、別途、経営会議などの前に各部門と調整が必要である、などがあつた。そこで、PTの位置付けを明確にし、各部門の情報共有を徹底する信用金庫や、PTの簡素化に取り組む信用金庫などがある。

部会などの下部組織である各種委員会について、出席メンバーが同じなら開催する意味が乏しいと判断し、廃止した信用金庫もある。また、PTで検討・決定した件を経営会議などに付議する際、念のための各部調整は行わない（既に共有されているので）、そもそも経営会議などで決定したことについて各部は粛々と進めるべき（そもそもPTなどが不要）などの意見もみられた。

#### 4. 検討課題

会議改革に向けた主な検討課題は、①トップダウンによる実施、②会議等の実態把握、③位置付け・ゴールの共有などである(図表8)。

図表8 主な検討課題

トップダウンによる実施	担当者は自発的に自ら担当する会議等の見直しを行いにくいので、トップダウンによる指示と徹底が求められる。
会議等の実態把握	自金庫の会議等に要する時間を調査し、特定の部署や職員の負担状況を確認する必要がある。
位置付け・ゴールの共有	会議等の開催目的が、報告や情報共有の場なのか、議論し意思決定を行う場なのかなどを明確にする必要がある。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

##### (1) トップダウンによる実施

会議等の改革にあたっては、経営陣の強いリーダーシップが求められる。一つひとつの会議等には開催の背景や経緯があり、当該会議等の事務局を担う職員が自発的に整理統合するのは難しいと考えられる。そこでトップダウンによる会議等の整理統合や運営の見直しを指示する必要がある。「活発な意見交換や議論の実施は、自金庫の風土に向かな

い。」といった声も根強いので、経営陣は率先して改革していく。

##### (2) 会議等の実態把握

自金庫の会議等に要する時間を調査し、特定の部署・職員の負担状況を確認する必要がある。そもそも会議等の種類、開催頻度、参加者数などを調査するほか、事務局などの職員の準備時間や調整時間、さらには報告書の作成時間などを確認する。実態把握の結果、自金庫の会議等に要する時間が負荷になっているようなら、整理統合などの改善策を検討し実施していく。

##### (3) 位置付け・ゴールの共有

一つひとつの会議等の位置付けやゴールを再確認し、出席者や事務局職員の間で共有する必要がある。各種報告のための会議等なのか、課題解決に向けた意見交換の会議等なのか、それとも意思決定を行うための会議等なのか、などを事前に共有し、ゴールに向けた議事運営を行うことが求められる。報告書・議事録一つをとっても、全ての会議等について詳細な内容を記載する必要は乏しいと考えられ、会議等に応じた内容に留めた方が生産性も向上する。

#### おわりに

近年、調和を重視する日本型会議スタイルの見直しが叫ばれるようになった。本部業務の生産性を高めるためには、限られた時間の有効活用が不可欠であり、そのためにも本部

における会議改革が必須と言える。まずは  
ペーパーレス会議の仕組みを取り入れ、事務  
局などの負担軽減を図ることが、会議改革の

第一歩と考える。なお、本稿では営業店の会  
議等について取り上げていないが、同様に検  
討余地は大きいと思われる。

#### 〈参考資料等〉

- ・株式会社NTTデータ経営研究所『「会議の革新とワークスタイル」に関する調査』（2012年10月5日）
- ・株式会社パーソル総合研究所ニュースリリース（2018年9月6日）『パーソル総合研究所・中原敦 長時間労働に関する実態調査』
- ・信金中金月報（2019年1月号）『信用金庫のペーパーレス会議への取組みについて』
- ・信金中金月報（2020年3月号）『信用金庫の生産性向上への取組み－住友生命WPIプロジェクト』
- ・信金中金月報（2020年6・7月合併号）『信用金庫の本部業務改革への取組み』

## 信用金庫の法人特化型店舗への取組み

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席調査役

とね かずゆき  
刀襦 和之

(キーワード) 法人特化型店舗、法人事務所、新規開設、空中店舗、新規出店、路面店舗

(視 点)

事業性融資を強化するため、法人特化型店舗の出店・開設に乗り出す信用金庫がある。信用金庫の法人特化型店舗は、大きく①支店形態での新規出店、②法人事務所形態での新規開設からなり、テナントビルの2階以上に入居する事例が多い。活動内容をみると、事業性融資の新規開拓に加え、事業先への情報提供や経営支援に注力する信用金庫がある。また、法人事務所の開設から一定期間後に空中店舗・路面店舗に昇格（新規出店）する事例、法人特化型の空中店舗をフルバンクサービスの路面店舗に移転（位置変更）する事例などもある。自金庫の目指すビジネスモデルの構築に向け、今後は法人特化型店舗を有効活用する信用金庫が増えていくと予想される。

そこで本稿では、当研究所が2019年度に開催した「経営戦略プランニング研修」の受講者および個別信用金庫との意見交換のなかで得た情報をもとに「法人特化型店舗への取組み」を紹介する。

(要 旨)

- 信用金庫の法人特化型店舗は、大きく①支店形態での新規出店、②法人事務所形態での新規開設からなり、テナントビルの2階以上に入居する事例が多い。
- 法人特化型店舗の活動内容は、事業性融資の新規開拓および取引深耕で、単純な低金利セールスではなく、事業先への情報提供や経営支援を切り口としている。
- 新規出店に向けたテストマーケティングの位置付けで法人事務所を開設する事例などがある。その後、店舗採算が見込めるようになった段階で新規出店する。
- 法人特化型店舗を出店・開設する際の検討課題は、①店舗コンセプトの決定、②丁寧な顧客説明、③経営資源の傾斜配置などである。

---

(注) 本稿は2019年度中に得た情報で作成している。

---

## はじめに

事業性融資を強化するため、法人特化型店舗の出店・開設に乗り出す信用金庫がある。信用金庫の法人特化型店舗は、大きく①支店形態での新規出店、②法人事務所形態での新規開設からなり、テナントビルの2階以上に入居する事例が多い。活動内容をみると、事業性融資の新規開拓に加え、事業先への情報提供や経営支援に注力する信用金庫がある。また、法人事務所の開設から一定期間後に空中店舗・路面店舗に昇格（新規出店）する事例、法人特化型の空中店舗をフルバンクサービスの路面店舗に移転（位置変更）する事例などもある。自金庫の目指すビジネスモデルの構築に向け、今後は法人特化型店舗を有効活用する信用金庫が増えていくと予想される。

そこで本稿では、当研究所が2019年度に開催した「経営戦略プランニング研修」の受講者および個別信用金庫との意見交換のなかで得た情報をもとに「法人特化型店舗への取り組み」を紹介する（図表1）。

図表1 経営戦略プランニング研修の概要

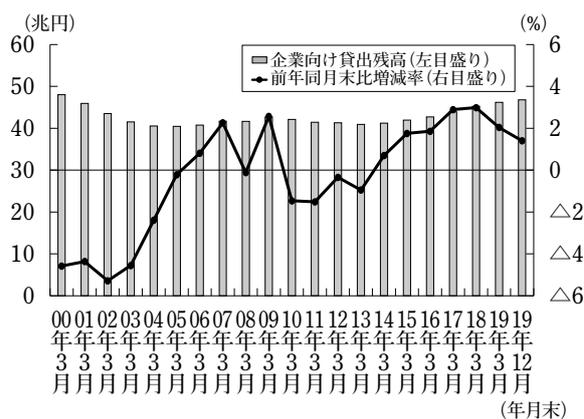
信用金庫の経営戦略の策定等を支援するため、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が2017年度に開始した信用金庫役職員向けのディスカッション形式の研修である。2019年度は6回開催し、合計46金庫、50人の参加を得た。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## 1. 事業性融資の強化

2019年12月末の信用金庫の企業向け貸出金残高は、前年同月末比1.4%増加の46兆7,896億円となり、25四半期連続で前年同月末を上回った（図表2）。年度末ベースでは6年連続（2019年3月末）で増加を続けており、2020年3月末についても前年同月末を上回った<sup>(注1)</sup>。ここ数年、事業性融資を強化するべく事業性評価に基づく本業支援に積極的な信用金庫が増えており、営業体制や提供する商品・サービスの拡充が活発である。

図表2 信用金庫の企業向け貸出金残高の推移



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## 2. 法人特化型店舗の分類

事業性融資の強化策として、法人特化型店舗を出店・開設する信用金庫がある。ここで言う法人特化型店舗とは、信用金庫の本部などに併設する事業先向けの相談拠点<sup>(注2)</sup>ではなく、店舗網が薄く成長余力の大きいエリア

(注)1. 2020年3月末の企業向け貸出金残高は前期比1.4%増加の46兆8,462億円となった。

2. 中小企業向けの相談プラザなど

への新規出店・新規開設のケースを指す。法人特化型店舗は、①店舗の初期投資および維持費の抑制、②法人特化型の営業スタイルの明確化などから、自己所有の路面店舗ではなくテナントビルの2階以上に賃借で入居するスタイルが主流となる。

なお、法人特化型店舗の出店・開設で先行する地域銀行の場合、信用金庫のような営業エリアの概念がないため、本店所在地から離れた東京23区内や大阪市内への進出が散見される。地域銀行の法人特化型店舗は、大都市部における中小企業向け融資の戦略拠点に位置付けられ、面ではなく点による営業活動を展開するケースが多いようだ。また、地元の金融機関と低金利による肩代わり競争を展開するケースもみられる。一方、信用金庫は営業エリアが限定されることなどから、法人特化型店舗についても面を意識した活動が求められ、課題解決を通じた取引深耕に力を入れる信用金庫が多い。以下、信用金庫の法人特化型店舗の仕組みや活動内容を紹介する。

### (1) 店舗形態

法人特化型店舗の店舗形態は、大きく①支店形態の新規出店、②法人事務所形態の新規開設に分かれる（図表3）。支店の場合は、従たる事務所として新規出店の手続きが必要となる。支店のため、自店名の口座開設や融資実行が可能な反面、相対的に法人事務所より初期投資や維持費がかかるとされる。また、仮に当該支店が撤退することになった場合、店舗統廃合の手続きが生じる。

図表3 支店と法人事務所の違い

項目	支店(空中店舗など)	法人事務所
定款変更	必要	不要
現金取扱い	可能	本部の一部の場合、取り扱えない
融資実行	自店の勘定で処理	僚店の勘定で処理(相談メイン)
陣容	5~8人が多い	3~4人が多い
立地	テナントビルの2階以上に入居が多い。	
経費	相対的に法人事務所の方が支店より初期投資や維持費は安価である。	
移転・撤退	相対的に法人事務所の方が支店より低コストかつ手続きも容易である。	

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

### (2) 立地

自金庫の店舗網が薄く市場の成長が見込めるエリアや、自金庫の取引シェアの低い中小企業の集積地域などに新たに出店・開設する事例がみられる。逆に本店所在地の近くや店舗網の厚い地域に法人特化型店舗を出店・開設する事例、フルバンクサービスを提供する支店を法人特化型店舗に転換する事例などはみられない。

また、路面（1階）に立地する法人特化型店舗は少なく、テナントビルの2階以上に入居するケースが大半を占める。

### (3) 店舗レイアウト

事業先との取引を主目的とするため、個人顧客との取引については最低限の機能やサービス提供に留めるレイアウトを採用している。支店形態の法人特化型店舗（特に空中店舗）のなかには、ATMや窓口のハイカウンターを未設置だったり、顧客の出入口を施錠

したりする事例もある<sup>(注3)</sup>。

法人事務所形態の場合は、オフィスビルの一室を利用し、現金や端末を置かない、看板を掲げないケースなどもみられる。

#### (4) 人員配置

法人特化型店舗の人員配置は、窓口や後方事務の職員を極力抑え、渉外担当者を厚く配置している。融資担当の配置については、店舗形態や渉外担当者の業務範囲により異なる。ケースによるが支店形式で5～8人程度、法人事務所形式だと3～4人の人員配置が多いようだ。

#### (5) 活動内容

法人特化型店舗の活動は、事業先の新規開拓と取引深耕が中心とある。信用金庫は、地域銀行などに比べて法人特化型店舗の撤退が難しいと言われるので、低金利によるピンポイントの貸出ではなく、事業先との長い取引関係を目指す活動が求められる。そこで、情

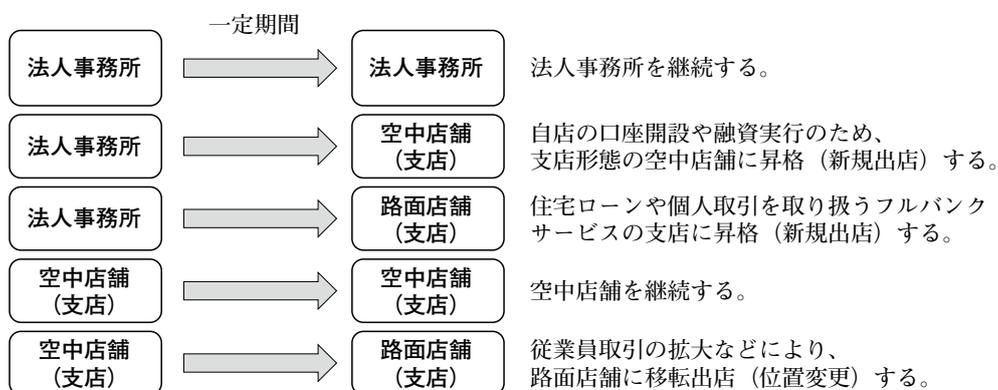
報提供や経営支援を切り口とした事業先の新規開拓や取引深耕に力を入れる事例がある。地域での存在感を高めることを重視し、マッチングや補助金の申請支援に注力するなどの情報提供・コンサルティングに注力している。

なお、法人特化の活動を明確に打ち出すため、①事業先への複合取引や従業員への職域セールを自然体とする信用金庫、②今後のフルバンクサービスへの転換の可能性も含めて積極的に取り組む信用金庫とに分かれる。後者の場合、従業員取引に力を入れるためには、預金関係の業務も強化する必要がある。その分、人員を厚く配置するなどの対応が求められる。

### 3. 店舗形態の変更例

法人特化型店舗を出店・開設してから一定期間後に店舗形態などを見直す信用金庫がある(図表4)。なお、一定期間の設定方法は、3年・5年などのように期限を区切って判断を行う信用金庫、目標とする貸出金残高の目安

図表4 店舗形態の変更例



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)3. インターホンにより入り口を開錠する。

を達成した段階で検討する信用金庫がある。

また、取扱業務を限定した法人事務所を開設し、一定期間後に支店として新規出店する信用金庫がある。これは、万が一の撤退リスク回避や、新規出店時期を決定しない場合などに有効と考えられる。

#### (1) 法人事務所→空中店舗（支店として新規出店）

法人事務所の場合、当該事務所名で口座開設や融資実行が行えず僚店（母店）で口座開設や融資実行を行う必要がある。顧客に地元密着の活動をPRしにくい場合もあろう。そこで支店を出店するに足る融資残高の目途が立った段階で、新規出店する。新しいエリアに支店を出店する可否を調べるためのテストマーケティングに位置付ける信用金庫もある。

#### (2) 法人事務所→路面店舗（支店として新規出店）

事業融資だけでなく、住宅ローンや預金取引も行うフルバンクサービスの支店を新規出店するのに先立ち、法人事務所を開設し一定の事業性融資の残高を確保しておく考え方である。

#### (3) 空中店舗→路面店舗（支店を移転出店）

法人特化型の空中店舗を出店したものの、時間の経過とともに従業員取引などが増えた場合や、個人取引も魅力的だと確認された場合に、フルバンクサービスを提供する路面店舗に移転出店する。当該空中店舗でフルバン

クサービスを提供することも可能だろうが、法人特化型のレイアウトや人員体制を敷いているなら、移転を伴わないサービス拡充は難しいだろう。

## 4. 出店・開設時の検討課題

法人特化型店舗を出店・開設する際の検討課題は、①コンセプトの決定、②丁寧な顧客説明、③経営資源の傾斜配置などである（図表5）。

図表5 主な検討課題

コンセプトの決定	法人特化型店舗の形態や取扱業務の範囲などを明確にする必要がある。合わせて一定期間後の見直しの有無について検討する。
丁寧な顧客説明	個人顧客への自然体の対応などについて、周知を図ると同時に丁寧な説明が必要である。
経営資源の傾斜配置	融資セールスの得意な職員を厚く配置すると同時に内勤職員を最低限の人数にするなどの傾斜配置が必要である。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

#### (1) コンセプトの決定

入念な市場調査などを実施したうえで、法人特化型店舗の形態や取扱業務の範囲などを金庫内で明確にする必要がある。特に一定期間後に当該法人特化型店舗をフルバンクサービスの路面店舗などに変更する可能性があるのか、それとも法人特化型の営業スタイルを継続するのかなども検討しておくことが求められる。

#### (2) 丁寧な顧客説明

法人特化型店舗は、フルバンクサービスを提供する支店に比べ個人取引のサービス内容などが限定される。個人顧客に対しては、自

店舗の営業コンセプトを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。また、信用金庫の法人特化型店舗は、面での取引が求められるので積極的なPRを通じたファンづくりに取り組む必要がある。

### (3) 経営資源の傾斜配置

融資セールスの得意な渉外担当者や管理職を配置する必要がある。また、内勤の職員については少人数の配置となるため、①一定以上のスキルを有する職員を少数配置、または②渉外担当者も内勤業務を行える体制を整備する必要がある。

## おわりに

現在の店舗網ではカバーしきれない事業先との取引を強化するため、法人特化型店舗の出店・開設に関心を示す信用金庫が増えている。大きな流れとして、若年層の都市集中が進んでいくことから、信用金庫の店舗展開も市場ニーズの変化に合わせて再配置していく必要がある。その際、フルバンクサービスを提供する支店ではなく、業務範囲を限定する法人特化型店舗なども検討が求められよう。

## 地域・中小企業関連経済金融日誌(2020年8月)

- 5日 ● 金融庁、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」を公表 資料1
- 6日 ○ 経済産業省、令和2年度「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」の補助事業者の採択について公表（飯田信用金庫、淡路信用金庫、中日信用金庫が各々経営支援機関を務める案件を含む29件を採択）
- 7日 ○ 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」および「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」を一部改正（改正の概要は、新型コロナウイルス感染症等に関する特例(全金融機関向け)に基づく資本参加の決定に当たっての審査の留意事項、監督上の措置等の規定、その他、所要の改正。改正後の監督指針は、8月14日より施行）
  - 金融庁、新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための金融機能強化法改正法の施行に伴う政令や内閣府令について公表（8月7日公布、14日施行）
- 24日 ○ 中小企業庁、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間を3ヶ月延長（2020年12月1日まで）する予定について公表
- 28日 ● 金融庁、「令和2年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表 資料2
  - 経済産業省、2020年5月15日から7月31日までの間の豪雨の影響を理由とした取引解消を行わないなど、下請中小企業への配慮について、関係団体（1,373団体）を通じ親事業者に要請
- 31日 ● 金融庁、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を公表 資料3
  - 経済産業省、2020年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずることとする政令等の8月28日公布・施行を公表 資料4
  - 中小企業庁、2020年7月末までに先端設備等導入に伴う固定資産税ゼロ（復興特措法による減免を含む。）の措置を実現した1,648自治体を公表

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

### (資料1)

金融庁、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」を公表（8月5日）

本報告書の「概要」資料の中で、今後目指していく「顧客本位の業務運営の更なる進展」について、以下の記載がある。

1. 「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月策定・公表。以下「原則」という。）の具体的内容の充実：

実効性を高めていくため、原則により求められる具体的な取組み(原則の注記)に以下を追加

- 顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提案および商品提供後の適切なフォローアップの実施
- 金融商品の組成に携わる金融事業者による想定顧客の公表
- リスクや手数料、利益相反等の情報を比較できるよう、各業者・商品ごとの共通の情報提供フォーム(「重要情報シート」)の導入

2. 「原則」の一層の浸透・定着：

金融庁において、事業者の取組状況等を「原則」の項目ごとに比較可能な形で公表

3. 不適切な販売事例の効果的な抑制：

法律上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化するため監督指針を改正

また、「超高齢社会における金融業務のあり方」について、以下の記載がある。

1. 認知判断能力等の低下した顧客への対応：

以下について、金融業界において指針等を策定

①代理人等取引のあり方、②福祉関係機関等との連携強化、③高齢顧客対応の好事例の集約・還元等

2. デジタル技術を活用した個々の認知判断能力や状況に応じた制度の精緻化の研究

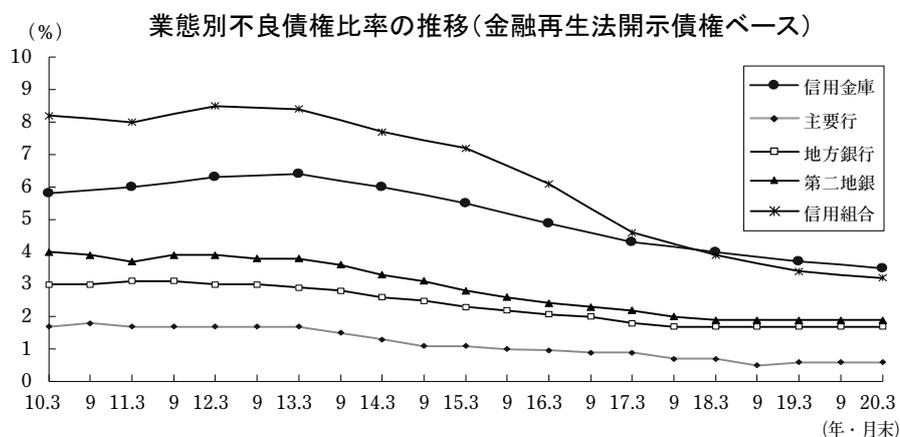
3. 本人以外でも金融契約の有無を照会できるシステムの検討

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20200805.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805.html)参照)

(資料2)

金融庁、「令和2年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」を公表(8月28日)

国内銀行の不良債権比率は、主要行が0.6% (2019年9月末比横ばい)、地方銀行が1.7% (同横ばい)、第二地方銀行が1.9% (同横ばい)、信用金庫が3.5% (2019年3月末比0.2ポイント低下)、信用組合が3.2% (同0.2ポイント低下) と、総じて横ばいないし低下した。



(備考) 1. 金融庁「金融再生法開示債権等の推移」より作成  
2. 信用金庫、信用組合は各年3月末のみ開示

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20200828.html>参照)

### (資料3)

金融庁、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を公表（8月31日）

本方針で、令和2事務年度の金融行政は、「①コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」、「②高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く」、「③金融庁の改革を進める」の3つを重点課題として取り組むとしている。

うち、①については「概要」資料のなかで以下の取組みを列挙している。

#### 【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

- 金融機関が、継続的に事業者の業況をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。
- 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。
- 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲等を見直す。

#### 【コロナ後の新しい社会を築く】

- 新しい産業構造への転換を支えられる金融のあり方について検討を始める。
- デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。
- コロナ後の社会にふさわしい顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。（金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等）
- サステナブル・ファイナンスに関する考え方の検討を進める。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/20200831.html>参照)

### (資料4)

経済産業省、2020年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずることとする政令等の8月28日公布・施行を公表（8月31日）

上記中小企業信用保険の特例措置の内容は、以下のとおり。

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証とは別枠での信用保証を利用可能（借入債務の額の100%を保証）とするもの。

	一般保証限度額		災害関係保証限度額
普通保険	2億円	+	2億円
無担保保険	8,000万円	+	8,000万円
(うち特別小口保険 (注))	2,000万円	+	2,000万円)

(注) 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更される。

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200831007/20200831007.html>参照)

## 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(8月)

### 1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
20.8.4	内外金利・為替見直し	2020-5	日銀は一連の金融緩和強化策の効果を見極めるべく、様子見姿勢を保とう	奥津智彦 鹿庭雄介
20.8.5	ニュース&トピックス	2020-38	低下が続く信用金庫の貸出約定平均金利－制度融資で残高が急増する反面、貸出金利回りが低下する場合も－	井上有弘
20.8.11	金融調査情報	2020-18	信用金庫の「渉外センター制度」への取組み	刀禰和之
20.8.11	金融調査情報	2020-19	信用金庫の債権書類管理の集中化動向	刀禰和之
20.8.11	金融調査情報	2020-20	2019年度末における信用金庫の預金残高の増減状況 －トピックス～ネット支店(非対面取引支店)の出店動向～－	刀禰和之
20.8.11	金融調査情報	2020-21	2019年度末における信用金庫の常勤役職員の増減状況 －トピックス～ベテラン層職員の活躍拡大策～－	刀禰和之
20.8.12	内外経済・金融動向	2020-3	海外経済の現状と当面の見直し －コロナショックからの世界経済回復の道のりを考える－	鹿庭雄介
20.8.13	ニュース&トピックス	2020-39	資金繰り支援と給付金で信用金庫の貸出金・預金は急増 －7月末の信用金庫の貸出金は6.7%増、預金は6.0%増－	井上有弘
20.8.14	産業企業情報	2020-5	信用金庫の視点でひも解く2020年版中小企業白書・小規模企業白書－新たな「価値」を生み出す中小企業、地域で「価値」を生み出す小規模事業者－	鉢嶺 実
20.8.17	内外経済・金融動向	2020-4	コロナ禍の地域経済への影響－外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察－	峯岸直輝
20.8.18	ニュース&トピックス	2020-40	業種別にみた信用金庫と銀行の資金繰り支援－ともに飲食店や宿泊業で急増、銀行は大手製造業向けが大きく寄与－	井上有弘
20.8.19	経済見直し	2020-2	実質成長率は20年度△5.9%、21年度3.1%と予測－新型コロナウイルスの感染拡大が引き続き経済活動を下押し－	角田 匠
20.8.24	ニュース&トピックス	2020-41	7月の信用金庫の資金繰り融資残高は約20%の高い伸び －新規貸出実行額は6月をピークに減少－	井上有弘
20.8.28	金融調査情報	2020-22	2019年度末における信用金庫の出資会員数の増減状況 －トピックス～出資会員向け優遇サービスの例～－	刀禰和之
20.8.28	金融調査情報	2020-23	2019年度末における信用金庫の店外ATMの設置状況 －トピックス～地域銀行の取組事例～－	刀禰和之
20.8.28	金融調査情報	2020-24	2019年度末における信用金庫の個人預金口数の増減状況 －トピックス～未利用口座管理手数料の導入状況～－	刀禰和之

### 2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
20.8.26	講演	持続可能なビジネスモデルへの転換について －アフターコロナを踏まえて－	理事会	湘南信用金庫	刀禰和之

# 統 計

## 1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

## 2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
3. 記号・符号表示は次のとおり。
  - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数      〔－〕 該当計数なし      〔△〕 減少または負
  - 〔…〕 不詳または算出不能      〔\*〕 1,000%以上の増加率      〔p〕 速報数字
  - 〔r〕 訂正数字      〔b〕 b印までの数字と次期以降の数字は不連続
4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島等の4県である。

※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<https://www.scbri.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

### 1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数			合 計	
	本店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			
							男 子	女 子		
2016. 3	265	6,883	231	7,379	9,273,887	2,195	69,126	39,107	108,233	110,428
17. 3	264	6,854	243	7,361	9,264,892	2,204	67,808	39,575	107,383	109,587
18. 3	261	6,832	254	7,347	9,242,088	2,173	66,199	40,103	106,302	108,475
18.12	261	6,811	241	7,313	9,219,486	2,138	66,216	41,711	107,927	110,065
19. 3	259	6,800	235	7,294	9,197,080	2,130	64,108	40,303	104,411	106,541
6	258	6,801	233	7,292	9,192,282	2,122	65,526	42,941	108,467	110,589
19. 7	257	6,801	234	7,292	9,183,066	2,125	65,262	42,689	107,951	110,076
8	257	6,800	234	7,291	9,178,595	2,125	64,989	42,491	107,480	109,605
9	257	6,788	240	7,285	9,176,423	2,124	64,525	42,156	106,681	108,805
10	257	6,784	238	7,279	9,172,362	2,125	64,333	42,003	106,336	108,461
11	257	6,774	232	7,263	9,169,029	2,123	64,184	41,924	106,108	108,231
12	257	6,772	231	7,260	9,166,395	2,118	63,711	41,583	105,294	107,412
20. 1	256	6,771	231	7,258	9,163,830	2,114	63,369	41,373	104,742	106,856
2	255	6,760	231	7,246	9,159,669	2,113	63,135	41,189	104,324	106,437
3	255	6,754	228	7,237	9,137,735	2,110	61,654	40,278	101,932	104,042
4	255	6,756	228	7,239	9,140,936	2,110	63,672	43,292	106,964	109,074
5	255	6,754	229	7,238	9,145,333	2,108	63,512	43,204	106,716	108,824
6	255	6,754	229	7,238	9,120,257	2,086	63,087	43,033	106,120	108,206
7	255	6,753	228	7,236	9,116,865	2,086	62,916	42,878	105,794	107,880

### 信用金庫の合併等

年 月 日	異 動	金 庫 名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年2月24日	十三	摂津水都	北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃	大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生	福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館	道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城	宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田	浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重	桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田	島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津	しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷	宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生	備前日生	255	合併
2020年9月7日	北陸	鶴来	はくさん	254	合併

## 1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

### 預金種類別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計			要求払			定期性			外貨預金等			実質預金			譲渡性預金		
	前年同月比 増減率			前年同月比 増減率			前年同月比 増減率			前年同月比 増減率			前年同月比 増減率			前年同月比 増減率		
2016. 3	1,347,476	2.1	503,730	4.1	840,685	1.1	3,060	△ 25.3	1,345,990	2.1	791	△ 26.4						
17. 3	1,379,128	2.3	537,831	6.7	838,043	△ 0.3	3,252	6.2	1,377,605	2.3	730	△ 7.7						
18. 3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	37.9						
18.12	1,445,831	1.6	603,031	5.6	839,395	△ 1.0	3,405	13.3	1,444,302	1.6	1,386	△ 10.5						
19. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5						
6	1,455,664	1.4	620,293	5.9	831,583	△ 1.6	3,787	13.0	1,454,316	1.4	1,323	△ 7.1						
19. 7	1,448,200	1.3	611,516	5.8	833,005	△ 1.6	3,678	9.3	1,447,438	1.3	1,400	△ 4.5						
8	1,452,594	1.4	617,233	5.9	831,528	△ 1.7	3,833	12.9	1,451,359	1.3	1,428	△ 1.3						
9	1,455,693	1.2	621,573	5.2	830,310	△ 1.6	3,809	13.4	1,454,669	1.2	1,405	4.2						
10	1,453,634	1.2	623,490	5.4	826,396	△ 1.6	3,748	12.0	1,452,915	1.3	1,372	2.0						
11	1,453,681	1.5	624,555	6.0	825,451	△ 1.6	3,673	10.3	1,452,492	1.5	1,365	△ 4.3						
12	1,465,868	1.3	636,093	5.4	826,054	△ 1.5	3,719	9.2	1,464,715	1.4	1,542	11.2						
20. 1	1,452,520	1.3	624,551	5.5	824,337	△ 1.6	3,631	8.7	1,451,741	1.3	1,504	0.9						
2	1,459,610	1.4	636,323	5.9	819,604	△ 1.7	3,683	5.9	1,458,470	1.4	1,461	20.2						
3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0						
4	1,471,542	1.6	659,492	6.8	808,405	△ 2.2	3,644	3.7	1,470,809	1.7	938	△ 10.5						
5	1,485,795	3.4	674,527	11.1	807,693	△ 2.2	3,574	△ 3.0	1,484,784	3.4	984	△ 19.9						
6	1,522,349	4.5	708,117	14.1	810,553	△ 2.5	3,677	△ 2.8	1,521,691	4.6	993	△ 24.8						
7	1,536,384	6.0	718,025	17.4	814,885	△ 2.1	3,472	△ 5.5	1,535,724	6.0	1,321	△ 5.6						

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。  
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

### 地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	69,722	1.7	51,986	1.0	238,874	1.6	251,097	1.5	37,176	1.3	286,050	3.4
17. 3	71,135	2.0	53,051	2.0	243,448	1.9	255,538	1.7	37,334	0.4	293,563	2.6
18. 3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
18.12	74,671	1.4	55,174	0.6	254,315	1.5	266,743	1.3	37,980	0.2	307,331	1.8
19. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
6	75,190	1.6	55,105	0.6	255,095	0.9	269,056	1.5	38,063	△ 0.1	309,198	1.3
19. 7	74,564	1.5	54,937	0.6	253,332	0.7	267,901	1.6	37,903	△ 0.0	307,920	1.1
8	74,605	1.7	55,141	0.5	254,188	0.8	269,060	1.8	38,155	0.4	308,615	1.2
9	74,693	1.0	55,407	0.7	254,842	0.6	269,331	1.7	37,948	0.0	310,171	1.4
10	74,379	1.4	55,306	0.7	255,119	0.7	269,567	1.7	37,977	0.0	308,390	1.2
11	74,870	1.8	55,349	1.3	255,061	1.0	269,312	2.0	37,844	0.3	308,407	1.5
12	75,858	1.5	55,781	1.1	256,724	0.9	272,023	1.9	38,088	0.2	311,456	1.3
20. 1	74,522	1.8	55,088	0.9	255,407	1.2	269,513	1.9	37,729	0.2	308,475	1.1
2	74,600	1.8	55,340	1.0	256,768	1.4	270,970	2.0	37,826	0.2	310,218	1.4
3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
4	76,072	2.4	55,557	0.8	259,308	1.7	273,286	2.1	38,006	0.2	312,979	1.9
5	77,942	5.5	56,070	2.9	261,067	3.2	275,699	3.9	38,178	1.4	316,847	3.8
6	79,634	5.9	57,555	4.4	267,394	4.8	283,311	5.2	38,973	2.3	322,525	4.3
7	79,607	6.7	57,717	5.0	272,791	7.6	285,017	6.3	38,953	2.7	323,798	5.1

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	275,702	2.4	58,513	1.0	27,031	1.1	22,166	1.9	27,394	1.7	1,347,476	2.1
17. 3	286,213	3.8	59,200	1.1	27,279	0.9	22,356	0.8	28,058	2.4	1,379,128	2.3
18. 3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
18.12	304,345	2.2	61,553	1.9	28,341	1.7	24,024	2.1	29,399	1.2	1,445,831	1.6
19. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
6	307,197	2.1	62,265	2.1	28,604	1.5	24,222	2.2	29,575	1.7	1,455,664	1.4
19. 7	305,633	1.9	61,910	1.9	28,462	1.1	24,046	1.9	29,459	1.6	1,448,200	1.3
8	305,977	1.5	62,245	1.9	28,594	1.3	24,219	2.0	29,597	1.9	1,452,594	1.4
9	306,822	1.4	62,049	1.2	28,581	1.1	24,162	1.3	29,591	1.4	1,455,693	1.2
10	306,482	1.6	62,001	1.1	28,578	1.1	24,231	1.7	29,534	1.4	1,453,634	1.2
11	306,444	1.6	62,089	1.8	28,532	1.4	24,245	2.1	29,441	1.4	1,453,681	1.5
12	308,240	1.2	62,501	1.5	28,784	1.5	24,533	2.1	29,805	1.3	1,465,868	1.3
20. 1	305,674	1.1	61,787	1.2	28,661	1.5	24,231	2.0	29,379	0.9	1,452,520	1.3
2	306,843	1.0	62,256	1.4	28,829	1.9	24,453	2.4	29,457	0.8	1,459,610	1.4
3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
4	307,809	0.8	62,805	2.0	28,973	2.0	24,824	2.9	29,709	1.6	1,471,542	1.6
5	310,377	2.3	62,973	2.8	29,097	2.9	25,132	5.4	30,033	3.4	1,485,795	3.4
6	319,332	3.9	64,735	3.9	29,732	3.9	26,025	7.4	30,809	4.1	1,522,349	4.5
7	324,153	6.0	64,932	4.8	29,912	5.0	26,245	9.1	30,836	4.6	1,536,384	6.0

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		個人預金						外貨預金等	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2016. 3	1,347,474	2.1	1,070,478	1.4	361,319	3.7	708,657	0.3	493	△ 4.6
17. 3	1,379,126	2.3	1,084,755	1.3	385,547	6.7	698,654	△ 1.4	545	10.4
18. 3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
18.12	1,445,830	1.6	1,120,034	1.2	434,413	6.0	684,866	△ 1.6	745	19.5
19. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
6	1,455,663	1.4	1,123,598	1.0	448,040	6.0	674,721	△ 2.0	827	8.9
19. 7	1,448,199	1.3	1,118,523	0.9	442,538	6.0	675,133	△ 2.0	842	14.4
8	1,452,593	1.4	1,124,770	1.0	449,725	6.1	674,132	△ 2.1	903	20.3
9	1,455,692	1.2	1,118,662	0.7	445,558	5.6	672,203	△ 2.2	891	20.8
10	1,453,633	1.2	1,124,578	0.9	453,955	5.8	669,716	△ 2.1	897	24.2
11	1,453,679	1.5	1,121,027	1.1	451,256	6.4	668,864	△ 2.1	897	26.6
12	1,465,866	1.3	1,132,667	1.1	461,486	6.2	670,281	△ 2.1	891	19.6
20. 1	1,452,519	1.3	1,125,244	1.0	455,943	6.3	668,412	△ 2.2	880	14.3
2	1,459,609	1.4	1,134,040	1.2	465,909	6.4	667,288	△ 2.1	834	10.5
3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
4	1,471,540	1.6	1,135,221	1.0	472,717	6.1	661,647	△ 2.2	847	12.2
5	1,485,793	3.4	1,132,645	1.8	471,650	8.1	660,140	△ 2.2	845	7.7
6	1,522,347	4.5	1,153,450	2.6	492,954	10.0	659,634	△ 2.2	852	2.9
7	1,536,383	6.0	1,153,534	3.1	492,928	11.3	659,691	△ 2.2	905	7.4

年月末	一般法人預金						公金預金			
	前年同月比増減率	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率	外貨預金等	前年同月比増減率			
2016. 3	227,566	5.1	126,751	5.1	100,431	5.0	376	4.9	38,977	4.0
17. 3	240,260	5.5	135,201	6.6	104,713	4.2	338	△ 10.0	43,708	12.1
18. 3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
18.12	258,680	2.3	152,004	4.5	106,281	△ 0.6	388	5.6	55,623	8.0
19. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
6	261,962	3.2	154,643	5.5	106,928	0.1	382	△ 3.9	59,684	3.3
19. 7	255,009	3.1	147,388	4.9	107,245	0.8	368	△ 7.8	64,276	3.4
8	258,633	5.1	151,098	8.9	107,145	0.3	382	△ 4.8	59,711	△ 4.2
9	263,974	1.6	155,254	2.3	108,342	0.7	370	△ 3.1	62,394	8.3
10	259,267	3.1	151,073	5.2	107,820	0.4	366	△ 1.8	59,515	2.0
11	263,835	5.1	156,355	8.6	107,110	0.6	362	△ 6.1	59,091	△ 2.8
12	266,154	2.8	158,797	4.4	107,002	0.6	347	△ 10.4	56,963	2.4
20. 1	256,930	3.0	148,325	4.5	108,261	1.2	336	△ 12.0	59,954	1.7
2	261,924	5.0	154,156	8.5	107,423	0.3	338	△ 10.2	53,507	△ 5.8
3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
4	273,588	3.9	166,560	6.9	106,666	△ 0.2	353	1.3	52,136	2.8
5	286,827	12.5	180,190	22.0	106,280	△ 0.5	349	△ 8.2	56,824	△ 2.7
6	299,420	14.2	192,487	24.4	106,573	△ 0.3	352	△ 7.8	59,252	△ 0.7
7	306,275	20.1	199,312	35.2	106,580	△ 0.6	375	1.8	64,369	0.1

年月末	要求払			定期性			外貨預金等			金融機関預金		政府関係預り金	譲渡性預金
	前年同月比増減率			前年同月比増減率			前年同月比増減率			前年同月比増減率			
2016. 3	13,191	4.1	25,761	4.0	21	△ 51.5	10,448	2.1	0	791			
17. 3	14,902	12.9	28,803	11.8	0	△ 100.0	10,398	△ 0.4	0	730			
18. 3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	...	10,703	2.9	0	1,007			
18.12	15,064	4.9	40,556	9.2	0	...	11,488	1.8	0	1,386			
19. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	...	10,108	△ 5.5	0	901			
6	16,317	7.2	43,364	1.9	0	△ 100.0	10,414	△ 3.0	0	1,323			
19. 7	19,766	7.8	44,506	1.5	0	...	10,386	△ 8.2	0	1,399			
8	15,390	△ 17.8	44,318	1.6	0	...	9,474	△ 14.2	0	1,428			
9	18,572	19.4	43,819	4.2	0	...	10,657	△ 0.4	0	1,405			
10	16,832	△ 0.5	42,680	3.0	0	...	10,268	△ 6.4	0	1,372			
11	15,751	△ 17.2	43,338	3.7	0	...	9,721	△ 11.9	0	1,365			
12	14,489	△ 3.8	42,471	4.7	0	...	10,077	△ 12.2	0	1,542			
20. 1	18,636	△ 2.3	41,315	3.6	0	...	10,385	△ 10.5	0	1,504			
2	14,980	△ 20.5	38,525	1.4	0	...	10,132	△ 15.2	0	1,461			
3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	...	9,971	△ 1.3	0	747			
4	18,480	26.1	33,652	△ 6.5	0	...	10,591	2.6	0	938			
5	21,516	0.8	35,305	△ 4.8	0	...	9,492	△ 13.6	0	984			
6	20,860	27.8	38,389	△ 11.4	0	...	10,220	△ 1.8	0	993			
7	24,128	22.0	40,238	△ 9.5	0	...	12,199	17.4	0	1,321			

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

# 1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

## 科目別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	673,201	2.3	8,235	△ 7.3	664,966	2.4	37,085	△ 4.1	599,355	2.8	28,525	2.8
17. 3	691,675	2.7	7,528	△ 8.5	684,146	2.8	36,828	△ 0.6	618,003	3.1	29,314	2.7
18. 3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
18.12	717,720	1.5	7,843	△ 5.2	709,877	1.5	38,544	1.6	639,445	1.3	31,886	5.6
19. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
6	714,786	1.0	7,121	△ 6.2	707,665	1.1	35,359	1.7	641,966	0.9	30,339	5.1
19. 7	713,591	0.9	6,203	△ 7.4	707,388	1.0	35,715	1.6	641,180	0.8	30,492	4.5
8	715,635	1.1	6,804	4.4	708,831	1.0	36,135	1.8	642,125	0.9	30,569	3.9
9	719,968	0.7	6,141	△ 18.5	713,827	0.9	37,337	1.0	643,178	0.7	33,311	5.0
10	716,749	1.0	5,976	△ 8.3	710,773	1.1	36,935	0.6	642,587	0.9	31,250	4.5
11	718,865	1.2	6,727	3.2	712,137	1.2	37,124	0.2	643,680	1.2	31,332	3.4
12	724,667	0.9	7,161	△ 8.6	717,505	1.0	38,359	△ 0.4	646,056	1.0	33,089	3.7
20. 1	719,055	0.9	6,194	△ 9.6	712,861	1.0	37,585	△ 0.8	643,309	1.0	31,966	4.1
2	720,874	1.2	6,726	0.5	714,147	1.2	37,404	△ 0.6	644,800	1.2	31,942	3.6
3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
4	728,509	1.9	5,618	△ 23.7	722,891	2.1	35,394	△ 2.7	656,121	2.3	31,376	4.3
5	739,405	3.8	5,988	△ 5.5	733,417	3.9	34,236	△ 2.1	668,408	4.3	30,771	1.9
6	751,340	5.1	4,853	△ 31.8	746,486	5.4	33,525	△ 5.1	682,771	6.3	30,190	△ 0.4
7	761,913	6.7	4,399	△ 29.0	757,514	7.0	32,891	△ 7.9	695,071	8.4	29,551	△ 3.0

## 地区別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	30,946	0.3	23,070	2.9	126,759	3.2	122,720	1.7	16,629	1.6	140,749	2.1
17. 3	31,128	0.5	23,843	3.3	131,987	4.1	125,543	2.3	17,061	2.6	143,506	1.9
18. 3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
18.12	31,264	△ 0.1	24,825	1.5	140,152	2.5	130,731	1.9	17,205	△ 0.4	146,343	0.5
19. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
6	30,929	0.9	24,454	0.6	138,908	0.9	131,046	1.9	17,084	△ 0.5	145,237	0.1
19. 7	30,942	0.9	24,448	0.5	138,451	0.6	131,046	1.9	17,075	△ 0.5	144,736	0.0
8	31,102	1.0	24,496	0.6	138,602	0.7	131,425	2.0	17,113	△ 0.4	144,987	0.1
9	31,205	1.1	24,630	△ 0.0	139,388	0.1	132,257	1.6	17,108	△ 0.5	146,609	0.2
10	31,150	1.6	24,439	△ 0.0	139,101	0.3	131,722	1.9	17,081	△ 0.0	145,177	0.5
11	31,256	1.7	24,461	△ 0.1	139,437	0.4	131,964	2.0	17,103	0.2	145,550	0.8
12	31,755	1.5	24,674	△ 0.6	140,180	0.0	132,952	1.6	17,206	0.0	147,260	0.6
20. 1	31,267	1.7	24,441	△ 0.7	139,218	△ 0.0	132,093	1.5	17,139	0.3	145,622	0.4
2	31,566	2.4	24,477	△ 0.4	139,314	0.1	132,332	1.8	17,186	0.7	145,924	0.7
3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
4	31,512	1.7	24,442	△ 0.2	142,006	1.6	133,612	2.1	17,040	0.1	147,527	1.4
5	32,160	4.6	24,914	2.0	143,235	3.3	135,621	3.8	17,165	0.5	149,966	3.7
6	32,893	6.3	25,170	2.9	145,949	5.0	137,959	5.2	17,255	1.0	152,430	4.9
7	33,475	8.1	25,452	4.1	148,835	7.4	139,774	6.6	17,439	2.1	154,193	6.5

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	142,964	2.9	30,772	1.4	10,020	△ 0.2	12,075	1.4	15,342	2.3	673,201	2.3
17. 3	147,580	3.2	31,375	1.9	10,212	1.9	12,390	2.6	15,867	3.4	691,675	2.7
18. 3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
18.12	153,988	1.8	32,302	1.5	10,741	2.5	12,713	0.6	16,126	△ 0.3	717,720	1.5
19. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
6	154,158	1.3	32,068	0.6	10,856	2.1	12,702	1.4	15,969	0.8	714,786	1.0
19. 7	153,914	1.2	32,130	0.7	10,805	1.8	12,673	1.4	15,985	0.8	713,591	0.9
8	154,584	1.5	32,212	0.6	10,902	2.6	12,771	2.3	16,031	1.1	715,635	1.1
9	155,075	0.9	32,388	0.3	10,980	2.8	12,807	1.8	16,092	1.0	719,968	0.7
10	154,638	1.3	32,187	0.7	10,997	3.4	12,764	2.0	16,057	1.1	716,749	1.0
11	155,307	1.7	32,351	1.1	11,019	3.3	12,838	2.4	16,128	1.5	718,865	1.2
12	156,260	1.4	32,559	0.7	11,092	3.2	12,987	2.1	16,285	0.9	724,667	0.9
20. 1	155,340	1.5	32,424	0.8	11,039	3.5	12,861	1.8	16,144	0.8	719,055	0.9
2	155,955	2.0	32,537	1.3	11,080	3.8	12,889	2.1	16,139	1.0	720,874	1.2
3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
4	158,054	2.7	32,433	1.4	11,085	2.6	13,047	3.2	16,254	1.6	728,509	1.9
5	160,783	4.9	32,961	3.1	11,316	4.3	13,324	5.4	16,434	3.1	739,405	3.8
6	163,130	5.8	33,437	4.2	11,413	5.1	13,594	7.0	16,567	3.7	751,340	5.1
7	165,399	7.4	33,827	5.2	11,525	6.6	13,761	8.5	16,675	4.3	761,913	6.7

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計				企業向け計							
	前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		製造業		建設業	
	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比
2016. 3	673,200	2.3	100.0	427,068	1.8	63.4	62,173	△ 1.3	9.2	47,880	△ 0.1	7.1
17. 3	691,673	2.7	100.0	439,419	2.8	63.5	61,450	△ 1.1	8.8	49,153	2.6	7.1
18. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
18. 9	714,562	1.7	100.0	457,469	2.1	64.0	61,594	△ 0.6	8.6	50,885	3.0	7.1
12	717,719	1.5	100.0	461,417	1.9	64.2	61,931	△ 0.1	8.6	51,903	2.9	7.2
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
6	714,785	1.0	100.0	457,219	1.5	63.9	60,330	△ 0.0	8.4	49,758	2.4	6.9
9	719,966	0.7	100.0	463,122	1.2	64.3	60,953	△ 1.0	8.4	51,818	1.8	7.1
12	724,666	0.9	100.0	467,896	1.4	64.5	61,694	△ 0.3	8.5	52,840	1.8	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
6	751,338	5.1	100.0	493,626	7.9	65.6	64,762	7.3	8.6	56,992	14.5	7.5

年 月 末	卸売業				小売業				不動産業				個人による貸家業			
	前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比	
	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比
2016. 3	28,217	△ 1.3	4.1	25,790	△ 1.7	3.8	145,939	4.8	21.6	57,516	0.2	8.5				
17. 3	27,882	△ 1.1	4.0	25,845	0.2	3.7	153,981	5.5	22.2	58,540	1.7	8.4				
18. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3				
18. 9	28,511	0.7	3.9	25,914	0.1	3.6	165,718	4.6	23.1	59,016	0.0	8.2				
12	28,716	0.7	4.0	25,993	△ 0.0	3.6	167,043	4.2	23.2	58,775	△ 0.5	8.1				
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1				
6	27,916	0.8	3.9	25,380	△ 0.6	3.5	168,373	2.8	23.5	58,395	△ 1.2	8.1				
9	28,280	△ 0.8	3.9	25,755	△ 0.6	3.5	169,433	2.2	23.5	58,048	△ 1.6	8.0				
12	28,772	0.1	3.9	25,888	△ 0.4	3.5	170,004	1.7	23.4	57,744	△ 1.7	7.9				
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8				
6	30,722	10.0	4.0	28,785	13.4	3.8	172,691	2.5	22.9	56,903	△ 2.5	7.5				

年 月 末	飲食業				宿泊業				医療・福祉				物品賃貸業			
	前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比	
	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比
2016. 3	8,414	△ 1.3	1.2	5,683	△ 1.9	0.8	21,786	2.3	3.2	2,880	0.2	0.4				
17. 3	8,517	1.2	1.2	5,761	1.3	0.8	22,414	2.8	3.2	2,866	△ 0.4	0.4				
18. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4				
18. 9	8,808	1.6	1.2	5,961	1.7	0.8	22,463	△ 0.5	3.1	2,870	△ 1.5	0.4				
12	8,815	0.9	1.2	6,018	2.2	0.8	22,443	△ 0.6	3.1	2,837	△ 0.8	0.3				
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3				
6	8,774	0.5	1.2	5,982	1.2	0.8	22,186	△ 1.3	3.1	2,826	1.6	0.3				
9	8,831	0.2	1.2	6,026	1.0	0.8	22,312	△ 0.6	3.0	2,901	1.0	0.4				
12	8,929	1.2	1.2	6,097	1.3	0.8	22,564	0.5	3.1	2,863	0.8	0.3				
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3				
6	11,706	33.4	1.5	6,558	9.6	0.8	22,838	2.9	3.0	2,946	4.2	0.3				

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸				地方公共団体				個人				住宅ローン			
	前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比		前年同月比 増 減 率		構成比	
	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比	増 減 率	構成比
2016. 3	56	49.3	0.0	52,729	4.1	7.8	193,402	2.8	28.7	162,130	2.9	24.0				
17. 3	55	△ 2.7	0.0	53,871	2.1	7.7	198,382	2.5	28.6	166,326	2.5	24.0				
18. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7				
18. 9	58	12.1	0.0	54,805	1.0	7.6	202,287	0.9	28.3	168,982	0.7	23.6				
12	55	△ 4.1	0.0	53,889	0.3	7.5	202,412	0.7	28.2	169,359	0.6	23.5				
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5				
6	46	△ 19.9	0.0	55,174	△ 0.9	7.7	202,391	0.4	28.3	169,487	0.4	23.7				
9	44	△ 23.0	0.0	53,516	△ 2.3	7.4	203,327	0.5	28.2	169,947	0.5	23.6				
12	42	△ 24.4	0.0	53,353	△ 0.9	7.3	203,416	0.4	28.0	170,517	0.6	23.5				
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5				
6	38	△ 17.5	0.0	54,541	△ 1.1	7.2	203,171	0.3	27.0	171,239	1.0	22.7				

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。  
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

# 1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先勘	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭債	金銭の信託	商品 有価証券	
		うち信金中金預け金									
2016. 3	14,440	327,585	(4.0)	264,394	(7.4)	0	847	0	2,058	1,262	25
17. 3	14,754	350,164	(6.8)	284,264	(7.5)	0	485	0	1,575	1,316	47
18. 3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	1,794	1,561	56
18.12	14,361	391,225	(3.2)	330,390	(2.9)	0	576	0	2,255	1,962	20
19. 3	15,131	376,847	(3.1)	300,565	(2.1)	0	483	0	2,351	1,736	19
6	14,320	403,917	(3.1)	345,119	(3.6)	0	566	0	2,787	1,805	19
19. 7	14,154	395,219	(2.9)	337,562	(3.9)	0	557	0	2,710	1,877	19
8	14,049	400,596	(3.6)	344,095	(5.2)	0	577	0	2,751	1,880	20
9	14,476	397,187	(3.9)	321,416	(4.1)	0	552	0	2,798	1,905	19
10	13,435	398,684	(3.6)	341,966	(5.5)	0	575	0	2,909	1,927	19
11	14,143	396,613	(3.8)	340,670	(5.5)	0	575	0	2,991	1,935	20
12	15,153	397,797	(1.6)	341,541	(3.3)	0	571	0	3,194	1,946	18
20. 1	14,273	391,926	(2.8)	336,136	(4.4)	0	524	0	3,271	1,972	19
2	13,455	399,033	(2.6)	341,249	(4.0)	0	498	0	3,308	1,980	19
3	15,105	379,640	(0.7)	305,844	(1.7)	0	396	0	3,438	1,926	18
4	15,304	394,544	(0.7)	344,478	(3.8)	0	401	0	3,698	2,003	18
5	13,953	397,041	(3.1)	339,566	(3.8)	0	476	0	3,802	2,003	18
6	13,704	423,143	(4.7)	354,788	(2.8)	0	617	0	3,898	1,993	18
7	14,616	433,409	(9.6)	357,158	(5.8)	0	715	0	4,027	2,076	18

年月末	有価証券										株式	
	国債	地方債	短期社債	社債	公社公団債	金融債	その他					
2016. 3	432,426	(2.1)	93,047	(△6.3)	94,737	49	171,054	(△0.0)	76,725	28,370	65,958	7,343
17. 3	426,196	(△1.4)	86,227	(△7.3)	92,158	0	162,636	(△4.9)	72,789	22,279	67,568	8,529
18. 3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
18.12	423,878	(1.2)	68,153	(△12.3)	91,627	129	149,339	(△4.1)	64,841	12,250	72,246	8,193
19. 3	432,763	(0.6)	68,256	(△11.3)	93,313	19	151,570	(△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484
6	420,842	(0.4)	62,399	(△13.3)	89,851	139	149,636	(△1.1)	62,825	9,914	76,895	8,466
19. 7	423,242	(△0.2)	62,124	(△16.1)	90,075	139	150,944	(△0.6)	62,476	9,612	78,855	8,490
8	421,148	(△1.2)	61,405	(△17.4)	88,672	129	149,896	(△0.9)	61,681	9,216	78,998	8,672
9	421,164	(△1.3)	61,188	(△17.8)	87,637	39	150,738	(△0.2)	60,765	8,878	81,094	8,786
10	425,214	(△1.0)	62,391	(△16.0)	87,743	139	152,160	(0.7)	60,479	8,611	83,069	8,633
11	427,534	(△0.1)	62,801	(△13.7)	87,475	139	152,752	(1.7)	60,352	8,292	84,107	8,486
12	430,319	(1.5)	63,629	(△6.6)	87,058	139	154,204	(3.2)	60,141	7,919	86,144	8,422
20. 1	428,289	(0.5)	62,154	(△7.3)	86,566	139	153,818	(2.7)	59,570	7,604	86,643	8,457
2	428,135	(0.6)	61,748	(△7.5)	86,060	139	153,648	(3.0)	59,067	7,219	87,361	8,699
3	430,760	(△0.4)	64,535	(△5.4)	85,744	19	154,969	(2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647
4	432,585	(2.1)	64,482	(△1.4)	84,137	364	155,384	(3.6)	58,262	6,612	90,509	8,545
5	435,553	(2.5)	65,078	(0.8)	84,584	364	155,988	(3.7)	58,206	6,400	91,381	8,452
6	439,122	(4.3)	67,117	(7.5)	84,576	825	156,419	(4.5)	57,966	6,128	92,324	8,360
7	443,181	(4.7)	68,630	(10.4)	84,659	1,180	157,916	(4.6)	58,045	5,824	94,045	8,148

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)	
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証券								
2016. 3	0	25,494	39,409	1,289	778,647	(2.7)	264,394	49.9	57.7	32.0	19.6	33.9
17. 3	0	35,403	39,761	1,480	794,539	(2.0)	284,264	50.1	57.5	30.8	20.6	35.7
18. 3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
18.12	0	47,472	57,343	1,618	834,278	(2.1)	330,390	49.5	57.6	29.2	22.8	39.6
19. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333	(2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
6	0	47,405	61,181	1,762	844,259	(1.8)	345,119	49.0	57.9	28.8	23.6	40.8
19. 7	0	47,828	61,855	1,783	837,780	(1.3)	337,562	49.2	57.7	29.1	23.2	40.2
8	0	48,589	61,968	1,814	841,024	(1.2)	344,095	49.2	57.8	28.9	23.6	40.9
9	0	48,514	62,366	1,892	838,104	(1.1)	321,416	49.4	57.5	28.9	22.0	38.3
10	0	48,894	63,346	1,903	842,764	(1.2)	341,966	49.2	57.9	29.2	23.5	40.5
11	0	49,375	64,539	1,962	843,813	(1.7)	340,670	49.4	57.9	29.3	23.4	40.3
12	0	49,597	65,251	2,015	849,001	(1.7)	341,541	49.3	57.8	29.3	23.2	40.2
20. 1	0	49,727	65,337	2,087	840,277	(1.7)	336,136	49.4	57.7	29.4	23.1	40.0
2	0	50,138	65,557	2,141	846,430	(1.7)	341,249	49.3	57.9	29.3	23.3	40.3
3	0	48,945	65,567	2,329	831,286	(0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
4	0	49,030	68,434	2,205	848,557	(1.3)	344,478	49.4	57.6	29.3	23.3	40.5
5	0	48,973	69,875	2,235	852,849	(2.8)	339,566	49.7	57.3	29.2	22.8	39.8
6	0	48,984	70,607	2,230	882,498	(4.5)	354,788	49.3	57.9	28.8	23.2	40.2
7	0	49,214	71,205	2,225	898,046	(7.1)	357,158	49.5	58.4	28.8	23.2	39.7

(備考) 1. ( )内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

## 2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2016. 3	1,347,476	2.1	9,090,816	3.8	5,965,673	4.8	3,936,531	6.0	3,235,087	5.4	2,482,863	2.0
17. 3	1,379,128	2.3	9,488,242	4.3	6,287,189	5.3	4,295,341	9.1	3,433,657	6.1	2,543,180	2.4
18. 3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
18. 12	1,445,831	1.6	9,755,139	1.7	6,447,245	1.8	4,489,421	2.3	3,659,640	4.8	2,651,511	2.6
19. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
6	1,455,664	1.4	9,847,195	0.8	6,478,025	0.3	4,542,511	0.6	3,711,756	2.3	2,747,926	3.4
19. 7	1,448,200	1.3	9,845,845	1.2	6,512,949	1.0	4,578,419	2.1	3,746,166	2.5	2,716,895	3.3
8	1,452,594	1.4	9,824,087	1.3	6,474,047	1.0	4,547,739	1.8	3,722,531	2.3	2,730,467	3.7
9	1,455,693	1.2	9,893,235	1.5	6,560,510	1.7	4,608,581	2.8	3,767,275	3.2	2,714,929	2.9
10	1,453,634	1.2	9,895,863	1.7	6,567,130	1.6	4,637,296	3.0	3,793,768	3.4	2,712,637	3.5
11	1,453,681	1.5	9,951,654	2.0	6,600,784	1.9	4,666,725	3.0	3,814,351	3.0	2,732,002	4.0
12	1,465,868	1.3	9,920,309	1.6	6,537,687	1.4	4,618,607	2.8	3,753,587	2.5	2,758,676	4.0
20. 1	1,452,520	1.3	9,899,165	1.8	6,550,865	1.6	4,660,459	3.3	3,808,503	3.4	2,731,782	3.9
2	1,459,610	1.4	9,895,246	2.0	6,522,784	1.6	4,654,227	3.6	3,809,838	3.7	2,751,312	4.5
3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
4	1,471,542	1.6	10,192,260	2.9	6,753,669	3.1	4,880,912	5.9	4,056,999	7.3	2,806,135	2.6
5	1,485,795	3.4	10,428,645	5.6	6,889,390	5.3	5,036,718	9.2	4,185,090	10.2	2,894,289	6.4
6	1,522,349	4.5	10,444,809	6.0	6,857,665	5.8	5,029,181	10.7	4,152,902	11.8	2,932,022	6.6
7	1,536,384	6.0	10,441,543	6.0	6,864,933	5.4	5,035,874	9.9	4,136,708	10.4	2,917,676	7.3

年 月 末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2016. 3	642,280	1.5	1,778,719	0.0	12,217,011	3.1
17. 3	657,873	2.4	1,794,346	0.8	12,661,716	3.6
18. 3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
18. 12	656,383	△ 2.1	1,818,406	0.4	13,019,376	1.5
19. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
6	621,244	△ 5.1	1,831,338	0.9	13,134,197	0.9
19. 7	616,001	△ 5.0	—	—	—	—
8	619,573	△ 4.6	—	—	—	—
9	617,796	△ 5.5	1,819,026	0.8	13,167,954	1.4
10	616,096	△ 5.0	—	—	—	—
11	618,868	△ 4.6	—	—	—	—
12	623,946	△ 4.9	1,839,132	1.1	13,225,309	1.5
20. 1	616,518	△ 4.8	—	—	—	—
2	621,150	△ 4.3	—	—	—	—
3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
4	632,456	2.2	—	—	—	—
5	644,966	5.3	—	—	—	—
6	655,122	5.4	1,874,800	2.3	13,841,958	5.3
7	658,934	6.9	—	—	—	—

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表

5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

## 2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	673,201	2.3	2,455,767	2.7	1,908,530	1.3	1,852,563	3.5	492,112	3.6	5,473,643	3.0
17. 3	691,675	2.7	2,530,404	3.0	1,905,295	△ 0.1	1,925,353	3.9	507,988	3.2	5,655,420	3.3
18. 3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
18.12	717,720	1.5	2,562,486	0.4	1,985,180	5.7	2,074,837	4.6	517,481	△ 0.5	5,872,524	1.9
19. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
6	714,786	1.0	2,559,150	△ 0.2	1,984,608	1.2	2,142,480	5.5	480,176	△ 5.3	5,896,592	1.5
19. 7	713,591	0.9	2,546,270	△ 0.2	1,974,349	1.2	2,147,939	5.5	479,879	△ 5.4	5,887,679	1.4
8	715,635	1.1	2,540,447	0.0	1,968,974	1.2	2,154,447	5.6	480,895	△ 5.2	5,891,424	1.6
9	719,968	0.7	2,562,091	0.1	1,982,818	0.7	2,160,071	5.2	482,601	△ 5.8	5,924,731	1.5
10	716,749	1.0	2,549,546	0.6	1,971,688	1.2	2,162,622	5.4	481,628	△ 5.6	5,910,545	1.8
11	718,865	1.2	2,561,026	0.7	1,979,915	0.8	2,169,583	5.2	484,345	△ 5.4	5,933,819	1.8
12	724,667	0.9	2,574,678	0.4	1,991,010	0.2	2,182,400	5.1	489,558	△ 5.3	5,971,303	1.6
20. 1	719,055	0.9	2,571,735	1.4	1,988,716	1.2	2,183,642	5.3	487,826	△ 5.2	5,962,258	2.2
2	720,874	1.2	2,569,915	1.5	1,988,028	1.4	2,188,143	5.4	489,403	△ 5.1	5,968,335	2.3
3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
4	728,509	1.9	2,692,699	4.5	2,092,502	4.8	2,213,773	3.8	494,827	3.3	6,129,808	3.9
5	739,405	3.8	2,755,944	8.0	2,151,281	8.8	2,241,874	5.0	501,881	5.0	6,239,104	6.2
6	751,340	5.1	2,776,961	8.5	2,169,806	9.3	2,255,363	5.2	508,976	5.9	6,292,640	6.7
7	761,913	6.7	2,756,974	8.2	2,154,901	9.1	2,269,960	5.6	513,902	7.0	6,302,749	7.0

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成  
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数  
3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

## ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
  - 内外経済、中小企業金融、地域金融、
  - 協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
  - 信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
  - 日本語／英語
- 論文募集

### 【URL】

<https://www.scbri.jp/>

Shinjin Central Bank Research Institute | ご利用上の注意 | サイトマップ |

### 信金中金 地域・中小企業研究所

信用金庫業界のシンクタンクとして、「信用金庫」「信用金庫取引先」「地域」「協同組織」「中小企業」をキーワードに専門性、独自性を発揮した調査研究を行っています。

- トップページ
- 分野別調査情報一覧
- 各種レポート一覧
- 信金中金月報
- 信用金庫統計
- 全国信用金庫概況・統計
- 景気動向調査
- 活動記録
- 研究所の概要
- 論文募集のお知らせ
- ご意見・ご要望窓口
- リンク集
- English Page
- 地方公共団体アンケート調査 [詳細はこちら]

開発準備中

Sels

信用金庫専用マーケティングシステム

#### 新着情報 WHAT'S NEW

2020.9.9 ニュース&トピックス  
旭川信用金庫の「まちなか賑わいSTREET」の実施について (PDF)

2020.9.9 「活動記録」ページを更新しました。

2020.9.2 内外金利・為替見直し  
No.2020-6 日銀は相当の期間にわたり、超緩和的な金融政策を維持する見直し (PDF)

2020.9.2 ニュース&トピックス  
各業態とも応急的な資金繰り支援の増加は純化・制度融資が金利下押し圧力となる可能性も (PDF)

2020.9.1 信金中金月報  
2020年9月号(第19巻第9号通巻576号) (PDF) 3.25MB

2020.8.28 金融調査情報  
No.2020-24 2019年度末における信用金庫の個人預金口座の増減状況-トピックス~未利用口座管理手数料の導入状況~ (PDF)

2020.8.28 金融調査情報  
No.2020-23 2019年度末における信用金庫の店外ATM設置状況-トピックス~地域銀行の取組事例~ (PDF)

2020.8.28 金融調査情報  
No.2020-22 2019年度末における信用金庫の出資会員数の増減状況-トピックス~出資会員向け優遇サービスの例~ (PDF)

2020.8.24 ニュース&トピックス  
7月の信用金庫の資金繰り融資残高は約20%の高い伸び - 新規貸出実行額は6月をピークに減少~ (PDF)

2020.8.19 経済見直し  
No.2020-2 実質成長率は20年度▲5.9%、21年度3.1%と予測 (PDF)

ISSN 1346-9479

## 信金中金月報

2020年10月1日 発行

2020年10月号 第19巻 第9号(通巻577号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫